

ラファイエツトの心事

眼を以て親しく彼等の行動を監督せよ。然らば朝廷も再び陰謀を行ふ能はず、議會も優柔なる議論に耽る事なからん」と。これ蓋し先にムニエー、マルエー一派の唱へし、王居をパリより更に遠隔の地に移すべしとの論と、正反對の理由に基けるものなりとす。此の際ラファイエツトの意中を後の行動より忖度するに、かくの如き議論にして實行せられ、よく王をパリに拉し來る事を得ば、王は宛も人民の人質の如く、議會は人民を制止する力無かるべく、茲に於て彼は其の中間に立ち、兵力を以て一方細民の盲動を鎮壓し、他方王を擁護して以て、自己を人民の友人として且王室の忠臣として、一世の景仰の的たるに至らしむることを得んと、心私かに此の事の成るを冀ひしものゝ如し。

パリーの新聞紙

當時パリーの新聞紙として最も勢力ありしものには、『クロニク・ド・パリ』、『ジュルナル・デ・デバ』、『アミー・デュ・ビュール』などありき。其の他には、極端過激派の機關紙あり、穩健なるミラボー、ブリッソー等の機關紙ありき。

1 "Chronique de Paris"
2 "Journal des États"
3 "Ami du peuple"

デバール誌

此のうち『クロニク・ド・パリ』は専ら中産階級を讀者とし、其の記者としては一向に名聲あるものなかりしが、特別寄稿家には多數の名士を網羅せり。『ジュルナル・デ・デバ』は今日もなほ現在せる有力なる雑誌にして、其の創立に關しては第一編第五章に於て既に述べたるが如く、ゴールチエがヴェルサイユの政況をオーヴェルニュ地方の人々に知らしめんとせしに始れり。『アミー・デュ・ビュール』は一七八九年九月十七日創刊せられたるが、其の主筆記者は後革命の權化の如くなりし有名なるジャン・ポール・マラー其の人なりき。

マラー

ジャン・ポール・マラーは、一七四八年八月十二日、スウイス國ニューシャテル市附近なるブードリーに生れき。父はマラーと同名にして、醫師として名あり、もとイタリヤのサルヂニヤの人なれど、新教を奉ずる故を以て國を追はれ、スウイスに移り住みて、スウイス婦人を娶りて妻とし、三子を生まし、ジャン・ポールは其の長子にして、次弟は時計師となり、末弟は軍人としてロシアのカザリン二世女帝に仕へ、シユヴァリエ・ド・ブードリーと

1 Auvergne
2 Jean Paul Marat (1748-1793)
3 Neuchâtel
4 Chevalier de Boudry

して名を馳せたり。ジャンは幼少より感情激しき質にて、學業にも熱心なりしかば、進歩頗る著しく、古典に通達し、各國の言語を學びたりき。天成の趣味は自然科學に存せしかば、父の業を繼ぎて醫師たらんとし、十八歳ポルドー大學に入りて醫學を學び、其の成績頗る優等なりしが、



彼は光學及び電氣學に最も趣味を有し、其の學科に就き熱心研究する所あり、一種の電氣療法を發明し、パリに來り開業し、他の醫師に見離されし或眼病の患者に此の療法を用ひて、殊效を示し、大いに世人を驚かしぬ。後、パリよりオランダのアムステルダムに至り、更にイギリスのロンドンに行き、醫家の門戸を開きて、盛んに流行したり。かくてロンドンに留まる事十年、其の間ダブリン、エデンバラにも遊び、また一

1 "Essay on Man"

七七二年より一七七三年に互りて『人間論』第一卷第二卷を發表せり。

マラーの
歴

蓋し哲學的生理的論文にして、人間の精神と肉體との關係を説けるもの、引證該博にして、彼の知識の古今に互りて及ばざる所なきを見るべく、議論亦聽くに足るもの少からず。たゞ不思議なるは、其の人間の靜脈中に一個の流動體ありて、人心に影響すとの奇説を信ぜることなりき。彼は又世上解剖學を知らずして、人間の心理を論ずるものあるを嗤ひ、エルベシユスの『精神論』¹に於て理學的知識を卑しめるを難じたり。當時老大家ヴォルテールはエルベシユスを辯護して、激しくマラーを攻撃したりしは、却つて若きマラーをして名を爲さしむる結果となりぬ。彼は更に一七七五年、自ら『人間論』²をフランス語に譯して祖國に送れり。マラーがイギリスに於て交際せる人々は、多く急進派の人なりしかば、マラーはイギリス憲法の缺陷をも知り、最急進民主主義を奉じて、其の政治論も初めより異彩を放てり。一七七四年に、彼はイギリスの代議政體改造を主唱する會合に加はり、同年『奴隸の繫鎖』³を公にせり。彼はまたニューカッスル其の他幾種かの民主主義の會合に名譽會員たりき。

1 Chaudé-Arien Helvetius (1715-1771)
2 De l'Esprit
3 Newcastle

一七七五年六月三十日スコットランド漫遊中、彼はセント・アンドリューズ大學より醫學博士の學位を贈られしが、此の以外にも同様の名譽を得たること少からざりき。されば一七七七年六月二十日、マラーは『イギリス數箇大學の醫學博士ジャン・ポール・マラー』の名にて、學業優秀、品行方正の廉に依り、王弟アルトア伯護衛隊の軍醫に補せられ、年俸千リッヅル、手當若干を給與せらるゝこととなれり。かくてマラーは久方振にてパリに歸還せるが、こゝにても忽ち門前市を爲す流行の醫師となり、殊に他の醫師の手に及ばざる不治の病人を回春せしむる妙技を有せりとして、『不治患者の醫』と云ふ綽名をさへ得て、盛名高く、取分け¹ローブヌ・ビーヌ公爵夫人の如き、彼を再生の恩人として尊仰し、上流社會の間に彼の名聲を弘むるに全力を吝まざりき。

然るに數年ならずしてマラーは軍醫の職を辭したるが、思ふに宮中の面倒なる儀式に飽きたると、收入莫大にして、もはや金錢のために勞苦する必要なきに至れるが故なるべし。公職を退きて後彼は専ら理

¹ St. Andrews
² Marquise de l'Aubespine

名利一身に
集る

學の研究、殊に光熱、電氣の研究に耽る傍、著述を試み、アメリカ人フランクリンの推讃をも受けたり。彼またフランスの理學學士院に會員たらんとし、論文を提出せるが、其中ニュートンの學說に對し大膽なる駁撃を加へしため會員たる事を拒まれしが、後ド・ボーゼーといふ匿名を以てニュートンの光線論をフランス譯し、一七八八年之を發布したるに、忽ち學士院の一員として推薦せらるゝに至りたり。

かやうにして彼の前半生は専ら學術の爲に力を盡し、政治に對しては割合に冷淡なりしが、國民議會開かれてより頓に政治に熱中し始め、一七八九年三月政治的短篇を著し、一七八九年九月には、國民議會の爲に、『イギリス代議政治の弱點一斑』を顯著し、其の缺陷を指摘して一面の眞理を暴露せり。尙彼は幾種かの短篇政治論文を發表するのみならず、九月十二日遂に『ジャーナル・デュ・ピューブル』(雜誌)を出し、次いでこれを『アミ・デュ・ピューブル』(人民の友)と改題せり。

マラーは後世より鬼畜の如く厭嫌せられたる人物なり。されど冷

1 De Bauzée

初めて政治
に熱中す

マラーの人
物

靜に彼の人物を観察するに、彼ははじめは流行の醫師として、上中流あらゆる方面に交際し、學問あり技倆ありて、一般の尊敬を受けたり。革命前に在りては、彼は實に溫良なる紳士の典型なりき。たゞ彼性質正直にして感情に動き易く、斯かる人物の常として偏癖殊に強かりき。従つて動もすれば人を疑ひ人を憎み、爲に無用に敵を作りき。而も一旦敵より迫害を蒙れば蒙るほど反抗的精神愈、激發して、遂に病的なる迫害妄想狂の行動を演ずるに至る。これ彼が悲慘なる最後を遂ぐるに至りし原因にして、此の點はジャン・ジャック・ルソーに似たり。されど一七八九年九月新聞發行の當時に在りては、彼の言動未だ中正を失ふに至らず、朝廷の反覆を疑ひ、議會の緩漫に焦燥し、パリーの人民を煽動して局面の展開を策しむたりき。しかも彼をしてかくの如き疑惑と不平とを抱くに至らしめたる、決して其の理由なきにあらざりしなり。

二 ヴェルサイユへ！

三色章の謎

さても朝廷の間には依然王權の恢復は策せられ、ブローリー公は曩の失敗にも懲りず、尙陰謀を廻らして、メツツの¹ブイエー侯と計を通じ、國民衛兵の隊長²エスタン伯は王室の出奔に同意し、之を保護する目的を以て、ヴェルサイユの市廳を誑き、細民ヴェルサイユに押寄せなば、自由行動を執るを得る許可を得たり。而して王室の出奔には王の護衛兵の忠誠が最も必要なれば、王后は連りに彼等の歡心を買はんと欲せり。折もよし七月二日、近衛兵の一團は新來のフランドル聯隊の爲歡迎會を劇場に開く事あり、王は王后以下を隨へて親臨し、彼等と一夕の歡笑を共にせんとしたりしに、果して將校兵士は之を前例なき名譽として歡迎し、盛に忠君の歌を合唱せるが、之が爲次第に感情興奮し來り、果ては胸間につけたる三色章をかなぐり棄て、直ちにブルボン家の徽章たる白章を取りて佩ふるに至れり。此の熱情の表現は其の日一日に止らず、翌日は宮中に於て、宮女等、ブルボンの白章を手にして一々廷臣等の胸に佩びしめ、之を肯せざるものは多數の爲に侮辱せられたりき。

¹ Marquis de Bouillé
² Comte d'Estang

拂曉の警報

既にして此の事一度世上に傳はるや、新聞紙は一齊に立ちて、王室に對する疑惑の感情を高調せり。王は今や地方の邊塞に出奔し、其の兵力を提げてパリ市を壓迫せんとしてつゝありとの噂傳はり、これに依りてパリーの上下は貧富の別なく、忽ちにしてバスターユ攻撃の時の如き不安の情に刺戟せられたり。さるほどに十月五日の拂曉三時頃、市内何者か非常の太鼓を鳴らすものあり、全市の人民に惶惑を與へたり。此の頃かの細民の男子等は、既に國民衛兵の壓迫を受けて以來、氣勢昂らず、また七月十四日の騒亂を再演する勇氣を缺けり。曩に一度中止權問題の論争ありし際、多少の動搖を起せしが、國民衛兵の鎮壓に遇ひ、巨魁數名は捕へられて、一週間以上の禁錮に處せられたりき。

されば彼の十月五日の朝の靜寂を破れる非常の太鼓は、如何にして鳴らされしか、知るに由なけれども、此の日先づ集れるは細民の男子にあらずして、下等社會の婦女の群衆なりき。何人か背後に煽動者ありてこれを操りしか、抑もまた何とかして饑餓を免れんとする本能的衝

女群の集合

動に依りしか、明白ならざれども、當時一人の女あり、ブラースドグレーヅの廣場に出で、大太鼓を亂打したるに、音を聞きつけて數千人の女は忽ち集合せり。彼等は目前パンの缺乏に逼られ、心中不平滿々として、何人か責任者を見出して之を懲罰し、以て其の鬱憤を晴さんと欲せるなりき。市長バイイー及び市會議員等は警報を聞きて大いに驚愕し、直ちに使をラファイットに走せて鎮撫を求めたるが、ラファイット爲にする所ありてか、頓に動かす、徒らに形勢を觀望せり。既にして女群等は隊伍を組み、街を進行しけるに、偶然一人の僧侶が其の邊を通行せるを見るや、頃來僧侶陰謀を爲すなどの風説を耳にし居たる事として、理不盡に之を捕へて絞殺せんとしたり。

折しもバスターユ攻撃にて名を著し、それよりバスターユ隊と稱せられ、たる細民隊の長¹メイヤールは、市廳に所用ありて午前七時頃そこを通過せしが、元來沈著活潑にして機轉よき人物として、今此の一場の光景を見るや、咄嗟の間にこれが利用を考へ、平生王及び議會をパリ

メイヤール
咄嗟に機會
を利用す

1 Place de Grève
2 Stanislas Maillard

に引來りて、これを監督せんとせる希望を達するは此の機會にありとし、忽ち踊躍して其の場に入り、一人の女の手に持てる太鼓を奪ひて、これを打叩きつゝ、『ヴェルサイユへ！』と絶叫せり。ヴェルサイユより王を拉し來らば、忽ちにパンの缺乏は充たされんとは、新聞紙の平生叫號せるところなり。婦女等の耳にも此の叫聲はいつの間にか徹しゐたりしかば、『ヴェルサイユへ！』の叫びは天來の福音の如く彼等の耳朵を打てり。

今や彼等は『ヴェルサイユへ！』と雷同し、手中に捕へゐたる僧侶を突放し、恰も物に憑かれしものゝ如く、この聲を甲より乙へ反響しつゝ、一團々々、夫々頭立ちたる女團長となり、陸續としてヴェルサイユを指して進めり。中にも一際目立ちしは、當時バリー花柳界に嬌名高かりし女壯士、テロアニユドメリクール(第一編第五章參照)にして、抜劍を閃かして、一團の先頭に立ちぬ。此の女後にジャコベン黨の手先となりて、常に騷擾の中心に立ち、細民女群の頭株たりき。斯くて此等の女群は、

ヴェルサイユへ

1 "à Versailles! à Versailles!"
2 Théroigne de Mericourt

ラファイエットの
不活動なる
舉動



！ヘユイサルエヴ！ヘユイサルエヴ

メイヤールの背後に従ひ、更に其の後より細民の男子等、不規則なる列を爲して進みぬ。
市長バイイーは報を得て大いに驚駭し、國民衛兵司令官ラファイエットに、直ちに群衆を追うて大事に到らざる内鎮撫すべき事を要求せるに、彼は此の時初めて舊ガルド・フランセーズを召集して武装せしめ、義勇隊の大隊を諸所に集め、ヴェルサイユへの進軍を命ぜしは、漸く其の日も暮近き午後四時の頃なりき。蓋しラファイエットが斯くも出來得る限り遲疑するの狀ありしは、細民進んでヴェルサイユを包圍し、王と

議會と危殆に陥るに及びて、軍隊を率ゐて立現れ、彼等の救濟者として持囃されんとする虚榮心に出でたること、殆ど疑なき所なり。

この日王はランブイエーの森林に遊獵するが、午後一時頃パリ一の暴民襲來の警報に接せるも、例の暢氣なる性質として深くも意に留めず、悠悠として歸城せるには、や四箇小隊六百人の近衛兵は、王宮の正面クール・デ・ミニストルに整列し、フランドル聯隊は其の外方なる、ブラス・ダームの左側に整列せり。又ガルド・フランセーズの兵營内には、ヴェルサイユの國民衛兵二百名屯營し居たり。

午後三時頃女群は追々に到着せり。雨天の事として彼等は全身泥塗れとなり、その狀轉た慘憺たり。やがて彼等は二隊に分れ、一部は宮殿に赴き食を求め、宮人は乞はるゝまゝにこれを與へたり。他の一部はホテル・ド・メニュー・ブレイジェルなる國民議會に到れり。恰も此の時議會にては、今しもムニエー議長として議事の最中なりしが、メイヤールは女群の名に於てムニエーに向ひ、議會の議決によりてパンの價を廉く

1 Rambouillet.
2 Cour des Ministres
3 Regiment de Flandre
4 Place d'Arme
5 Hôtel de Menus Plaisir

女群王宮と
議會とな包
圍す

女群議會に
到る

女群の代表
者王の慇懃
に感激す

議長ムニエ
ーの態度

することに盡力せらるべしと請求せり。議會は即ち代表委員を出し、女群の代表者と共に王の許に赴き陳情せしむることとせり。王はやがて代表者に謁見を與へしが、王の態度慇懃深切なりしかば、さすがに婦人のこととて深く感激に堪へず、歸りて一行に向ひ王の美德を盛んに稱賛せしに、他の女人等は之を以て朝廷に媚ぶる者となし、怒りて彼等の代表者を虐待したりき。

一方議院に闖入せる一團はなほ喧噪やまず、『議員等は吾等のために何事かを盡力せよ』と絶叫せり。議長ムニエーは之に恐れず、『我等は脅迫の中に議事をなすものに非ず』と答へたり。而して女群等は議場内に夜を過すの準備を始めしかば、議會は形勢重大なるを見て、無期繼續^{アン・パルマナンス}を決議せり。

既にしてパリより來る群衆は愈々多く、午後七時より八時の間に、朝廷の命令に依れるにや、王の旅行馬車廐より引出されぬ。これを見たるヴェルサイユの國民衛兵は、王は決して逃去るべからずといひて、馬車

王の逃亡を
阻止す

1 En Permanence

を引返さしめたり。王も王后も事情の急迫せるを知り、ガルド・フラン
ドルをアヴェニュー・ド・ソーの兵營に還らしめ、王の爲に逃亡の道を護衛
すべき騎兵をも營所へ歸還せしめき。この際國民衛兵は之を射撃し
て一馬を倒せり。パリイより來れる群集は忽ち死馬を圍み、その肉を
切りて炙り食へり。

ラファイエツ
ト來る

午後十一時ラファイエツトは、パリイの國民衛兵二萬人の殆ど全部を引
率して、隊伍堂々ヴェルサイユに到着せり。ラファイエツト及び市會の委員
等は王に面謁し、ラファイエツトは死を以て王を保護すべきを誓約し、委員
等は王に向つて、第一、王宮の保護を市民兵に委任すること、第二、パリイ
の食糧給養に關し、すべて市會の計畫に賛同すること、第三、人權宣言を
無條件にて認定すること、第四、パリイ市を王常住の地と爲すこと等を
提議して、王の承諾を乞ひたり。王は第一條をば承認したれども、ラファ
イエツトの手兵の宮中に入るを許さず、第二、第三條は之を拒絶し、第四條
には許否を明言せざりき。かくてラファイエツトの部下は、市中の寺院に

パリイ市會
委員等の要
求

1 Avenue de Seaux

暴徒王后を
脅す

分れて宿營し、餘れるは街上に焚火して、野營に一夜を明しぬ。午後十
時頃ラファイエツトは王宮を辭し、大臣モンモレンに逢ひて、もはや萬事安
全なる事を告げ、自身はノアイユ公の邸宅に赴きて眠れり。
飲酒と舞踏とに狂酔の一夜を明したる民衆は、六月十日の空の白む
や否や、誰號令するともなく、三々伍々相集り、午前五時、まだ曉方の冷
き露を踏み、如何なる故か番兵の備なかりし王宮背後の入口より、ク
ル・ド・マルブルといふ内庭に入り、それより忽ち宮中に亂入して、直ちに
王后の寢室を衝かんとせり。階段及び次の間を守る番兵二人は、死
力を盡してこれを防ぎしが、多勢に無勢亂刃の下に忠死して、首を高く
掲げられぬ。次いで王后の寢所の戶外を衝れるミオマンドル及びモ
ーブールの兩兵士も、勇敢に奮闘して、義に殉ぜり。この騷擾の間、王后
は辛じて裏手の戸口より階段を下りて、王の寢室に逃れ、細民の毒手を
脱することを得たりき。

この騷動の物音に驚かされたる當番のパリイ有給國民衛兵(即ち舊

1 Montmorin
2 Hôtel de Noaille
3 Cour de Marbres
4 Miomandre
5 Maubourg

ガルド・フランセーズの兵士一箇大隊は駆けつけた。隊長はカルヂニャン大佐にて、後共和政治時代の驍將として有名なるラザール・オーシュは此の隊の一曹長なりき。カルヂニャンの軍隊は驅足にて現場に到ると等しく、數分時にして群衆を宮中より撃攘したり。而も宮門の外には群衆の呐喊益々盛んなり。

王暴徒を慰撫す

午前七時頃ラファイエットは宮中に到りて、王に面謁し、王の樓臺に現れて、民衆と應對せられんことを乞へり。王は其の言に従ひ、王后以下とラファイエットとを伴ひ、民衆の前に其の姿を現せしに、民衆は聲を合せて『パリーへ！、パリーへ！』と叫びたり。ラファイエット更に、王の早く同意せんことを促しければ、王も止むを得ずしてこれに同意する旨を言明せり。群衆は更に王后に對し嘲罵冷笑憚る所なかりしかば、ラファイエット即ち王后に乞ひて、親しく樓臺の前面に出でしめ、自ら進みて恭しく其の手を接吻しければ、公衆はこれを見て稍鎮靜せり。ラファイエット其の時、『之より王族と人民との永き平和は成らん』と叫べり。すべて此の前

1 Colonel Carignan
2 Lazare Hoche

王パリーに還る

王パリーに入る

後に於けるラファイエットの言動は、故意に民衆の亂暴を傍觀して之を助長せしめ、危機一髪の時迫るや出でて王を救ひ、自己は王家と民衆との間に介在し、王を要して人權宣言の承諾、パリー移動等自家に都合好き結果を擧げしめたる行迹なきに非ず、竟に疑惑の的たるを免れざりき。其の日午後一時、王及び王族は馬車に乗りてパリーに向ひぬ。ラファイエットは白馬に跨がり、護衛兵の司令官として、意氣揚々先驅となりぬ。かの男女細民の群衆は王家の馬車を包圍して喧囂し、時々槍の穂先に忠死せる番兵の血だらけの首を貫けるものを王族の馬車の窓に突きつけなどして、威迫を試みたり。女群は叫びて曰く、『吾等はもはや餓ゑざるべし。吾等はいかゞパン焼きと、その家族等とを伴ひ行けばなり』と。彼等が王家に對し、尊敬と禮儀とを失へること今やかくの如くなりき。行列は其の日の暮方パリーに到着せり。王族は先づ市會に至り、市長バイエーの歓迎の辭を受けて後、チュイルリーの王宮に入りぬ。この王宮は久しく用ひらるゝこと無かりしかば、寢臺の數は宮人の用を満

1 Tuileries

たすに足らず、纔かに床板の上に一夜を過せる人も少からざりき。

煽動者として疑はれたる人々

この度の事件に於て、その煽動者として最も疑はれたるものは、オルレヤン公とミラポーとなりき。然れどもミラポーに關しては、彼當日は友人ラ・マルク伯の家に客として招かれたる事、兩人の交換せる書狀の文言に徴して寸毫の疑をも存せず、従つて陰謀の形迹だも認むることを得ず。且王をパリに遷す事は、ミラポーが平生の主張と全然相反せり。オルレヤン公に至りては、エリオット夫人の日記に依るに、「この恐ろしき當夜、公のヴェルサイユに在らざりし事は確實なり。何となれば、世間傳へて公微服して王後の寢室に入れり」といふ當日の朝は、公は全く我(エリオット夫人)が家にて朝食を食しむたり。其の際公のいへる言葉に、余は王をパリに連れ來らざるをよしと思ふ。これはラファイエットの計畫なり。世間に騒動起る毎に余を下手人とす。この度も世人は余を非難するならん。されど今回の如きことは、狂愚の計畫にして、ラファイエットなどが好みて行ふ様のことならずや」と。

1 Comte de La marck
2 Miss Elliot

オルレヤン公逆謀の證據

然れども、オルレヤン公が當日現場に在らざりしを事實とするも、尙公が或機會を利用して、王に危害を加ふるの意志全く無かりきとの斷案は決して下すべからず、否之に對する有力なる一の反證の在るありて、彼の野心を暴露せり。即ち後帝政時代に警視總監たりしリアル¹の報告に依れば、オルレヤン公の刑せられたる後一年發見せられし書狀に、十月六日の日附にて、其の手先の者に對し、出入の銀行家に金を拂ふことを中止せしむる記事あり。そのうちに「孺子²なほ生けり」と記せり。この「孺子」は即ち王を指せるもの、如く、王の弑逆に成功せざりし爲に、金を與ふることを中止せる意味とは知られたり。すべて此の前後のオルレヤン公の行動を観るに、或は王を惡評して不人氣に陥らしめ、後には王の死刑に投票して、過激黨の輩にまで舌打して、其の無情を憎ましめたるなど、機會あるごとに王を倒して、己れ取つて代らんとする野心ありしは歴然たり。しかも彼自ら「平等³」と姓を改めて、一意民衆に阿諛するに努めたるに拘らず、能く其の歡心を買ふに足らず、恐嚇政治の

1 Real
2 "Le Mermot vit encore"
3 Egalité

子の代に至りて一旦志を得

末期に於て、彼が仇せるルイ十六世王と同一の運命を辿るに至りしは、因果應報とやいふべき。但し其の子ルイ・フィリップに至り、七月革命の變あるや、暴民を使ひてチャールス十世を威嚇し、遂に宗室の没落に乗じて王位に登りしは、父が生前の執著の死後其の子に依りて遂行せられたるものといふべきか。而もルイ・フィリップも亦久しく王位を守る能はず、一八四八年二月革命に依り、宗室と同一の運命を繰返すに至れり。

ラファイエットの心事

この度の事件について、なほラファイエットも疑惑に包まれたる一人なりしことは前にも述べたるが、眞に彼が此の一段の事件を利用して、自己の提案せる人権宣言に王の同意を強要し、王を擁して自家の權勢を張るに汲々たりしことは、否みがたき事實ならん。但しラファイエットといひ、オルレヤン公といひ、事件を利用したるに止まりて、自ら其の主動者となりて活動を試みたるにはあらず。騷擾の原因は、依然として第一には、パンの缺乏より、如何にしてか目前の饑餓の苦痛を脱するより外に思ふところなきパリ細民の激情の暴發に依り、第二には、王家の

暴動の眞因

中等社會漸く下層社會を恐る

陰謀に對して細民の間に疑心暗鬼の情あり、王をパリに置きてこれを監督せんとする希望旺なるものあり、彼等の明晰ならぬ頭腦に伏在せる畏怖と不安との情發して、此の一段の暴舉とはなれるなり。この事件以後、中等社會は漸く細民に對して警戒する必要を悟り、從來の如く妄りに彼等の煽動者たること無かりき。

第五章 ミラボーと朝廷との接近

一 混沌たる議會

一七八九年十月五、六日の事件の結果、王は遂にヴェルサイユよりパリのチュイルリー王宮に遷り、同時に國民議會に對しても、同じくパリに遷るべき事を命じたり。こゝに於て國民議會は委員を遣はし適當なる會場を求めしめしに、乗馬學校なるサルド・マネージュ¹の選に當りしかば、同所に於て九日より引續き議會は開始せらるゝこととなりぬ。かくしてパリー人は王と議會とを側近に置きて、自ら之を監督する當初の目的を達して満足せり。さばればパリーの中等社會は細民を利用せんとして、その却つて、自己にも危険を齎らす所以なることを次第に悟るに至れり。今や傍聽席には細民の男女常に充滿して、勝手氣儘に或は拍手喝采し、或は罵詈妨害を試み、氣弱き議員をして、安んじて其の

細民の勢力
議會を壓す

¹ Salle de Manège

議會の亂雜

所論を盡すを得ざらしめき。細民等は元より政治上に定見を有せるにはあらねど、彼等の特質として極端に走る癖あれば、初めは中等社會の爲に火中より粟を拾ひ、而もいつか極端過激黨の利器として使用せらるゝに至りたり。當時議場には一向紀律も秩序もなかりしかば、議事の最中なるに拘らず、傍聽席には劇場の如く、菓子水菓子などを賣る商人出入し、傍聽人は恣に食物を頬張りつゝ、議事を見物し、批評する有様は、宛も我が舊式の劇場に見る光景と一班なりき。後、傍聽席の亂雜を防がんとため、入場券を發行することとなしたるに、機敏なる者先廻りして、好位置の切符を買占め、これを高價に賣付くることは、尙劇場の切符の如く、それさへ特に興味を惹く議題ある場合には、群衆は我勝ちに詰寄せて、入場券の有無に拘らず、強ひても入場せんとして喧騒せり。かのムニエーの如き、この状態を見て憤慨措く能はず、十月一日其の議長の職のみならず、議員をも辭し、憤然郷里に還りて、大いに國民議會の非を鳴らしたるも、彼の勢望はまた昔日の如くならず、遂に十月十日長

ムニエー怒
りて議會を
去る

く議會を去るに至りぬ。

パリー移動後、議會の面目のやゝ革れるは、先づ黨派の色彩の鮮明となれることなり。溫和保守黨中には、或はムニエーの如く、怒りて議會を去るものあり、其の他、極端過激派の壓迫を恐れて去るものもなきにあらざりしが、溫和派は依然議會に重きを爲せり。議場に於ては、憲法制定につきて議論絶えず、さらでも辯論を好む議員多きことなれば、或は議場に於て故らに公衆の耳目を惹き、その異色あるを認められんとする虚榮心より、一層辯舌を弄する風行はれ、互に派手なる演説振を相競ふ結果、自然誇張せる言辭を用ひて、知らず識らず過激の論旨に趨る者愈、夥しきを加へたりき。

議會黨派の色彩鮮明となる

二 ミラボーと宮廷

これら紛々たる饒舌家の中に在りて、最も常識的なる意見を有し、時に必要に應じては、反對に過激の言説を吐きて、大いに衆望を萃めたる

國士ミラボ

者はミラボーなりき。前にも述べたるが如く、彼の議會に入らざりし前半生の閱歷は放蕩無賴にして、投機師に類する舉動の多かりしに似ず、一度議場の人となりては、彼の人物全然一變し、從容として經國の大理想を抱く國士の面目を備へ來り、君主政と民主政とを調和して、秩序ある國家の建設を成就することを以て、己れの任務となしたりき。而も彼が前半生の失行は常に彼に災して、なほ人々の擯斥するもの絶えざりしが、時局愈、多難にして人皆英雄を想ふ時、從來多數の間に人望を博し、仰望の的となれる宰相ネッケールの如き、又議員マルエー、ムニエーの如きサロンの政治家等は、畢竟泰平の世の裝飾物たるに過ぎざる事を遺憾なく暴露し去り、また此の難局に處するの道を解せず、徒らに窘窮して、策の出づる所を知らざりき。

此の時に當り、ミラボーが一代に抽んづる政治的天才は、一難を経る毎に其の光輝を加へ來り、之を好むと好まざるとに拘らず、衆人をして等しく彼を仰がざるを得ざるに至らしめぬ。かくて彼は極端保守黨

漸くその眞價を認めらる

の勢力を挫きたるのち、翻つて極端革新派の妄動を制御する事に力を用ひたり。是に於て、彼は朝廷と結託する必要を感じ、一七八九年五月末ムニエーを介してネッケールと會見せしが、ネッケール局量狹隘にして、よく此の大人物を容るゝこと能はず、會見の結果の破綻に終れるは、前既に述べたるところなり。^(第一章)此の際に於けるミラポールの立場は頗る困難にして、朝廷よりは厭忌せられ、人民よりは『裏切者』として疑はれたり。然れども彼は決して初一念を捨てざりしが、幸ひにしてド・ラ・マルク伯に知らるゝや、伯は彼が生涯の知己として現れ、彼が爲に朝廷との間に折衝して、その希望の通達を容易ならしめたり。

ラ・マルク伯

ラ・マルク伯は、もとオーストリア人にして、その先はネーデルランドの貴族に出でたり。王后マリー・アントアネット興入の時、之に隨從してフランスに來り、近衛軍に士官たりき。彼は深く王后に信任せられ、初め三部會議員の一人として、第三部の合同に反對したる貴族議員の一人なりしが、元來常識に富みて、頑冥なる保守家の亞流にあらず、ミラポ

1 August-Marie-Raymond, Prince d'Arenbourg, Comte de la Marek



— ミラポールの畫 —

王后初めミ
ラポーを擯
斥す

しも夙に其の才を認めて、彼と接近せんことを欲し、一七八九年六月末、¹セニヤック・ド・メイランを介して、²ポア公の家に於て彼と會見せり。ミラポーは伯を通じて、朝廷と接近する希望ありければ、當時伯に向つて、『余は貴下の如き種類の貴族とは、常に歡談を盡すを得べし』といひしが、ラマルクは一見して、ミラポーが魅力ある人格の囚となりぬ。ミラポー更に曰く、『貴下よ、願はくは余のために、朝廷に對し、余が彼等の反對者たるよりも、寧ろ彼等のために、好意ある憂慮者なることを告げよ』といへり。これを始めとして、ラマルクは深くミラポーを崇拜し、傾蓋の思深く、毎日の如く彼と會見して、その説を聽くを樂みたりき。

九月の末に至り、ミラポーはラマルクに向ひ、豫言的の言を吐きて曰く、『朝廷は何を考へ居るにや。彼等は彼等の足許に口を開ける深淵を認めざるや。王及び王后は打倒さるべし。細民等は敢へて彼等の死屍をすら辱めんとす』と。ラマルク大いに驚き、王后に説きて早くミラポーの言を容れ、その助力を求むべき事を勸告せり。されど王后は、『余

¹ Senac de Meilhan
² Prince de Poix

三色章蹂躪
事件の調査

はかのミラポールの如き奴輩の助力を乞はざるべからざる程の不遇に陥れりとは信ぜず』と言へり。ミラポールは王后が自己を厭ふ事甚だしきを知り、機會を得て彼女に深く自己の勢力の侮る可からざる事を知らしめんことを期せり。これより先きフランス軍隊の議會に來りしとき、王は王后と共に臨御し、士官等は忠誠の熱情を表白せんとするあまり、三色章を蹂躪してブルボン王家の白色章を帯びし事件は、既に前述せる如くにして、正しく十月五、六日の事件の原因と見るべきものなるが、十月五日の朝、デュボン及びベチオン、これに關する世上の攻撃甚だしき事を朝廷に告げしに、保守派の貴族侯爵モンペーは此の事をば記録的證據として調査すべしといひ、この機會に朝廷に對する忠誠の熱情未だ衰へざる顯證を示さんとせり。ミラポールこれを聞いて反對し、『かかる事件は將來を戒めて、其の再發を防げば足る。却つて過去の事件の洗ひ立てを爲さざるを良しとす。モンペー侯の提案は時宜に適せざるなり。しかも侯にして飽までその主張を貫かんと欲するな

1 Dupont
2 Marquis de Montsper

王后心中の
一大變化

らば、余もまた之に對して告訴を爲さんのみ。されど余が之を爲す前に、議會はたゞ王の身體のみ神聖犯すべからざるものたることを決議すべし』と。この威嚇的なる暗示を聞きたるモンペーは、王后の身邊に危害あらんことを思ひて、遂に提案を撤回したりき。

王室のバリーに遷されたる以來、王后の心中に一大變化を生じたり。『貴族の脱走は、王后をして、獨力人民の復讐心に對するに至らしめき。彼女をして死と間髪を容れざる危地に陥らしめ、いかに彼女が一般に憎惡せられ居るかを深く自覺せしめたる彼の十月の恐ろしき經驗は、一朝にして彼女の生來の輕燥なる性質を變じて沈重ならしめしのみならず、高雅なる美質をさへ加へしめたり』と。これ¹アクトン卿の論ずる所なり。かくの如く、從來言動とかくに輕燥にして、頑固貴族の傀儡の如く思考せられるたる彼女も、一たび死生の境を往來し來りては、さすがに女傑マリア・テレサの娘たるに反かざるを思はしめたり。彼女の物に動ぜず、凜乎たる氣象を以て大事を裁斷するや、頑固なるルイ十

1 Lord Acton

六世をして屢、議會に讓步せしめたりき。彼女は世人の思ふが如くには頑固ならず、脱走貴族の巨魁たるコンデ公の如きは、却つて密かに彼女を評して、『民主主義の女』といへる程なりき。しかも彼女は遂にミラボーが君主政と民主政とを調和せんとする理想を解するに至らず、一時を彌縫しつゝ、機會を待ちて權力を回復せんとし、頻りに陰謀を運らして、遂に自身とその夫との破滅を招くを知らざりき。さばれば彼女は今やミラボーの如き人物を毛嫌して、之を用ひざるの不利を悟り、遂に彼と會見することを承諾せり。

茲に於て王は王弟プロヴァンス伯(後のルイ十七世)の手を経て、再びラマルクよりミラボーに對し、現狀に處するの策を獻せんことを申込めり。ミラボーこの命を受けて大いに喜び、二日を費して書上げたる意見書を上りしが、これ實に彼が常識と卓見とを伺ふに足るべき記念的の大文章たりき。その要領は即ち次の如くなり。

ミラボーは劈頭、フランスは新しき憲法を要すと喝破し、議會が今日

國七と朝廷
との間に初
めて氣脈に
通す

ミラボーの
意見書

まで主張し來れることは、その儘に新憲法の基礎として用ふべく、これに對して反動的の行動を執るべからず。されど將來に於て新憲法成るの日、王は必ず先づその先決權イニシヤチフを執るべく、決してこれを議會の無責任なる辯論家に委託すべからざるなり。王は議會を操縱して、新憲法の自由なる運用を爲すために、主なる議員を以て責任内閣を組織せざるべからず。而して此の内閣はイギリスの内閣の例に倣うて、國王の爲には忠僕たる責務を果たして政權の鞏固を圖り、一方人民の代表者として、其の希望を満足せしむる手段を執るべく、かくて行政の基礎は確立し、政體は安定を得べきなり。若しそれ現狀のまゝ成行に委せんか、王はバリーに拘禁せられて、細民の鼻息を窺ふのみ。七月以來政府は殆ど全く其の權力を失へり。この實狀を改革すること目下の急務なれ。王は今日の場合宜しくバリーを去り、民論靜平なる地方に遷り住み、議會をも其の地に召喚すべし。議會命を奉せずんば、別に新議會を召集して、新憲法の制定を急がしむべきのみ。王にして其の際公明

なる態度を以て、現今議會の議定せる事項には一切同意なることを告げ、且國民のひとしく信頼する人物を以て宰相たらしむることを宣言せば、たとへばバリー細民の一部に不平ありとも、全國民は悉く起つて王を扶翼すべし。然れども事態は未だ極端に至らず、現状のままの議會といへども、なほこれと融合する望なきにあらず、これを行ふには、まづ議會内の有力者を以て、責任内閣を作らしめざるべからず、云々。

王は此の際王弟プロヴァンス伯をして、王に代りて活動せしめんと欲したり。ミラポールも朝廷内に於て先づ彼を推さんとする考をば多少有しむたり。かのパスチーユ陥落後に於て、王の一時バリーに赴きし時、當時朝廷の顧問たる關係を有せしオーストリヤ大使の助言に依り、プロヴァンス伯に陸軍中將の實權を附與し、若し王にしてバリーに抑留せらるゝことある場合には、伯は此の全權を以て議會を遠隔の地に移すべしとの手筈を定めたりき。されど當時幸ひに王は無事にヴェルサイユに歸る事を得たれば、其の事なくて止めり。今やまた形勢殆ど同

プロヴァンス伯を推さんとする

様の状態に在るを以て、再びプロヴァンス伯を起さんとしたれど、伯は時機未だ熟せずと稱して、これを肯ぜざりき。

ミラポールはまた、自身首相として責任の衝に當ることは、その私かに覺悟せるところなれど、不幸にして彼の信用未だ世に篤からざるを知り、十分に自己の所信を行ふに便利なる手段を求めて、當時世間に虚名最も高きラファイエットと結び、その背後に隠れて、絲を引くの得策なるを思へり。彼はかく初めより自己の地位に焦慮せず、虚名を他人に譲りて實功を手中に收めんことを期したりしなり。かくてミラポールは頻りにラファイエットの歡心を求むるに努めたるが、元來ラファイエットの人物は、ミラポールの輕侮する所にして、ミラポールは、彼が『フランスのクロンウェル』を以て自任するを嘲り、イギリスの小説家リチャードソンが作中の平凡なるにも拘らず自惚強きグランデソンといふ人物の名に假りて、彼に『クロンウェル・グランデソン君』といふ綽名を附したり。此の事何時しかラファイエットの知る所となり、さらでも虚榮心強きラファイエットの自

ラファイエットとミラポール

1 Richardson
2 Grandison

尊心を傷くる事甚だしく、彼は之よりいたくミラポを悪める上、元來
狹量の人物として、ミラポが過去の失行を追咎し、びたすらに放佚の徒
として卑みたれば、この二人の接近は頗る困難なりき。

一方ラファイエットと接近せんとすれば、その敵なるオルレヤン公を斥
けざるべからず。或はミラポがオルレヤン公と深き關係ありしが
如くに傳ふるものあれども、實際は然らず。ミラポは初めより公と
交渉なかりき。尤も其のはじめミラポの未だ孤立無援、頼る所を知
らざりし際には、一時公に接近を求めしことなきに非ざりしが、爾後に
何の交渉なかりしことは種々の方面より確證するを得べく、彼或時は
ピソンを通じて、『余は議會の演壇より新しきマイルド・バレー(宮宰と譯
す。フランド
ク國メロウインが王朝の時、宮宰權を專
らにし、眞の王は垂拱して、成を仰げり。)を攻撃すべし』と云へることあり
き。されば此の際ミラポは、新内閣組織の計畫を實行するに當り、オ
ルレヤン公一派が、陰謀に依りて騷擾を起し、妨害を爲さんことを慮り、
密かにオルレヤン公をイギリスに大使として敬遠する計畫を爲せり。

オルレヤン
公とミラポ

ミラポの
新内閣組織
の案

ミラポとラファイエットとが一時意志疏通せしは、議會のバリに遷
る以前に在り。當時ミラポと關係ありしダラゴン夫人の家に於て、
ミラポ、ラファイエット兩人の名にて、有志の懇談會を開きしことあり。
この際内閣組織のみならず、大使知事等の任免をも議する手筈なりし
かば、多くの野心家の群集し來りし中に、かの中央黨の三頭たるバルナ
ーヴ、デュボン、ラメート等も來會せり。彼等はミラポ、ラファイエットと其
の説が一致するものにはあらざれど、この際之と手を握ることを得策
なりと考へしなり。この會合に於て、ミラポは會合の趣意を陳述し
たる後、其の際自家の過去の經歷に就きて、長々と辯護的演説を試みて、
『小徳義は大徳義の敵なり』と述べたり。さて當時ミラポの提言せる
案に依れば、新内閣は、ネッケールを首相とし、ラファイエットを元帥兼最高宮
中顧問とし、ポルドー大司教シャンピオン、ド・シセーを内大臣に、公爵ド・ラ
ロシュフーコール、リヤンクールを陸軍大臣に、公爵ド・ラ・ロシフーコール
を内務大臣に、ラ・マルク伯を海軍大臣に、セギュール公を外務大臣に、タレ

1 Madame d'Aragon
2 "La petitemorale est ennemi de la grande morale"
3 Champion de Cicé, Archevêque de Bordeaux
4 Chancelier
5 Duc de la Rochefoucauld-Liencourt
6 Duc de la Rochefoucauld
7 Comte Philipp de Ségur
8 Talleyran

1 Maire de Palais(Major domus)

ランを大藏大臣に、ル・シャプリエーを工務大臣に任することとし、ミラボー自身は敢へて大臣たるを求めず、王の顧問として、専ら大小の機務に對し啓沃の任に當らんとせり。而して是れ新内閣は一般に主義と品格とに於て信用高き人々により組織せられざるべからざる故なりといへり。ミラボーは更に策を建て、モンモレンを大使として、彼が借財をば王代りて償ふべく、タルジェを市長とし、ムニエーを王の圖書館長とし、以て彼等の心をも收めんとす。ネッケールに關しては、ミラボーは依然として其の無能なる事を指摘して、假借するところなかりしが、新内閣にはタレーランを大藏大臣たらしめて、ネッケール失政の善後を爲さしめ、以てネッケールが得意を奪ひ、その實力の羽翼を收めて、しかもその民間に於ける空虚なる人氣を利用し、王の勢力を回復せしむる具と爲さんとせり。

ラファイエットはネッケールにすゝめて、再びミラボーと會見せしめんとせしに、ネッケールもさすがに今はミラボーの勢力の尋常ならざるを悟

ミラボー、
ネッケール
と再會す

1 La Chapelle
2 Montmorin

りて、之を承諾し、ラファイエットを介し、十月十七日再びモンモレンの家に於て兩人會見の一段あり。その後十九日には、ミラボーとネッケールと二人のみ、更に單獨にて會見を重ねしが、この二人元來性情氷炭相容れず、雙方共に傲岸にして相下らず、互に不快なる印象を止めたり。さればミラボーは其の到底ネッケールと兩立しがたきを悟り、ラファイエットに對し、『余は侮辱せられたり』といひ、ネッケールも亦ミラボーを罵りて、『彼は王と國民とを共に欺瞞せんとする山師なり』といへりき。

ネッケールとの提携に失敗せるミラボーは、更に十月十九日、議會に於てラファイエット稱讚の演説を爲せり。彼はネッケールを失ひ、今やラファイエットの聲望を借りて、自家の所信を展べんとせるなれど、ラファイエットは茲に至り却つて遲疑の狀あり。ラマルク伯は當時ミラボーに向つて、『ラファイエットは優柔不斷なり』と告げたり。蓋しラファイエットは頭腦の明晰を缺き、時勢を洞察する明智を有せざりしが爲、この事却つて王を殲すの結果とならんことを畏れしなり。而も一方には、一度ミラボーの

ラファイエッ
ト、ミラボ
ーを敬遠す

密謀に深入しながら今更これを拒絶せば、恐るべき報復をや受けんと
思ひ、狐疑逡巡の間に迷ひ居りしなり。この形勢を觀てラファイエット及
び前月の會合に加はれる二三の人は、ミラポールの爲に周旋して、外國の
大使たらしめんとしたれど、ミラポールは其の自家を敬遠せんとする策
謀に出づるを看破し、『余は名譽ある流人たるを欲せず』といひて、これを
拒絶し、『余をして眞に國家の用を爲さしめんとせば、永く此の地に置く
に若かず』と告げたり。

茲に至りてプロヴァンス伯も、ネッケールも、ラファイエットも、共にまた恃む
に足らざるを知りたるミラポールは、ラマルクに向ひ更に第二案を提出
せり。これに依れば、ロシュブールを司法大臣に、タレーランを外務
大臣に、ダランベールを大藏大臣に、ラマルクを陸軍大臣に、アベ・シエー
スを工務大臣に任命するに在り。この獻策再び王に示されたるに、王
はかくの如き大膽なる主動的決斷を爲すの勇氣なく、唯徒らに躊躇し
たり。實際かく雜多の觀念を不透明なる王の頭腦に透徹せしめんこ

ミラポールの
第二内閣案

ミラポールの
策成らんと
して蹶くと

とは、一時に數顆の脂ぬれる珠を指頭に把持せしむるに等しかりき。
而もラマルクが此のミラポールの策を當時王后の後見人の如き位置を
占めたるオーストリア大使メルシー伯に示せるに、伯は大いにこれ
を推賞して、これが實行を王に慫慂せしかば、こゝにミラポールの計書稍
成るに至らんとする形勢となれり。然るに此の時一大障害は端なく
もおこり來れり。そは十一月の初め頃より、ミラポールをはじめ二三
人の議員、内閣に入らんと風の風説頻りにパリに行はれ、朝廷は議員の買
收を行はんとす、議會はこれを制止せざるべからずとの叫聲頓に昂ま
り來れることなり。蓋しモンテスキューの三權分立の説に心醉せる人
は、これを以て立法部の一大危機なりと考へたるなり。

十一月十七日、ミラポールは議會に於て大いにネッケールの財政策を攻
撃したり。彼は第一に、ネッケールとの個人的關係あるケース・デスコ
ン(テコント銀)と關係を絶ち、別に³ケース・ナショナル(庫)を起し、之に依つて
公債所有者に支拂ふこと、第二に、都會住民の絶えざる食物缺乏の惧を

1 Comte de Mercy-Argenteau
2 Caisse d'Escompte,
3 Caisse Nationale

宰相發言權
に關する大
演説

除くこと、その手段として先づアメリカ合衆國と諮り、その負債の一部を米穀を以て支拂はしむること、第三に、憲法の確定するまで、宰相も議會に於て議事に加はる權利を與ふることを述べたり。この演説中に彼は『總べての善良なる國民は鞏固なる政府の成立を希望せり。今日の如く行政部と立法部と事毎に相争ひ、公共の事業を政争に委して顧ざるは、斷じて不可なり。吾人は何故に宰相の議會出席を畏るゝか』と。此の演説はド・ロヴレーが彼の爲に起草せる草稿に基き、イギリス憲法に依り、引證明確、義理透徹、堂々たる一代の雄辯なりき。議員等は雄辯に魅せられて、拍手喝采を惜しまざりしが、翻つて思考するに、漸く疑惑の昂り來るを覺えずんばあらず。これミラボー自ら宰相たらんとする素地を作るものにあらずやといふ感情は、暗黙の間に擴がり、抑へんとして抑ふべからず、議は遂に即決することなくして散會せり。

この夜ネッゲールの黨與はミラボーに對する疑惑を濃くする事に努め、ラファイエットまた敢へて此の運動を抑止せんとせざりしかば、翌日

1 De Roveray

議員入閣を
禁ずる決議

の議會に於て、先づ右黨のモンロシエ¹は立ちて、『余はミラボー君の提議に微妙なる深祕の含まれたるを見る』と警告し、又左黨のランジョーネ²は立ちて皮肉なる語調を以て、『雄辯ある天才は諸君を動かさし、諸君を奴隸たらしめつゝあり。その時は久しからず、彼が宰相たる時なり』といひて、ミラボーを諷刺し、最後にブレン³は曰く、『余はミラボー君の提案の終りに一個條を附加し、現會期中議員は内閣に入るを得ずとの一項を加へんと欲す』と。ミラボーは之に對して、沈著に責任内閣の本義を説明せんとしたれど、多數の議員の疑惑の眼を己れの一身に注げるを見て、大膽に、『ブレン氏の言は、此の議會の中に在る或議員等を、右の代表者として指示するものなることを信ず。或議員等とは誰ぞ。足下等の推察は正鵠に當れり。議案の提出者たる余は正に其の一人なり』。かく喝破して、彼は更に語を繼ぎて曰く、『余は修正案を提出して、右代表者をばエーの議員ミラボー氏一人に限られんことを請求す。而して余は議會の此の讓歩に依り、余が信用し、尊敬する數名の議員を乞うて

1 François de Montlosier
2 Lanbunnais
3 Blin

國民と王との助言者たらしめんとす。然り、この二者は決して相離るべからざるものなることを信ず」と。

これ彼が最後の決死的言動にして、かくて彼は名譽の敗北を遂げぬ。議員をして入閣せしめずとの非常識なる議案は勝利を占めぬ。ミラポーは宰相たる希望を明白に斷たれたり。これと同時に彼は自家の生計上大なる窮困に陥れり。彼は世間に名譽の高まるにつれて、生活の費用は膨脹し來り、その新聞より得る利益は差押へられ、絶えず債鬼のために苦められき。彼のために最も大なる債權者たりしジャンヌレ1が一八八九年十月十九日の手簡に依れば、彼一人のみにて一萬一千九百六十七リヴル(一フヴルは略今の)の借財あり、そのミラポーを追窮する語氣頗る痛烈なるものありき。

ミラポーの政治上の活動盛んとなるに隨ひ、彼が同情者として後援者として其の事業を助くる人を要するは明白なり。2ペランの如き溫和進歩派の議員ありて自らは辯論を好まざる爲、九月頃よりミラポー

1 Jeanneret
2 Pellenc

ミラポーの窮困

借金して中食するに至る

と親しき交を結び、自身の意見をもミラポーに託して發表せしめんとし、屢意見書を起草せるが、これらの獻身的補助者を例外として、ミラポーの部下に在りて、多少の報酬を受くる者にも、1デュモン、2デュロヴレー、3クラヴィエール等ありて、これらの人々の助力なしにはミラポー一人にて三面六臂の活動は爲しがたかりしなり。従つてまたこれらの人々を養ふ費用も莫大にて、囊中常に空しく、時には人に借りて中食を爲せることも稀ならず。ラマルク伯は私財の中より三百リイドル(七千二百リヴル)を割いて贈りたれど、素より大海の涓滴に過ぎざりき。曩にラファイエットはラマルクを通じて、ミラポーのために五萬リヴルを調達することを約したれど、果さず、十一月二十八日に至り、ミラポーはラマルクに書を送りて、『ラファイエットはお笑草にすぎざる金額を送り來れり。これ何の意ぞ』と。されどラマルクは、『何かの足しにはなるべし。納め置き給ふべし』といひやりぬ。ミラポーが窮困の状想ひ見るべきなり。

彼はラファイエットが十一月十七日の事件に於て、自家を保護せざりし

1 Dumont
2 Du Roveray
3 Clavier
4 Louis d'Or

ミラポールの切にラファイトに接近せんとす

ことを啣めり。ラファイトもまた漸く彼を遠ざからんとす。然れどもミラポールのラファイトが國民衛兵の司令長官として、大なる實際的及び潜勢的の勢力を擁しながら、表面ネットワークに反對せざるは、時機を待ちて大いに活動せんとする志なる事を察し、如何にもして再び彼に接近せんことを欲したり。彼はラマルクに告げて曰く、『ラファイトは過去の經歷に依りて、フランス第一等の人物たる資格あり。國民の最も健全なる部分はこれを希望せり。かくてこのワシントンの友人が偉大なる權力を擁するに至らば、眞に恐るべきものなれども、この人の才能と實力とは其の名に副はず、しかも彼の虚名を欲する熱望と、彼の既に得たる大名とは、彼をして安逸に満足せしめざる權利を與へたり。果して然らば此の無政府状態將來來らんとする混沌時代に於て、余と彼との結託は必ず行はれざるべからず。ラファイトにして眞に余と手を握らば、余は決して彼と相背かず』と。而して此の高尙なる目的に基く聯合に對し、彼は又極めて世間的なる要求を附帶せしめたり。曰

く、『彼は余の攻撃者に對して余を保護し、余の生活を一步步々妨礙する障害物を除きくれざるか、これを普通の語にていへば、彼は余がために余の借財の賠償を爲しくれざるかと思ふなり』と。これ一七九〇年二月のことなりしが、ラファイトはなほ頗るミラポールの誠實を疑ひ、表面關係を絶つの決心もなかりしが、さりとて一向冷淡に打過ぎたり。ミラポールもまたラファイトのものはや依頼し難きを知りたれど、これも公然彼と絶つを欲せざりき。

ミラポールは一方、直接に宮廷と接觸を作らんと欲し、王の希望に應じて、自己の政見綱領の如きものを作りて差出せり。この書に於て劈頭彼は自己が確信に本づきて勤王家たることを説き、無政府状態の長く維持せらるべきに非ざるを論じ、しかも反動的運動は最も危険なり、且罪惡的なりと斷じ、彼は王のために合法的の權力を回復すべく、全力を盡さんとす。行政權を無制限無分割のものたらしめ、王室の手中に保たしめ、以て憲法の制限内に適當なる位置を占めんとすことを期するを告

ミラポールの場に自己の立場を告ぐ

ルイ十六世
ミラポールを
保護す

げ、この目的を達すべく、二つの手段を挙げたり。其の一は、彼が時局に對する報告及びこれに對する助言を王に進献すること、其の二は、彼自ら輿論を動かし、國民一般に道理を覺らしむるため、各州に一の祕密報告者を置くことなり。されど此等を実行するには、二個月を要すといひ、自己の行動を決して個々に判断せず、全體として判断せよといへり。五月十日附のミラポールの文書が、ラ・マルクよりメルシー伯の手を経て、王と王后との許に致さるゝや、彼等は之を讀みて大いに満足を表し、正式に彼と契約を結ばんとし、その條件は五月中に決定したり。ミラポールがラ・マルクに差出せる覺書に、彼の借財は二十萬リヴルと計上せられしが、王は彼のために其の全部を支拂ひ、更に爾後毎月六千リヴルを給與するのみならず、彼が若し能く計畫を實行し得たる時は、立憲國民議會閉會の後、二十五萬リヴルを四回に分ち支拂ふべき許可をラ・マルクに内示せり。この一件に關係して、終始を熟知せるミラポールの書記¹ド・コンにも祕密を守らしむる爲、毎月三百リヴルを給與せらるゝこ

1 De Comps

「人は余を買へども余は自ら賣らず」

ととなりぬ。この間に於ける朝廷の措置は甚だ寛大優渥なりければ、ミラポールも衷心忠誠を抽んづる機會を得て、頗る満足せり。當時ミラポールは語りて、『人は余を買ふことを得れども、余は實に自己を賣らず』といへり。即ち彼は甘んじて朝廷の買収を受けられたれど、これ自家の主義を實行する爲の方便にして、徒らに他人の傀儡として使役せらるゝには非ざりしなり。

三 外交内政に於ける貢獻

この事ありて以後、ミラポールは事ある毎に王政振興の爲其の快腕を試みしが、殊にノートカ水道に關する外交問題より、延いて君主の宣戰講和權に移るや、議會に於て大議論を試みたり。そもノートカ水道とは、北アメリカ、カナダのヴァンクーヴァーとノートカ島との間に横たはれる水道なり。この地方のイギリス植民地に對し、イスパニヤは第十六世紀頃に得たる法王の宣言を楯として、その先取權を主張し、同所なる

ノートカ水道問題

1 Notca Sound

イギリス人を虐待せり。茲に於てイギリスの宰相ピットは、その慣用手
段たる脅迫的外交の方策に依り、同所の附近に自國の艦隊を集中せり。
これに對しイスパニヤは¹ショアジュール公の時代、一七六一年八月十五日、
イスパニヤ、フランスの間に結ばれたる所謂ブルボン家の²親族協約に
基きて、フランスの援護を求めたり。而して王は舊慣に依りてイスパ
ニヤを助くる義務ありと信じたるが、ミラポーは此の機會を以て策を
獻じ、親族協約はフランスの迷惑となること多ければ、寧ろ此の際之を
廢棄し、改めてイスパニヤと同盟を結び、斯くて同盟國としてイスパニ
ヤを壓迫し、イギリスに對して適當の讓歩を爲さしむるに若かずと勸
告したり。而して彼は自ら議會に出でて、イギリスにもイスパニヤに
も何れにも偏せざる、極めて巧妙なる外交的演説を以て議會を動かし、
十六隻の軍艦の新造を可決せしめたり。蓋しこれ後來強力なる外交
を爲さん爲、背後の勢力を作る準備なりしなり。

此の議事中、宣戰講和の問題起りて、飽まで行政府の權力を弱むるを

¹ Duc de Choiseul
² Pacte de famille

大權問題に
關する論議

主義とする一派は、王にして若し宣戰講和の權力を自由にせば、國民の
意志を無視して、無用なる戰を始むる虞ありとし、ラファイエットの『これ國
民對君主の事件なり』と叫ぶや、バルナーヴ、ロベスピエール、¹デーギヨン、
²ブレンス、ド・ブローリー等この論に雷同せり。しかもミラポーはかく
の如き憲法の根本に觸るゝ問題は、次の會議にてこれを決すべしと動
議して、之を可決せしめたり。

五月十六日、此の宣戰講和の大權問題に關する大討論戰開始せらる
るや、過激派は例に依りて君主が暴慢にして無用なる戰を起したる實
例の、列國のみならず、自國にも古來その例に乏しからざるを挙げ、宣戰
講和の權はこれを宜しく議會に收むべしと論辯せり。その時ミラポ
ーは此の論を駁して、國家の利益の爲には、外交上の事は祕密敏速なる
を絶対に必要とすれば、これを七百人の公會席上に決するの極めて困
難なること、且感情に激したる公衆が議會を動かすの虞あること等の
實際的なる意見を開陳し、さて曰く、『足下等は君主が大勝を得たる軍を

ミラポーの
大權論

¹ d'Aiguillon
² Prince de Broglie

率ゐて凱旋し來るの日、彼はもはや人民の王たらずして、恐るべき專制の暴君たることを氣づかはるゝならん。然しながら斯かる危険は如何なる政體に在りても避くべからず。議會にして宣戰講和の權をだに握りなば、かゝる絶大の兵權の發達する虞なしとは、誰か斷言し得るものぞ。共和政體の下に凱旋の將軍を迎ふことは、却つてより以上の憂虞を伴ふ理由あり。カルタゴを見よ、ローマを見よ、彼等の市民の自由の爲に、ハンニバルやケーザルのいかに危険なりしかを思はざるか』と。この言早くナポレオン一世の出現を豫言せるものゝ如し。

こゝに於て更に彼は即ち十二個條の案を立て、宣戰講和の權を理論的に國民に歸し、枝葉の細目に互りては、これを行政部と立法部共同の負擔とし、若し行政部の處置にして疑はしきことあらば、立法部は宰相彈劾、軍費否決等に依りてこれを監督する事の容易なる所以を明快に説述したりき。こゝに十二個條のうち、宣戰の權利は王に在るか、議會に在るか曖昧なりしが、これミラポールの深意ある所なりき。何となれ

バルナーヴの攻撃

ば外交關係切迫の際、法律上の明確なる制限なき時、行政府が英斷に依りて事を決するは最も便とする所なるのみならず、行政府をして判斷の決を取らしむることは、最も適當の事なりとす。これ政府は細大の政務の衝に在り、その徑路を熟知し、對手國の強弱硬軟に通すること立法府の決して及ばざる所なればなり。

五月二十一日バルナーヴは、この問題に對し盛んに攻撃を試み、斯の如くんば、政府は些々たる事由によりて濫りに戰爭を惹起する虞ありとし、これ憲法的無政府なりと絶叫せり。バルナーヴの説は、確かに一面の眞理を含まざるには非ざれども、之を反對にすれば、憲法的王政も消滅せざるべからず。ミラポールは彼が説に此の弱點あるを認め、『余は既に彼を捕へたり』と自語し、即決を延期せしめ、翌日の演説を通告して去れり。

翌二十二日、バルナーヴの演説は既に民衆に大なる感激を與へ、數千人の群衆は議場に集りて喧騒し、決議如何と片唾を呑む。反對黨は又

「ミラボーの謀」

『ミラボー伯の大逆謀』と題せる小冊子を作りて、群衆の間に頒賣し、ミラボーが朝廷の犬なることを誣告して、彼等の反感を挑發するに努めたり。ミラボー議場に入るや、例の『街燈へ！』の叫びは起り、私刑を以て彼を脅迫するものありき。而してかの脅迫的なる小冊子は、彼が身邊に運び込まれぬ。ミラボーは其の時立ちて、『見よ、人々は余を害せんとしつゝあり。されど余は寸断せられたる肉體としての外、演壇の上より運び去られざるべし』といへり。されど彼が演壇に上るや、²ヴォルネーは叫びていへり。『尊敬するミラボー君、昨日はカピトル、今日はタルペー⁴か』と。(カピトルはローマの議事堂なり。タルペーは反逆人を墜す懸崖なり。)ミラボーは直ちに此の冷嘲の語を引いて我が利器とし、冷靜にバルナーヴ派以下の反對説を駁撃し、『吾等は王を要せずといふは可なり。しかも吾等は權力なき無用の王を要すとはいふべからず』と。かくて彼は議會の大勢、この不明なる點に對し、宣戰權を議會に與へんとする意見に一致せるを見、この意味を帯びたるシャブリエーの修正説出づるや、『然り、これ余が最初の目的にし

1"Trahison découverte du Comte de Mirabeau"
2 Volney
3 Capitol
4 Talpet

「ミラボーの讓歩的提案」

て、余の意見の誤解せられしは、偶ま余を憎む者が余を傷けんとせる爲のみ。余は唯王が自決的に爲す所の宣戰講和が、議會に依りて協賛せらるべきをいへるなり』と答へたり。されど此の間實は彼が既に重大なる點を讓歩して、外形上の勝利を保持せんとしたるを看るべし。
ラファイエットは此の際ミラボーを救はざるべからざるを悟り、起ちて賛成演説を試み、これに依りて大勢を動かすことを得て、ミラボーの提案を可決したり。かくてミラボーは表面上の勝利を得、而も其の計畫の根本に於て失敗したる如きも、實際に於て此の失敗も亦爾く大ならず。何となれば、戰端にして一度開かるれば、輿論は決して之を中止する事を許すものにあらず。故に議會は之に協賛を與へざるを得ざる可し、講和の場合も亦同様なりとす。故に宣戰若しくは講和の理由が著しく不都合ならざる以上、議會はよくこれを妨碍し得るものにあらず。イギリス議會は既に此の先例を示せり。故にミラボーが讓歩したる如きも、實際に於て其の根本の目的は依然之を貫き得たるなり。

今回の事に依りて王后も始めてミラボーの功を認めたりしかば、かくて七月三日¹セントクルの宮殿に於て、王と王后とはミラボーに謁見を許したり。此の事は秘密に行はれ、多少の風聞は傳はりしも、廣く人に知らるゝに至らざりき。この際ミラボーは王后の態度の沈著にして氣品あるを見て深く感服し、退出の後ラマルクを顧て、『もはや何者も余を止め得ざるべし。余は一死以て約諾を果さんと欲す』といへり。而も一方王后は不幸にして、此の會見に於てミラボーの人格を十分に理解するに至らず、却つて『妾は彼を見るは不快なり。惡感を禁め得ず』といへり。されば今やミラボーが誠心誠意朝廷のために劃策するを諒としたれども、なほその獻策の全部を採用せんとはせざりしなり。ノートカ水道事件はミラボーが外交上の知識深く、手腕侮るべからざるを思はしむるに十分なりしかば、外務大臣モンモレン、伯は彼に對して大いに信賴の念を抱くに至りぬ。これより先きミラボーは『プロシヤ朝廷秘書』の原稿に對して報酬を得、又三部會議員たらざるべき約

束をなせるに拘らず、別に『秘書』の公刊を圖り、又三部會に入りしより甚だしくモンモレン伯の感情を害し、かくてマルエーが初めてミラボーの爲にネッケール及びモンモレン伯との會見を求めし際にも、伯は言下にこれを拒絶したりき。さればモンモレン伯はもとネッケールの爲に推薦せられし人物なれど、ネッケールと十分に相善からず、加之ネッケールの漸次朝廷に勢力を失はんとするを見て、益之と結託することを欲せざりしが、これに反し、ミラボーの技倆の案外に優れたるを知りて、彼と結ばん心を生じたり。尤も彼が既に密々朝廷と特殊の關係を造りつつある事は、伯未だ與り聞かず、九月に入りて始めて明らかにこれを聞きしに過ぎざれども、早く七月頃より薄々様子をば感知しむたりしものゝ如し。かくてミラボーはノートカ水道事件の調査委員に選任せられ、その優れたる才能に依つて自ら首腦として推さるゝに至り、對外條約等の關係を研究して、これを議會に報告する任務を帯びたり。而してモンモレン伯は元來面倒を厭ふ性質として、此の際自然ミラボー

ミラボーは
外交に手腕
を示す

に萬事を打明けてこれに依頼し、その助言を求むることとなりたれば、ミラボーは實際に於て、モンモレン伯に代りて外務大臣の任務を負ふに至り、議會に對し提言すべき個條を伯に教へ、而して自身は議會に於て外務大臣をして提言せしめたる自家の考案を擁護するために辯舌を揮へり。かくの如くにして、少くとも外務の事に於ては、ミラボー無冠の大臣として、素志の如く議會を操縦する實力を握るに至り、議員は大臣たるを得ずとせる議會の沒常識なる議決は、實際に於て蹂躪せられたりき。

アヴィニ
ヨン事件

當時はまた外交上になかく、困難なる大問題少からず、アヴィニヨン事件の如き其の一なり。元來²ヴネーセン地方及び首府アヴィニヨンは、フランス國內に残れる法王領なりしが、議會は憲法上の行政區域の新規定を定むるに當りて、法王の承諾もなくフランス領に編入し、又アルサス・ローレン中に在る南ドイツ諸侯領の飛地をも、同じく簡單にフランスの領内に吸収し去れり。勿論法王及び諸侯よりは激烈なる抗議あり、

1 Avignon
2 Venaissin

さすがにこれは國際法上無理なる事なれば、議會も其の賠償を爲すの必要を悟るに至りしが、果して舊領主が賠償を承諾すべきや否や未だ知る所あらざりき。かくの如き外交上の懸案は未決のままに、大戦争の破裂に至りしなり。

四 ミラボーの苦衷

ミラボーは尙四方八面に其の快腕を試みん事を期せしが、大厦の將に傾かんとする時また一木の能く支ふべきにはあらず、況や朝廷は彼の助言の一部のみを採用するに過ぎざれば、彼は愈々焦燥銳意して、飽までも所思を貫徹せんとせり。されば八月三日の献言には、『今や四箇の敵は犇々と攻寄せつゝあり、租税、破産、軍隊及び冬これなり。今日の形勢これを一言に悉せば、曰く、内亂なり。内亂到るは確實にして、恐らくはまた必要ならん。朝廷は攻撃せられんとするか、自ら攻撃せんとするか。朝廷は内亂の破裂を妨げ能ふか、妨げんことを希望するか』と。

「内亂は確
實なり」

ネッケール
罷む

ミラポールは財政に關しては、少くともネッケールを倒すことに全力を用ひて成功せり。ネッケールもはや全く昔日の人望を失ひゐたれば、一七九〇年九月遂に罷めらるゝに至りて、また何人もこれを惜しむ者なかりき。

軍隊に對する
努力

軍隊は當時紀律全く亂れるたりしが、行政府の實力を固むるために、少くとも軍隊の一部を王の味方につけ置く必要あり、しかも眞に信賴し得るは、スウイス人傭兵より成るスウイス近衛兵の一團あるのみ。ミラポールは即ちラ・マルクを薦めて其の隊長となし、他の軍隊と區別し置くべきことを献策せり。また冬到らば、暴民の一揆再び蜂起すべし、これに對して、王はたゞ誠心誠意人民の友たることを實證すれば足るといひき。斯の如く彼の主張する所總べて憂國の至誠に出でざるはなかりしが、王后は深く彼を信用せず、朝廷は其の献策を用ふること少かりき。

ミラポールは一七九〇年十月十四日、第三十四回献策書をラ・マルクに

ミラポールの
内政策

送りしが、この中には彼の政治上の理想が餘蘊なく描き出されたるを見る。彼の欲する所下の如し。フランスはブルボン家相續の君主政體にして、立法部は定期に選舉せらるべく、その權能は立法と租税の協賛とに限らる。行政部は法律の執行運用、軍隊の指揮に於て統一せられたる最上の勢力たらざるべからず。司法部は王國の新區劃に基き、整然たる設備を要し、裁判費用はすべて無報酬とす。出版の自由、責任内閣の樹立、王室費の確定、王室及び教會領地の賣却、封建的特權の全廢これ等は皆ミラポールの熱心主張する所なり。次に又『國民黨とは何ぞや』と自問を發し、これに自答して、『眞の國民黨とは、憲法を尊重する黨派なり。朝廷若しすべての舊貴族の特權を偏頗に保護せんとする私心を去り、誠實に憲法を尊重せば、國民黨を自己の機械と爲し、これに依りて議會を操縱することは易々たるのみ』といへり。

次に彼は内閣を論じて曰く、『若し新たなる内閣がジャコベン派の議員より任命せられなば、これ共和政治に近づくものなり。若し又同派

聯立内閣論

以外に選抜を行はば、ジャコベン派は極力反對して、竟に何事をも爲さしめざらんとすべし。宜しく昨年十一月七日の非常識なる決議を廢棄し、議員中より自由に閣員を拔擢し得ることとし、一部をジャコベン派の溫和なる者に採り、一部をジャコベン派以外に採りたる内閣(即ち現今の語にて所謂聯立内閣)を作る時は、調和の事企及し易かるべし」と。

地方輿論の
鼓吹

最後にミラポーは、パリーの眞の状態を地方人に知らしめ、正當なる輿論を作る爲、各州に一名の士を送り、之に毎月一千リヴルを給し、彼等をして其の地方の中流以上の良民に懇談し、議會が今やいかに誤れる方針を執りつゝあるかを知らしめ、若し永續的の憲法を作らんとせば、大いに方針を改めざるべからざる所以を遊説せしむべしと主張せり。

ミラポーの
敵

然れども以上の常識ある献策も多く朝廷の容るゝところとならず、ミラポーは時に絶望の歎聲を止むることを得ざりき。しかも一方彼は議會に於て漸く其の勢力を失墜しつゝあり。彼が朝廷に對する私心なき關係は決して世間に證明せられずして、徒らに敵意ある浮説彼

婦人のミラ
ポー崇拜

の一身を包みたり。加之、彼は從來久しく貧困に苦みゐたれば、今や王より豊富なる賜金を得て、彼の性質としてこれを浪費する事を禁ずる能はず。宏壯なる邸宅に移り住み、多人數を饗應して、豪奢自ら喜べり。しかも此の際彼と接近せるもの、皆彼が特有の魅力に囚へられざるものなかりき。彼が人格の最も勝れたる點は、その宏大なる度量にして、彼は己れを攻撃せる者に對しても、決して怨讐を含む事なく、從容これと談笑してまた懐に介する所なかりき。否、その反對者の有力なる者に對しても、衷心より其の辯舌、其の才能を推讃して止まざりき。また『ミラポー吾等を裏切る』との惡評頻りなりしに拘らず、パリー細民の一部、殊に婦人の間には彼を崇拜する熱度却つて愈、昂まれり。

また單に彼の博辯宏辭を愛し、その機智と洒落とを好み、その當代に超越せる大人格なる事を認めて、又その心事如何を深く追及せざる一派の人士中にも、彼の人望は依然盛んなりき。而して彼が其の邸宅に延きて饗應せる人物中には、ラマルク、ノアイユ子爵、ツールーズの大司

ミラポールの
交友

第二編 大革命の發生期……………三七四

教の如き一派の貴人も少からざりしが、またあまり筋目宜しからざるもぐり記者、低級文士の類をも含みたるが、ミラポールは巧みに彼等を利用することを諒解せり。しかも彼が努力かくの如く大なるに拘らず、彼のために最後まで障碍たりしは、その生涯の前半に於て、彼の道德的に過失ありしことにして、この事いつまでも彼に災して朝野の十分な信用を失はしめ、その生涯の事業を妨げたり。されば彼自らも或時ラ・マルクに向ひ、『余が壯時の不品行はフランスに禍す』と絶叫するに至りきといふ。此の語一方に彼が抱負の偉大なることを示すと共に、眞に政治家たらんと期する者、其の平生の操行を慎まざる可からざることとを證明するものとす。

「余が壯時の不品行はフランスに禍す」

第六章 憲法制定の事業

一 人權の宣言

憲法は永く國家の安全を保ち、人民の幸福を護る爲に作らるゝものにして、歸するところは國家及び國民の實際的利益にあり。然るに大革命の初めに當り、フランス人殊に國會議員は、實際のために理論を立つるよりは、むしろ理論を定めて後、實際をこれに當て行はんとする傾向ありき。これ長き歲月の經驗に基かず、新風潮の自由民主論を其のままに應用せんとする學究的精神に出でたり。その議員の大多數は、毫も實際政治に經驗を有せざる辯護士、醫師及び中産階級の人士にして、その眞率に國家を憂ふる精神は餘りあるを見れども、時務に通ぜざるために、意外の過誤に導かれて、しかも自ら悟らざりき。

人間の權利

さればかのラファイエットは、憲法制定前に於て、先づ『人間の權利』といふ

憲法の精神に於ける誤解

第六章 憲法制定の事業……………三七五

抽象的文句を拈出し來り、これが定義を作る事の必要なるを唱説せり。蓋し彼はアメリカ崇拜家として聞えたる人物、曩にアメリカ獨立戰爭に當りて、アメリカ人が『獨立の宣言』をなしたるを見、これに倣ひて『人權の宣言』を爲し、以て自家その首唱者たる榮譽を贏ち得んとは望みしなり。然れどもアメリカの獨立宣言は一見抽象的なるかに見えて、實は非常に實際的のものなりき。當時イギリスに對してアメリカ人は獨力これと戰ふ能はず、乃ち當時歐洲一般に流布せる自由平等論を眞向より振被りて、イギリスの行爲の不法なること、暴慢なることを鳴らし、以て列國の同情を得、其の結果として、兵力財力に於ける補助、及び外交的後援を獲得する必要あり。而してアメリカは未だ共通の憲法を有せざりしが、諸州は獨立前より自治にして、謀反のために行政上の影響を少しも蒙る事なかりき。その争點は表面自由平等論に基けども、同時に謀反の主なる原因は、經濟上、政治上イギリスの干渉を免れ、自由なる發展を妨害せられざらんとするに在り。故にその爲す所、言ふ所

アメリカの獨立宣言は實際的意味あり

皆實際の必要に立脚せり。

フランスは然らず、從來存せし君主萬能の政治、封建制度の遺風は一朝にして其の根柢を動かされたれば、新たに其の秩序を維持する方法を考ふる事は、實に焦眉の急なりき。切迫せる事項に對し、早急に著々善後處分を執る事は、何より必要なりき。若し之を爲し得ざれば、少くとも成るべく速かに新憲法を制定し、善かれ悪しかれ、新しき秩序の基礎を定めざるべからず。然るに此の危急存亡の秋、無政府状態の目前に迫りつゝある秋に當り、閑散らしく抽象的議論に時間を空費するは、これ國民議會の失策にして、その無能を證明するものに外ならず。ミラボーがこれに反對せるは、まことに當然の事といふべし。

フランスの獨立宣言は危急の際の閑事なり

人權論の三項目

- 一、總べての人は自由にして平等なり。たゞ共同の利益のためにのみ區別を置く。
- 二、總べての人は壓制に對して反抗する權利を有す。

三、總べての主權は其の人民に在り。明瞭なる人民の委託なくして、何人も權利を執行することを得ず。

この三項より流出するものは、信仰の自由、出版の自由、身體の自由、自己若しくは自己の代表者に依りて制定せられたる法律に服従すること、立法、行政、司法三權の分立等の主張なりき。而してこれらは新憲法の類にあらず、萬國萬世に互りて規範すべき主義として立言せられしなり。

然れども、これ皆各國の歴史の實際を離れたる空論なりき。殊にフランスに於ては、當時大多數の國民は、一般に政治上何等の教育をも受けたるものにあらず、未だ自己の主權を運用すべき資格なく、また適當なる代表者に委託すべき能力を缺きたりき。勿論如何なる國民と雖も政治上の教育を受くれば、よく主權を運用する事を得ん。而も未だ政治上無教育なる人民に對して、突然に主權を與へんとするは、甚だしき失策たるを免れず。故にラファイエット等がかの堂々たる宣言は、畢竟

萬世萬國に
範を垂れんとす

人權論は空
想の羅列

無益なる學究的宣言にして、フランス人民の實際的の利益以外に、世界人類を教導せんとする虚榮的演戲に過ぎず、此の危急の秋に當りて、決してまじめに行ふべからざる閑事業なり。ラファイエットの議論は徹頭徹尾モンテスキュー、ルソー等の空想の外に出でず。故に眞の輿論即ち國民全體の意思の萬能を説かずして、王政に對する個人の發情の正當なることを論證せり。彼の主張を論理的に討究すれば、君主に服従すること、奴隸的行爲たるのみならず、議會の命令に服従することも、同じく奴隸的行爲たるなり。かくては君主政治は勿論、民主政治なるものも、いかにしてかゝる理窟の下に一日も存在するを得んや。この人權の宣言の原案は多くの修正を経たり。されど字句の上の増減に止り、要點に於ては修正せらるゝところ無かりき。これ當時の人士が君主の權力の過大なりしに懲り、ひとへにこれを抑へんとする意志盛んにして、また他を思ふの違なかりし結果なり。

故に憲法に於ては、遮二無二この行政權を弱めんとする意志の一貫

して存するを見るなり。これ美あつものに懲りて蝥あへものを吹くものにあらずや。

二 新憲法と立法、行政及び司法

憲法案成る

憲法は一七八九年十二月初めて編制委員を作りしより、一七九一年に至りて成りぬ。その間に種々の運動行はれて、波瀾あり、曲折あり、必ずしも初めに定めたる箇人の権利義務に始り、國民の代表者より、王に至る順序を経て逐條的に編成せられず、しかも時に政治の實際に觸れて、王の中止權、議會の一院二院の可否等の問題は、早くより決せられるたり。

中止權

王は中止權を有せり、されどこれ一時的小シユスパンシフにして、議會若し同一決議を二度までも繰返して迫らば、王はまたこれを如何ともすること能はざるなり。而して王は議會に於て一の代表的勢力を有すること能はず、彼は殆ど裝飾物の如く、議會の命令に依らざれば、何事をも爲す能はざるなり。

議會の制度

然らば議會は如何。議會は一院より成り、而して議會の議員は宰相たることを得ざるを以て、政府と議會との間に何等の聯絡を有せざるものなり。況や憲法制定國會の議員は、憲法制定後の最初の議會に選出せらるゝ權利なきものとす。即ち憲法の直接編成者として其の精神を最も良く諒解するものは、却つてこれが運用を許されざるなり。かくの如く政府の基礎鞏固ならざる所、行政の敏活は望むべきにあらず。然らば議會自ら國政の樞軸を握るかといふに、議會自らも亦直接間接に行政を執行することを得ざるなり。これ實に三權分立論を極端に徹底せしめんとして陥りたるの弊なり。

從來の地方
行政區劃

議員の選舉に關聯して、新憲法は行政の新區劃を作りぬ。即ち舊の地方區劃を新行政區劃に改造する事にして、これは正當なる措置なりき。由來フランス政府は次第に人民、貴族の地を併せ、或は外國より侵略したる地方多くあり。而してその住民の人望を繋ぐ爲に、多くは舊來の地方制度を其の儘に存し、その區分は歴史的遺物にして、之に依り

その地方の歴史的愛郷心を強め、却つて統一に宜しからず。尤も地方に依りて王權の十分行はれざる所もあり。例へば、ブルターニュ¹、フランス²、シユコンテの如き、その王領に併合せらるゝ以前の憲法を其のまゝに保有し、その他フランドル地方、アルサス、ローレンの地方また其の制度習慣を異にし、特殊の行政法律あり。租税及び徴税法も亦地方に依りて異なり。加之アルサスの如きは、今尙フランス領に、挿まれたるドイツ諸侯の領土少からず、また南方には、アヴィニヨン及びヴネイサンは依然法王領なるも、全くフランスの領土に包まれたり。

されば新たに地方區劃を整理統一せんとするは、當時の新風潮の人の意思なりき。この爲に選ばれたる特別委員會が調査の結果、全國をその山川自然の分布に依り、八十三のデバルトマン(縣)に分ち、更にこれを五百七十四のアロンヂスマン(郡)に小分し、更に又四千七百三十の³カントン(區)に細分し、その上これを各⁴コンミューンに(市町村)に分ちたり。各⁵デバルトマン、アロンヂスマン、カントン及び⁶コンミューン皆それ〴〵

1 Bretagne
2 Franche-Comté
3 Alsace-Lorraine (Elsass-Lothringen)
4 Departement
5 Arrondissements
6 Canton
7 Communes

地方行政の新區劃

の政府あり。コンミューンの政府當事者は、其のカントンの人民に依りて直接に選舉せられ、又カントンの政府委員は、其のカントンの人民に依りて選舉せらる。アロンヂスマンとデバルトマンとの政府委員の選舉は、他二者に比し頗る錯雜せる組織にして、各デバルトマンの市民は先づ選舉人を選擧し、この選舉人は豫め選舉せられたるデバルトマン及びアロンヂスマンの候補者中より、政府委員を選出するなり。

監督的團體

また一種の監督的團體あり。各デバルトマン、アロンヂスマン、コンミューン等に附屬して選出せられ、これらは各當該行政長官或は司法委員を選擧す。かくの如く中央政府と些少の關係なくして、徒らに混雜せる機關を實際圓滑に運轉する事は想像するだに困難にして、唯野心家が陰謀の種子を蒔くに過ぎざるなり。しかも外見は飽まで整然たる論理的組織なるがゆゑに、この地方行政組織の案は議會に於て票決に依らず、たゞ叫聲のみを以て即決せられたりき。

司法に對する新憲法の規定は、その目的舊弊を革むるに在りしが、甚

司法に關する舊規定

だしく沒常識のものとなり了りぬ。從來パリ、ツールーズ、グルノーブル、ボルドー、⁴ジヨン、⁵エイ、ルアン、⁶レンヌ、⁷ボー、⁸メツ、⁹ベザンソン、¹⁰ヅエイ、¹¹トルヴ、¹²ナンシーの十四市にパールマンといふ裁判所あり、その所員の位置は一種の株の如く相續する事を得、又賣買する事を許され、唯譲り受くる者に或程度の法律知識の證明を要したり。従つて所員等が保守的の傾向ある事は既に前に之を述べぬ。彼等の俸給は少額にして、その収入は主として裁判費用なるを以て、彼等は自家の利益のため故意に裁判を遷延せしむる弊ありき。この外、王の裁判所貴族領主の裁判所等あり、一は無能、一は骨董的にして、共に新思潮の味方にあらざることいふまでも無かりき。

既に國民議會がかの八月四日の夜の狂熱的會議に於て、一切の封建的特權の廢棄を一氣に通過し去れる際、官職の賣買、及び其の相續を全廢する議あり、十月十三日、ラメートの動議に依り、國民議會は憲法確定まで、諸パールマンを暫く休止する事を決議せり。之に對しルアン、メッ

1 Toulouse 5 Aix 9 Metz
2 Grenoble 6 Rouen 10 Besançon
3 Bordeaux 7 Rennes 11 Douai
4 Dijon 8 Pau 12 Trevoux

13 Nancy

先づパールマンを廢す

ツ、レンヌのパールマンは大々的に抗議を爲したれど、政府は却つて彼等を國民議會に彈劾し、人民は議員等に向ひて、暴行を加へんとしたれば、議員等は、大いに恐れて、其の抗議を取消したり。されば憲法制定の司法權に及ぶや、先づパールマンはこれを全廢する事とし、その舊議員には、賠償金三億五千萬フランを支給する事を決議したり。これ財政困難の時局に於て一大負擔たるのみならず、これより後實際の良き裁判所を作らんとせば、新判事にパールマンの議員以上の多額の俸給を支拂はざるべからざること明瞭なり。何となれば、官府の事は廉なるもの必ず利ありとせず。わが舊幕府の官吏が薄給にして、盛んに賄賂を貪りしが如し。議會は勿論領主裁判を廢止せんとし、又從來の王の裁判所をも其のまゝに襲用せざることとせり。憲法制定議會の委員の首腦たりしは、『憲法製造者』の名を得たるアベ・シエースなり。彼は其の頭腦極めて論理的なれども、而も實際には迂遠なる人物なり。彼は從來の權力濫用の弊を防がん爲、成るべく權力を分ちて、互に掣肘せし

論理的に而も迂遠なるシエース

むることのみ注意せり。而してこれ實にモンテスキューの三權分立論に中毒せる議員の大多數に共通せる病なりき。その地方行政の案の如きは、發案者がいかに巧妙なる、いかに數學的なる、而もいかに實際に不都合なる考を有せしかを、最もよく證明するものなり。

司法委員
會の好案改
悪せらる

然れども司法の案は重に委員¹ツレーレ及びタルジエ²これに參與し、特にタルジエは其の首腦にして、彼は議員³トロンシエ、及びメルレンド・ヅエイと共に後のナポレオン法典の編制委員たりし程なれば、司法改造の原案は憲法草案中出色のものなりき。而も議會の多數はこれに愚昧なる修正を加へて、その精神を没却し去れるは、惜む可きことなりとす。

裁判所

新憲法に依り各デバルトマンに刑事裁判及び民事裁判所を置き、各カントンにカントンの裁判所を置き、敗訴者は更にパールマン裁判所に上告する事を得、而して最高の上告法廷をバリーなる大審院とせり。之に依りて從來些細なる事件の爲に遠隔のパールマンに訴へし不便

1 Jacques Guillaume Thouret
2 Jean Baptiste Target
3 Tronchet
4 Merlin de Douai

國民裁判所

を免れ、且裁判官は裁判入費の割前を受取らざるが故に、甚だしく裁判を遷延せしむる虞なし。また刑事事件は各コンミュニンの裁判官に依りて定めらる。先づこれまでは普通にて、優良なる改革の迹を見るべきものなるが、更に此の上にトリビュナル・ナショナル(國民裁判所)といふものを置き、『國民に對する反逆罪』を裁判する場所としたり。カザレといふ議員は法律に通じ、この議事中頗る常識を示したり。彼は少くとも其の所謂『國民に對する犯罪』の性質を明白に證示すべし、と要求することを忘れざりき。これに對してロベスピエールは、『唯一の希望は朝廷が革命の友より成ることなり。何となれば、此等の目的は國民の敵たる大貴族を防ぐに在ればなり』と言ひ、これに依りて原案は議會を通過したり。

裁判官の選舉

而してカザレは、裁判官は終身官なれば王よりこれを任命せざるべからずと説きしも行はれざりき。かくて裁判官は其の地方の選舉⁴公民(選舉權を有する人民)に依りて、法律に通じて裁判官の資格を得たるもの

1 Tribunal Nationale
2 Cazarat
3 Citoyens actif

中より選舉せられ、其の任期を六年とせり。而して大審院及び國民裁判所の裁判官は、全國の選舉公民シトワヤンテクチーフをして選舉を行はしむることとせり。以上の規定が沒常識の極なる事は敢へて説明を要せざらん。かくては裁判官は輿論の奴隸たらざるべからず。王はまた檢事をすら任命する能はず、檢事もまた選舉に依りて任命せらるゝものなれば、執行の義務あるのみ。

選舉權

以上の如くにして人民はいやが上に各種の選舉權を得たるが、而も全部を通じて同等にはあらず、また普通選舉にはあざりき。國民議會は無限の勢力を擁せるも、依然監督者たる資格に止りて、少しも行政に立入ることを得ず。何となれば、議會よりは政府に入るの道を斷たれたればなり。而して議員の選舉は、地方行政のために作られたる各デバルトマンの選舉者に依りて選ばれたり。即ち當時の憲法議會は、地方行政と國家の政治とは其の性質全く異なり、その必要なる人物の資格も必ずしも同一ならざること知らず、ひたすらに論理的に、數學

新憲法と人民

的に、組織的なることを好めり。

而して人民は如何。人權の宣言に於て、總べての人は平等なりと宣言しながら、人權は全く平等には非ず。選舉公民シトワヤンテクチーフは一年以上或場所に住居し、その地方の最低賃錢三日間に相當する直接税を支拂ふことを要す。更に何種によらず、被選舉資格としては、一層高率の税を支拂ふことを要するなり。これに依りて労働を得ざる労働者、一年以上定住せざるパリーの新聞記者、民主主義の演説家等は選舉權を有する能はず、況や被選舉權をや。

かくの如く市民の權利決して平等ならざるに拘らず、一方には選舉權の用途あまりに多く、大小地方團體の設置、地方議員、國會議員、司法官、僧侶皆選舉に依りて任命せらる。こゝに於て選舉民等もはじめの程こそ物珍しさに、一々選舉會に出向きたれど、追々選舉の煩累に耐へず、眞面目に業務を營む者は、多く棄權して選舉場に來らず、下等社會これに反して多數を占めぬ。

選舉權の過多棄權者なむ

野心家閑人
選舉者とな

かゝる形勢なれば、被選候補者も、眞面目に正直なる人物よりも、辯舌巧みに人心を挑發し、煽動する事を得意として、節操の如何にはかゝはらず、一般に人民に媚ぶる如き野心家、閑人、或は空想的哲學者等、多く選出せらるゝ結果を生じたり。これひたすら民主主義を實行せんとし、選舉を濫用し、その實際にいかん甚だしき弊害の生ずるかを悟らざりし議員等の罪といふべし。

三 宗教上の改革

新憲法と宗
教

議會の爲したるなほ一の大失策は、宗教に關する規定なりき。一般に總べての宗教の信仰の自由を許可し、新教徒、ユダヤ人及び併優も亦他と同様文武の官職に就くを得べしと宣言せり。これは正當の處置といふを妨げず。唯從來國教たりしかトリック教徒に對して、財政の困難を救濟せんとする別種の目的を混合せるがため、僧院その他すべての教會領地を沒收して、國家の財産に加ふること、宗教税を全廢すること

宗教税を廢
し僧侶を有
給とす

と、大小の僧侶は政府より俸給を支給する事、即ち司教は一年六千リツル乃至一萬二千フランを得、牧師は六千フラン乃至一萬二千フランを得る事としたり。この精神は必ずしも不當にあらず。僧院が莫大の財産を占有するは、其の弊大なる事勿論なり。然れども宗教税を廢止して、僧侶を政府の官吏と同様ならしむるは、英斷に過ぎて宗教の範疇を冒し、傳來の感情に觸るゝ頗る危険なる問題なり。その方法急激ならば、必ず紛亂を生ずべし。現に八月四日夜の決議の際にも、シエースは宗教税廢止に對して、これ唯一年十二萬リツルを地方地主に獻ずるに過ぎずといひて反對せり。されど一方に僧侶の給與を俸給に改めしが爲に、高僧と牧師との間に、又從來の如き甚だしき懸隔を存せざるに至れるは、大いに妥當なりといふべし。以上の改革はこれを慎重に行ふ時は、必ずしも行はれ難き改革にはあらず。唯如何にしても議會の最大の失策は、僧侶を他の官吏と同じく人民の選舉に依ることとしたることなりき。

抑も教會史に於て、ローマカトリック教は全く中央集權の教政なり。之に對して早くより各國に國粹運動あり、その國の特別教會を作らんとする傾向あり。この獨立的精神は、終にイギリスのヘンリー八世をして、ローマ本山よりイギリス教會を分離せしめたり。後にこそイギリス教會も新教主義とはなりたれど、その當時は教義、禮式の編制、舊教と異ならず、たゞ國王を教會の頭領とし、僧院を沒收せるのみ。他の列強に於ても事情や、相似て、イスパニヤ王フェルデナンド一世の如き、法王と約束して、僧侶任免の權利を、自己に譲らしめ、法王は唯形式上に承諾的の認定を與ふることとし、その代り教義その他に關しては、すべてローマ本山の命を仰ぐこととせり。フランス王ルイ十四世は劃一主義を好み、宗教をもカトリック教を以て統一せんと欲し、乃ち法王に對し國家的獨立を有するフランス教會を作り、コンコルダ¹に依り、王は僧侶任免の權利を得、法王は事後承諾を與へ、教義上に於て本山に服従するのみならず、ナントの勅令廢止に依りて新教徒を迫害して、ロー

¹ Concordat

マに忠勤をはげみ、併せて彼が劃一主義を強行したるなり。ルイ十四世は政治上の大勢力を宗教上に利用せんとせり。而して當時に於ては其の效たしかに著大なるものありき。

然るに其の後宗教に對する反抗的精神漸く氣勢を得、ヴォルテール、ルソアの如き神の存在を信する者すら、教會の形式を惡みこれを痛撃して憚らず。¹ヂドロ²以下の所謂百科全書派²の學者文人の徒多くは無神論者なりき。加之貴族の子弟を以て専ら高級の僧位に任じたる爲、法位は公衆の靈魂を指導する表章たらずして、單に榮譽の裝飾となり、無能放逸の輩上に高嘯して、有徳の牧師は常に貧困に苦めり。しかも風潮の然らしむる所、高級僧侶間に新思潮注入せられ、彼等は自ら行ひつゝある儀式習慣を冷嘲し、これを誹謗する者を咎めず、却つてこれと調子を合せて、共に自ら實行しつゝある神聖の儀式を談笑の材料に供したり。しかも彼等は其の虚榮あり利得ある地位を棄つる勇氣なく、徒らに其の富と權力を貪りて、しかも半ば公然に自らこれを排斥し

¹ Diderot
² Encyclopedists

るたり。かくの如き狀勢にて、如何ぞ其の威信を保ち得べきや。ルイ十六世は極めて信仰心深く、時勢の變遷を悟らず、依然ルイ十四世時代の舊夢を繰返して、教會を以て王權の藩屏なりと思へり。

議會と教會

一方議會はこれに對して、一片の理窟に依りて既に信仰の自由を宣言せる以上、信ずると信ぜざるとは、各人の自由なれば、舊教の内容に干渉せんとはせず、ひたすら例の好物なる選舉をこれに應用せんとして、謂へらく、『法王は王の任命したる僧侶を認定せる以上、何ぞ選舉せられたる僧侶を認定せざらんや』と。

國民の大多數は宗教心を衰へず

これ實に理窟にのみ拘泥する彼等の弊にして、事は極めて明瞭なるが如くなれど、元來宗教の事は年來の歴史あり、習慣あり、深く民心に浸潤せるものなれば、かゝる簡單なる理由の下に急遽解決し去らんとするも得べからず。第一に法王果してこれを承諾すべきや疑なき能はず。而も一方知識階級の内は無神論などの新説横行するが如くなれど、其の實大多數のフランス人は、尙依然としてカトリックの信仰に深く

支配せられ、此の教は彼等の間に抜くべからざる大勢力を有せることは、革命史その後の現象明白にこれを證せり。

議員等複雑なる宗教關係を無視す

抑も宗教家の尊貴なる所以が其の獨立の位置に依ること、司法官以上なることは、今更言ふを須ひず。彼等は人民の精神上の指導者なり。彼等は人民に媚びて其の歡心を買ふが如きものなるべからず。彼等は時に社會の弊害を忌憚なく攻撃し、或は尊卑貧富に拘らず、他人を面責することを辭せざるべきなり。故に彼等に對して、選舉を用ひんとするは、彼等の天職を全く没却し去れる誤謬なり。況や法王に對する僧侶の關係、及び法王僧侶に對する人民の關係ありて、決して議會の一片の哲學的理窟に依りて、一朝に之を壓服し去るを得ざるなり。而も議員等は之を諒解せずして、一八九〇年六月十七日の決議に依り、司教と牧師と共に之を選舉し得る對象物となし、且その任命に先ち、未だ完成に至らざる憲法に對して、豫め宣誓せしむる事とせり。蓋し之には僧侶が民主主義を妨害せんことを恐れたるも亦一因なり。

眞面目なる
僧侶の議會
不信任

かくて教會の新組織は七月十二日を以て宣布せられたり。この憲法は既に成立せざる以前に於てすら、法王領のアヴィニオンをば、たゞその人民のフランス語を用ふるといふだけの簡單なる理由の下に、法王に一片の通知だになくして併合し、且法王の權威を無視して、法王が當然憲法を認定すべきことを豫想せるものなり。この一事にて既に熱心なるカトリックの僧俗中に不快の感ある所に、斯かる精神を抱ける議員等の作りたる憲法完成の曉には如何、尙必ずこれ以上法王權を侵害し、否、カトリック教の基礎を侵害すべき規定の加はるなきやを保する能はず。されば心ある僧侶として、おめく、此の議會の宣言に服従して、未完の憲法に宣誓するは、斷じて其の良心の忍びざるところなり。

抑もカトリック教の根本は中央集權に在り。之に選舉をいふ如きは、既に此の基礎を破壊するものなり。特に新規定の第十九條に依れば、司教たるものは其の認定を法王に乞ふことを禁ぜられ、牧師等はすべて俗人の地方政府に服従することを誓はしめられぬ。これ既に王政

宣誓せる司
教僅かに七
人

時代に於て、形式だけでも認定を求めたる以上に法王を無視し、事後承諾によりてこれに一片の異議をも挿む能はざらしめんとせるなり。

王は初め此の新規定を肯ぜざらんとし、中止權を以てこれを拒まんと欲したれど、王后が此の際輿論を激發せしむるの不可を説きて諫めしたため、纒かに思ひ止りて、八月二十四日終にこれに承諾を與へたり。

議會は功を急ぐこと甚だしく、七月二十四日、司教等はすべて新憲法擁護の誓約をなすべし、然らざれば決して其の職に止るを得ずと決議せり。それにも拘らず當時百三十五人を數へし司教中、敢へて宣誓を行ひしもの僅かに四人、オータンの司教タレーラン、¹ ヴィヴィエの司教ラフォルド・サヴィヌ、² サンスの大司教ロモニード・ブリエンヌ、³ オルレヤンの大司教ド・ジャラントこれなりき。いづれも素行修らず、俗才徒らに逞しき僧侶達なりき。外に司教領を有せざる司教三人、即ちシッダ(小アツヤの西部にあり)、⁴ トラジヤノポリ(アドリヤノポリの附近にあり)、⁵ 司教ドブリエンヌ、この三人はまた相

1 Talleyrand, Evêque d'Autun
2 Lafort de Savines, Evêque de Vivier
3 Romoniede Brienne, Archevêque de Sens
4 de Jarente, Archevêque d'Orléans
5 Gober, Evêque de Sydda
6 Mirondit, Archevêque de Babylon
7 de Brienne, Evêque de Trajanopoles

續いて宣誓を行へり。

王は乃ち十二月二十六日この七人を認定せり。而してこれより教會は二分し、而して誓盟を爲さざる司教と牧師とは、却つて信徒の尊信を固むるに至れり。議會内に於て此の新組織に反對したるは、決して頑冥なる舊司教にあらず、これまで民主主義を唱道して人望ありし大^{カル}僧正^{ヂナル}ド・ラ・ロシュコー^ル、エイの大司教ジャン・ド・キュセーの如き人々なりき。故に議會は此の決議を強行せんとするに、頗る困難を感じ、先づ宗教社會に内亂を惹起せり。

1 Cardinal de la Rochefoucault
2 Jean de Dieu Raymond de Boisgolin de Cucé, Evêque d'Aix

社會の大變
革を促す二
大原因

第七章 財政の困難

一 財政の荒廢

これを歴史に觀るに、古來社會上の大變革を促成する外部的原因、最大なるもの、常に軍事上及び財政上の急要に基かざるなし。何となれば、國民の死活問題を前にしては、いかなる積年の歴史的習慣も一朝にして崩れざるを得ず、若しこれを崩さざれば、其の國民は亡滅を免れざればなり。保守的なるローマ人が其の社會組織に一大變化を起し、平民が政權を得るに至りしは、セ¹ヴ¹リウス・ツ¹リウスの改革に始れり。當時外國との戦争の爲兵力を増加する必要上、平民にも多少の權力を與へてその目的を達することを得たるなり。またガルタゴの名將²ハニバルが連勝して、ローマの國基を危からしめたるに對しては、先例を破りて未だ其の資格なきスキピオ³を大將として、その任期を延長し、

1 Severus Tullius
2 Hannibal
3 Publius Cornelius Scipio

專斷の行爲をも看過して、遂にカルタゴに克つことを得たりき。最近の世界大戦役に於ても、イギリス、フランス、みな平生破ることを得ざる先例を破れるもの多し。みなこれ軍事の一大危機、常規に遵ふを許さざる例なり。

大革命は財政急迫の結果

次ぎに財政上の逼迫も、また反對多き改革を實行することを餘儀なくせしむ。大革命以前に於て、既に保守主義の殘壘を頑守せる貴族僧侶すら、財政困難の局に當りては、何等かの犠牲的行動に出で、國家の破産を防止せざるべからずと信ぜり。たゞ彼等は最小限に改革を止めんと欲せるに、平民は飽迄根本的革新を遂げずんば止まざらんとし、ここに一大衝突は起れるなり。されば此の際政府當局にして、自ら主動者として劃策し、進んで政局の指導者となり、國民に利益ある改革案を提出せば、多數の賛同を得て、財政當面の急を救ひ、富國強兵の基を立つる必ずしも不可能事にはあらざりしならん。然れども大藏大臣ネッケールは良銀行家なれども、この難局を變理すべき大經綸家にはあらざ

りき。

歳入の不足

ネッケールは一七八九年五月三部會開會に當りて、財政状態を報告せるが、之に依れば一七八六年政府の歳入は三億五千七百萬リヴルにして、歳出は四億四千二百萬リヴルなり。之に恩給二千七百萬リヴル、前年度より引續きての不足七千二百萬リヴルを加へ、合計五億四千一百萬リヴル、即ち差引不足一億八千四百萬リヴルなりき。これより先き一時藏相たりしブリエンヌは一七八八年八月十六日、公債、恩給、俸給の五分の三は現金を以て支拂ひ、残り五分の二はケース・デスコント(三頁五照參)の財券にて支拂へり。而もネッケールはなほ年に一億二千五百萬リヴルの不足を報告せり。而して彼は若し貴族僧侶が平民と同じく人頭税を支拂ふならば、その上は宮廷の用途を節約して以て萬事を整理し得べしと信じたり。

然れども此の時に當りて、人民の多數は大改革を希望しゐたるを以て、また斯かる姑息の改革を以て満足せず、三部會は財政に關して何の

決議するところなかりき。かのミラボーが『躁宴』と名けたる八月四日夜の狂暴的決議は舊收入の全部を排し去り、しかも新財源を作ることなかりき。宗教税の廢止は、地方地主の爲に不時の利得とはなりたれど、政府は利益する所なく、加ふるに八月四日内地税全廢のことあり、財源はいよゝく枯渴せり。且人民一般に近く何等かの改革の行はるべきを信じて、租税を支拂はんとする者もなし。こゝに於てネッケールは、一七八九年八月七日議會に來り、最近六ヶ月租税の收入の皆無なることを告げ、之が應急策として、五分利付公債三千萬リヴル募集の協賛を求めたり。議會は利子を四分半と改め、これに協賛せり。越えて八月廿九日、ネッケールはまたもや五分利付公債八千萬リヴル募集の協賛を求めてこれを發行せり。而も應募額は僅かに三千二百萬リヴルを越えず、豫期の半額にも達せざりき。斯くてネッケールの盡力も其の效なく、政府の信用は下落する一方あるのみ。是に至りて政府は愈々方策に盡き、寄附金を募りて一時を糊塗せんとせり。即ち宮廷よりは銀皿を

財源の枯渴

姑息なる寄附金募集

寄附し、ド・シャロー公は十萬リヴルを寄附し、パリーの貴婦人等は相競ひ寶石を出して義捐の名譽を誇り、軍人の中には銀の拍車を出すものあり、かくて相應の金額とはなりたれど、素より一時の急を救ふにも足らざりき。

所得二割五分の徵稅

八月廿九日ネッケールはまた議會に來り、各人の所得に對し二割五分を徵する案を提出して、これが協賛を求めたり。而して各自の收入の評価は其の任意に定むることとし、且三年以内に支拂ふを得といふ寛典を設けたり。この案實行せられたれど、上の如き條件の下にては、人は出来るだけ自らの收入を低く評價せる上、三年の期限を成るべく後らせて、急には支拂はんとする者なく、畢竟政府はこれがために寸益を受くる能はざりき。

教會財産沒收の動議

十日に至り、議員タレーランは教會財産沒收の動議を提出し、議論大いに沸騰して歸着點を見出すに苦みしも、十一月に入りて同案は遂に通過したり。されどこれは即座の收入となるべき性質のものにあら

1. Due de Charot

ざれば、政府は相變らずケース・デスコントより借入れて當座の急を凌ぎむたり。

更に十一月に入りては、ケース・デスコントをして年々若干の金額を支拂はしめ、徵税を其の手に引渡す案を提出せり。蓋しケース・デスコントはもとネッケル關係の銀行なり。ミラボーはこれに反對して、これ國家の財政を一私立銀行に託するものなりと言ひ、此の案の代りに紙幣發行の案を出せり。

議會の財政委員會は十一月十一日、教會の財産を沒收し、之を公賣に附すれば四億リヴル以上の財を得べしと報告せり。十一月十五日議會は遂に此の案に依り教會の財産を公賣するに決し、その總額を三十年分の年收に相當するものとして計算し、即ち評價額を二十三億一千万リヴルに上らしめ、これを賣却すれば國債を悉く償却し得るのみならず、多大の剩餘金を生ずべしと考へ、早くも其の處分方法を討議したり。

教會財産沒收の失敗

されど机上の計算と實際とは大なる齟齬ありて、第一、七千萬リヴルの中二千萬リヴルは、從來教會の負擔に屬せし學校、病院の維持費なれば、これには政府も手を付けがたく、残り五千萬リヴルにては三十三年分收入の總額に當らず。且教會財産は悉く不動産なれば、之を直ちに現金に代ふることは容易ならず、強ひて一時にこれを賣却せんとすれば、價格は其の半を減するに至るべく、何人もかく有り餘る多額の不動産を急いで買ふの愚を爲さず、徐ろに、少しにても價格の低下するを待ち、廉價にて買ひ取ることを思ふならん。また從來教會より租借したりし小作人等は、この混亂の際地主の手を離れたるを幸ひに、無代にて地所を使用して、また還附する意志なし。而して無力なる政府はこれを如何ともすることを得ざりき。加之、一方、議會は、教會財産沒收の代償として、教會維持費一億三千四百萬リヴルを支出するのみならず、外に尼僧、ゼスイット團體等の宗教團體に賠償金一千六百萬リヴルを支拂ふことを可決せり。議會が實際の計算に疎く、空理に走りて失敗の

迹を残せることかくの如くなりき。

果して一七九〇年三月六日に至り、ネッケールは議會に向ひ、來年度の歳計二億五千萬リヴルを要することを告げ、教會財産の賣行皆無なることを訴へぬ。次いで三月十日パリ市長バイイーは議會に來り、パリ市は市外に於て三十三年收入の價格にて、一億四千萬リヴル相當の教會財産を一億リヴルにて引受け、その代り此の減額の賠償として議會のために市は議事堂を建造すべしと提議せり。議會は遂に此の議を容れざりしも、パリ市に市外なる教會財産の賣却を委託し、手数料として其の六分の一を與ふことを決議せり。次いで三月十七日前年十二月に賣出したる見積り四億リヴルの教會財産の賣買をも同じくパリ市に委託することとし、同時に教會財産を引當とし、五十リヴルを其の最低價額とする¹アッシニヤ證券四億リヴルを發行することを決議せり。これミラポ²がジェネローヴの銀行家クラヴィエールの助言を聽きて提言せる結果なりき。

アッシニヤ

パリ市
教會財産
引の
提議

¹ Assignats
² Clavière

四月に至り、議會は教會の負擔一億四千九百萬リヴルを引受くることを決議せり。而して教會維持に要する費用は、一億三千四百萬リヴルなるを以て、教會財産沒收のため却つて議會は餘分の煩累を増すに至りしなり。

かくて此の後教會財産賣却の委託を實行するに及び、當初パリ市は初めの見積價格四億リヴルの土地を低額にて處分し、一回の拂込をなすと共に相當物件全部を付與することとしたり。こゝに於て投機業者等はアッシニヤを低落せしむる爲あらゆる手段方法を講ぜしかば、五月にはアッシニヤの價一割を減じて公定原價五十リヴルより四十リヴルとなれり。

一七八九年八月國庫は再び硬貨空虛となり、パリ市廳には財券のみ殘留せり。その故はパリ市が政府委託委員會の賣上を市の財券にて上納したるがためなりき。しかも市の財券は政府これを支拂ふ能力なく、而して教會財産の價格は低落に低落を重ねるのみ。而して

教會財産
價格の
低落

一方教會財産の買主等は、アッシニヤ及び低落紙幣にて第一回の拂込を爲したるのみ、自らの権利に歸したる土地よりは出來るだけ多くの利益を吸収し、第二回拂込の期至るに先ちて遠地に失踪し、更に其の地方に於て舊教會財産の買收を行ひ、そこにも同様の方法にて同様の利益を奪取し去れり。これ云ふ迄もなき不正行爲なれど、當時は世間普通の事として、人もこれを咎めず、まして常人は恥づる所なく公然これを行へり。教會財産中の家屋に至りては更に甚だしく、第一回の拂込と共に物件を受領するや、忽ちこれを高價に賣却して巨利を收めたる後、第二回の支拂を爲さずして姿を隠すものありき。一七九〇年夏に入りて、これらの手段によりて暴富を致せる者少からず、社會一般の投機熱は夥しく昂進せり。これは大革命の時期を通じて始終顯著なりし一現象なりき。

悪性の投機
盛んに行は
る

二・ネッケールの失脚と不安なる國情

一七九〇年九月ミラポールの動議と、財政委員モンテスキューの賛成にて、議員はネッケールに對し不信任投票を爲し、ネッケールは九月十日遂に職を辭してフランスを去りしが、さしも一時フランスの救世主の如く、謳歌せられたる彼に對し、今や誰一人其の去るを惜む者はなかりき。されど彼に代りて財政變理の任に當れるラムベールも亦難局を理する手腕なく、フランスは遂に國家的破産を免るゝ能はざる状態となりぬ。

ネッケールの
失脚して惜
しまれず

曩に一七八九年八月四日夜の決議に依り、封建的徵税は廢止せられたるが、尙政府の重なる收入としては、交通税、鹽税、人頭税、地稅、その他を存すれども農民これを支拂ふものなく、政府はこれを強請することを得ざりき。農民等は邸宅戰爭に依り領主の家を焼き、家畜を屠り、爲に家畜の缺乏を來せり。革命の風雲急なれば、農民等は日夕國都の空を

農民の放縱

眺めては談論に耽り、勞作せず、努力せず、事あれば焼討をなし、政治俱樂部に入りて辯論に時を費消せり。以前交通税の負擔多額なりしたため、多くの土地を牧畜に用ひしが、交通税廢止のため、農民等この牧地に葡萄或は小麦を植ゑし、初耕の土地にて收穫思はしからず損失少からざりき。

都會の無職者

かくの如き状態にて、ひとり田舎のみならず、都會に於ても生民多く革命の前途を觀望して業に勤めず、職を失ひて不幸なるもの到る所に屯在して過激の言動を好み。此の不安なる状態の應急策としてパリー以下の五大市にては、方法を設けて勞働者に職を與ふることと爲したれど、彼等は懶惰にて一向に仕事を爲さず、ただ支拂日にのみ出席せり。一方、脱走貴族等は硬貨を携へて國外に奔り、中産階級は所藏の硬貨を深く藏して出さず、または銀行に預け去れり。かくて硬貨の缺乏甚だしく、クラヴィエールがアッシニヤ發行を計畫せるは、蓋し此の弊を濟はんが爲なりき。

硬貨の缺乏

第八章 ミラボールの死

一 ミラボー國事に勞す

ミラボー疾む

一七九〇年の夏、ミラボーは既に死病の兆を現したり。元來彼は健康の體質なりしも、¹ヴェンセンヌ囚獄の間に大いに健康を損ひたりしが、その後世務多忙にして靜養を爲すの違なく、殊に三部會開會以來は、始終一身を提げて活動の中心となり、友人及び部下に有爲の英才の助力者少からざりしに拘らず、彼が心身の勞働は過大なるを免れざりき。加ふるに朝廷との關係を生じて後は、内外益、多事にして、日夜事務山積し、さすがの彼も過勞に苦むに至りぬ。かくて一七九〇年七月に入りては、彼も愈、病の起たざるを悟るや、親友ラ・マルク伯を招きて、死後遺稿の出版を委託しき。その後、彼は依然として勞作を罷めず、自ら筆を執るを得ざれば、朝廷より特に雇入れたるド・コンといふものに、訓令や

¹ Vincenne
² De Comp

交友

ミラボーと
ラファイエット

その後一時病勢回復の徴候あらはれしが、この頃ミラボーは交際社會の中心として活動し、名優タルマ、古典派畫工の名家ダヴィーをはじめ當代の名流その周圍に集るもの少からず。彼はまたラファイエットとも時々接近して、時事の意見を交換し、或時はラファイエットより進んで親近を求めし事もありき。されど此の兩人は決して最後まで遂に相和せず、心中には互に相反噬せしも、敢へて敵對するに到らざりしのみ。ラファイエットは衷心ミラボーを信用せず、されど尙彼を敵とすることを懼れたり。ミラボーもラファイエットの無能にして徒らに虚榮心旺んなるを賤みしも、場合に依りて其の勢力を利用することの便利を思へり。

ミラボーは曩に一七九〇年九月不信任投票にてネッケール排斥に成功せしに乘じ、更に前年十一月七日の決議たる議員たるものは臺閣に入るを得ずとの制限を撤廢せしめんとし、未だ完成せざる憲法に對し、これが修正を行ふべしとの動議を提出せり。而して彼はこれに依り

1 Talma
2 David

ミラボーは
相たる素地
を作らんと
す

ラファイエッ
トの嫉妬に
依りて敗る

て、右の十一月七日の決議を取消さしむるのみならず、その他實際の時務に障碍となるべき事項を覆滅し去らんと期待せり。而して右黨は素より之に賛同を表し、中央黨も過度なる行政部制肘の弊を悟れるもの多く、この動議は漸くにして通過の希望大に動けるもの如くなりしが、ラファイエットは、かくてはミラボー大宰相となり、國家の樞機に座して、自家の權力を削奪するに至らんことを懼れ、遂に反對の氣勢を煽り、て此の案を不成功に終らしめたりき。こゝに於てミラボーは王に勸告し、議會より不信任案を以て壓迫せられざるに先ち、モンモレン内閣を罷免せしめ、ラファイエットと關係なきものを以て、新内閣を組織せしめんとせり。しかるに王はただ其の希望の一部分を容れて、十一月中に、追々モンモレン以下の閣員を退けしも、次に任命せられし内閣員は依然としてラファイエットの部下なりしかば、さすがにミラボーも不快を感じ、ラマルクへ送れる書中にも、『余の言にして用ひらるる所なくば、この上進言するも寸效なし』といひて憤慨の意を洩らせり。

マルエーと
ミラポー

彼はこゝに於て更に左黨の中にも反對の一派を作り、これを己れが手足たらしめんと企て、タロン¹、ヂュケノア²、セモンヴィエ³等彼に應じて起ち、バルナーヴすら一時は味方に馳せ参すべく見えたり。此の企畫は結局成功せざりしも、溫和黨のマルエーは彼を助くることとなりぬ。マルエーは今や又舊時の勢力なかりしが、尙五十人の議員を左右する實力を擁するたり。而して彼は從來ミラポーの敵なりしも、宰相モンモレン、私かにミラポーの王に宛てたる獻言書を彼に内示するに及び、意外にもミラポーが敬服すべき意見を懷抱するを知り、彼に接近せんとする希望を起し、一七九〇年二月十二日兩人會見することとなりしが、ミラポー病快からず、發熱のため身體震へ、發汗甚しきに拘らず、夜の十時より翌曉二時に至り、國事を談じて倦まず、その熱烈なる辯舌は、マルエーの未だ嘗て知らざるところなりき。マルエーは感激のあまり、積日の惡感を一夜にして一掃し去れる上、善惡共にミラポーの指揮の下に努力すべきことを誓約せり。

1 Talon
2 Duquesnoy
3 Sémonville

二 ミラポーの王室國都脱出策

バスチーユ
陥落の一周年祭

かくの如くにしてミラポーは多方面に活動して休まざりしが、殊にその最も力を效せるは、王室をパリ市より遷し、冷靜なる地方の輿論の中に置き、以て無用なる政争の渦より離れて、徐々に改革の一途に進ましめんとするに在りき。既にして一七九〇年七月バスチーユ陥落の一周年に近づきしに、例の祭騒を好めるパリ人の意を迎へて、これが記念の祝祭は計畫せられたり。各都市よりの代表者と、各地方國民衛兵の代表者とは相次いでパリ市に集れり。これラファイエットが虚勢を張る好機會にして、彼は此の間に熱心斡旋するところありき。かくて七月十四日¹シャンドマールなる式場に於て、王はタレーランより宗教上の儀式を受け、未だ成立せざる憲法に對し、忠實なるべきを誓約せり。地方の代表委員等は、一齊にラファイエットの萬歳を高唱し、王の萬歳を頌する叫聲は、ために没せられぬ。今やラファイエットは得意の最高頂

1 Champs de Mars

に上れり。

この状勢を觀たるミラポールは、かくて此の儘王をしてバリーに在らしむれば、愈、ラファイエット一派の傀儡たり奴隷たるに終るべきを憂ひ、再度王に勸めて、脱走を策し、「王は早くフォンテヌブローの王宮に至るべし。而も之は決して内密に行ふべからず。セントクルー宮へ赴くと稱して、威儀堂々バリーを去るべし。かくすれば却つて人の咎むるなからん。フォンテヌブローの王宮に到着せば、直ちに宣言を發し、議會は今やあまりに首都の勢力の下に囚へられ、一般國民の爲に立法することを得ず」と告げよ。從來議會を通過せる議案は此の際これを皆承諾せよ。承諾せざるものも、新たに召集せらるべき議會に於て再び主張せらるゝ場合には、宜しくこれに同意せよ。決して武力を用ひる必要なし。地方は却つて議會の無能に不満なれば、自由主義の王は大いに歓迎せらるべし」と縷々陳述するところありしに、王は遂に之を用ひざりき。されど其の後なほ形勢の日に益、非なるを見、ミラポールは屢、また王に地方

1 Fontainebleau

ミラポール、
王のバリー、
脱走を策す

ブイエーの
人物

遷居を勸め、『内亂の起ることを惧れず、外國との戰爭を慎むべし。内亂は却つて秩序を正すべく、却つて王を救濟せん。されど荏苒バリーに止まるは、絶望を招くに終らんのみ』と。しかも王は肯かざりき。

ミラポールが王の脱出を策するに就いて、その中心として恃みしは、ブイエー侯なりき。この人メツの知事にして、兼ねてメッセン軍隊の司令官として、フランスの東方國境に於ける最も重要な要塞の兵馬の權を握れり。ブイエー侯は元忠直の士なれども、頑冥なる保守黨にはあらず、アメリカ獨立戰爭の際彼は總督として西印度に在り、トバゴ、センユースターシュ、⁶センキツ、モンセラ、⁷ノビー等の諸島を奪取して驍名ありき。功により中將に任ぜられ、現職に補せられき。彼は純然たる武人にして、紀律を重んじ、忠君の志篤く、軍際的精神を重んぜり。三部會の決議に反對して、ジャコベン派より惡まれしが、ラファイエットは彼の親族にして、深く其の技倆を知りて親睦せり。當時各地方軍隊の紀律破れ、或は一揆となり、又士官虐殺となりしが、この難局に際して、ブイエーは

1 François Claude Amons, Marquis de Bouillé
2 Metz
3 Messin
4 Tobago

5 St. Eustache
6 St. Kitt's
7 Montserrat
8 Nobis

勇氣と決心とを以て部下の動搖を鎮め、憲法を守り紀律に従ふべきを諭したりき。ミラボーが王の脱出策を獻するや、王は自ら決する能はず、密かにブイエーに書を送りてミラボーの獻策を告げ、同時に別に彼に書を與へて、『余は彼(ミラボー)に高給を拂ひつつあり、余は彼が何かの役に立つべきを信ぜり。卿は先づ彼の計畫を一覽せよ、而して餘り深入するなかれ。卿の意見を告げよ』と。以て王がミラボーに對する信任の程度を知るべし。ミラボーもラマルクに書を寄せて曰く、『王をして疑惑せしむるなかれ。ブイエーをして惡黨共に誑かれしむることなかれ』と警告したりき。

ブイエー、ミラボーの獻策を贊す

然るにブイエーは二月十日ラマルクより書を得て、ミラボーの計畫を詳細に知り、渾身の賛成を表明せり。ミラボーは大に喜び、王メツッに入るの日直ちに發布すべき宣言書の草案を作れり。

之より先き、ミラボーは漸くにして人生最得意の地位に在り。議會の議長に選ばれ、パリ市の助役となりしが、彼が議場に於ける議長振

議長としてのミラボー

は天晴敵味方をして目を側てしめぬ。彼が機を見るに敏なるや、一流の獅子吼を傲して喧騒を鎮め、警句を放ちて不紀律を抑へ、巧みに敵の弱點を捉へて冷笑し去る等、擒縱自在、始終議長の品位を十分に示せり。彼は王のために數名の新聞記者を買収し、ジャコベン俱樂部の書記ボンヌ・カレルをすら買収して、その祕密を探知せり。しかも彼は當時自らジャコベン俱樂部の一員たりしに拘らず、バルナーヴ、ダントン、ロベスピエール等と反目せり。彼は黨中に自己の黨派を樹て、これら巨魁等との離間を計畫したれども、敗れて却つて自己の立脚地をジャコベン派中に失へり。

人民王の脱走を妨げんとす

既にして王パリを脱出せんとの浮説、漸くパリ人の神経を刺戟するに至りし折しも、王の二叔母アデレード及びヴィクトアール二夫人はイタリヤへ去らんとして、途中に拘禁せられ、議會の問題となるに至りしが、ミラボーはこれに反對して、二夫人の出發を許すこととなりぬ。

二月二十八日人民は王が逃走の途中の足溜りとして、ヴェンセンヌ城

1 Bonne-Carrere
2 Medames Adélaïde et Victoire

を固むと聞き、多勢一揆を作りて城内に侵入し、これを破壊せんと爲た
るが、ラファイエットは國民衛兵を率ゐて驅付け、數人を捕虜としたり。然
れども一揆の鎮定が速かなりしは、寧ろ彼等民衆の間に人望高きビー
ル製造人、サンテルの力與つて大なりき。この際一揆大舉してチュイル
リー王宮を襲ふといふ虚報、何處ともなく傳はるや、パリーに在りし勤
王黨の紳士三百人、劍を帯びて王宮に馳せ參じ、王の爲に死守防戦せん
ことを請ひたるが、王は必要なしとて和め還しぬ。されど此の時より
王が脱走の志は漸く動き初めたり。

王脱走の志
動く

三 ミラボールの終焉

既にしてミラボールの病漸く重く、三月二十六日、アルジャンチュイユの別
莊に於て、静養を重ねんと欲したり。然れども其の翌二十七日は親友
ラ・マルクに關係深き、ヴァランシエンヌ附近の鑛山についての議事あり
したため、病をつとめて議會に臨まんとし、ラ・マルク伯の切諫をも肯かざ

最後の議會
出席

1 Santerre
2 Argentuil
3 Valenciennes

友の爲にし
又公の爲にし

りき。彼の友人たる醫師ラシエーズはミラポールに向ひ、『足下は自殺しつ
つあり』と警告せしも、これはた遂に容るゝ所とならざりき。彼はト
ケー酒二杯を傾け、元氣をつけて議場に入りしが、歸りてラ・マルクに向
ひて曰く、『貴君の利益は確得せられたり。されど余は死を得たり』とい
ひて、ソファに身を投げたり。この際彼が死を賭して議場に争へる問
題は、ひとり友人の利害のためのみならず、抑も鑛山が政府の公有に歸
するか、人民の私有を許すかの重大問題の解決を含める爲にして、彼は
その主張する如く、人民の私有を認定せしむることを得たりしなりき。
ラシエーズはミラポールに伴ひて別莊に歸りぬ。

死期迫る

越えて二十八日、ミラポールは名醫カバニの診を求むべく、人の止む
るを肯かず、病體を推してパリーの邸宅に入りしも、カバニもまた彼の
容體を氣遣ひて其の別莊を訪ひしたため、行違ひて相會ふを得ざりき。
かくてミラポールは自邸に入るや、入浴して快を取り、その夜イタリヤ
のオペラを見物せしが、やがて夥しく發熱して、心臓の鼓動劇しく、座に

1 Lachôze
1 Cabanis

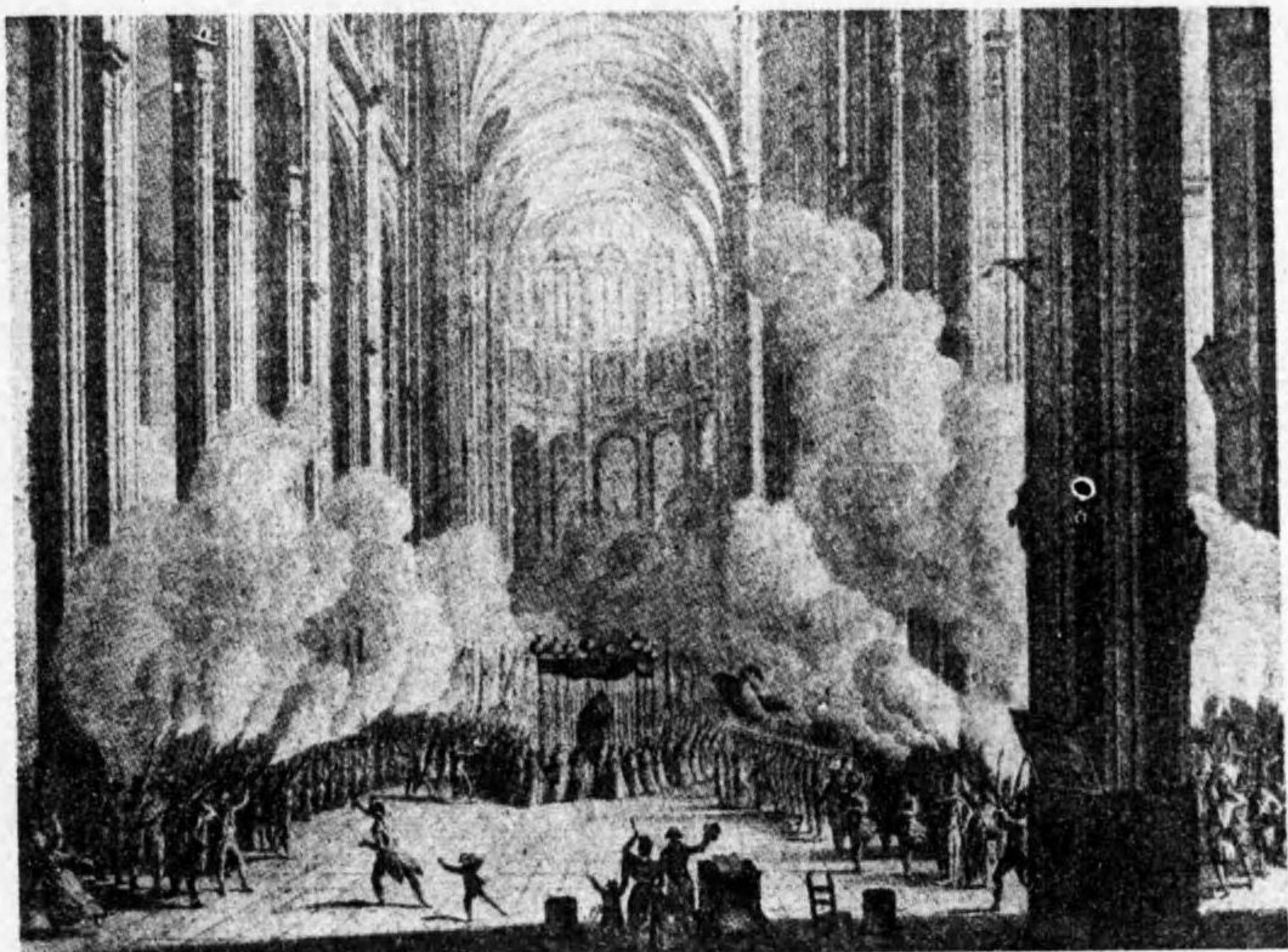
秘密文書を
焼く

耐へざりしかば、ラシェーズは彼を抱きて邸に還れり。二十九日はや、快氣を覺えたれども、ミラボー今は死期の迫れるを知り、その朝廷と關係せる文書の、後に人手に傳はりて、朝廷に累を及ぼさんことをおそれ、これをラ・マルクに託して、其の大部分を焼却せしめ、または安全の場所に秘藏せしめたり。

公衆の哀惜

既にしてミラボー危篤の報四方に傳はるや、公衆は一時彼の上に掛けたる裏切者の疑惑を忘れ、三々伍々集り來りて、その家は忽ちにして群衆の包圍するところとなりたれども、皆病人の耳觸りに成らぬやう注意ふかく、馬車の其の家の前を通過することを許さず。各團體各俱樂部は敵と味方とを論ぜず、各その委員代表者を急派して病床を見舞はしめたり。政敵として永く争へるバルナーヴ、タレーランも來りぬ。ミラボーも此の人々の姿を見て満足の微笑を洩らしたり。かくて彼が呼吸は刻々に險しく、彼が身體は自由を失へるも、最後迄國事を憂ふる英雄の魂は覺醒しむたりき。『余は今や余の肉體と共にフランスの

ミラボーの
永眠



ミラボーの葬儀

君主制を持ち去りつゝあり。余の死後諸黨派は殘物を争ひて相鬭ふならん』と、彼が此の豫言は實に神託の如く的中したり。

四月一日の朝は漸く明けぬ。窓より射し入る太陽の光をながめて、ミラボーは、『これ神なり、神にあらざれば神の從兄弟なり』と叫べり。

友人等はすべて彼の病床を圍繞せり。四月一日の夜は大苦悶の裡に明けたり。彼は言を發する能はず石板

の上に、『眠し。余はただ眠を欲す』と記たり。かくて其の明くる朝の爽かなる春の日の光を仰ぎつゝ、心友ラ・マルクの腕に抱かれながら、その欲せし如く永く醒めざる眠に入りぬ。

第三編 大革命の成長期

第一章 ヴァレンヌの逃走

一 逃走の計畫

曩にミラボーは王室の爲にパリ脱出を策し、ブイエー將軍を味方として、その計畫を進めぬ。たゞ彼は此の際飽迄も外國の援助を借ることを以て、フランス國民の禍害なりとし、地方の人民はなほ思想著實にして、秩序を回復せんと欲する希望燃ゆるが如ければ、安んじて彼等の中に行く可し、内亂は恐るゝに足らず、恐るべきは外寇なりといひて、王の決斷を促したりき。されど王も王后も共に未だミラボーを信ずること深からず、ラ・マルクのメツに赴き、親しくブイエー將軍に交渉せんとするや、之に先つて勤王黨の一人たるブレチユイユにこれを諮りし

王室逃走の
計畫とミラ
ボーの献策
との相違

1 Bouillé
2 Breuille

に、彼も大いに此の計畫を賛し、且ブイエーこそ一大事を託すべき人物なれと答へたり。但しプレチユイユの意は、王家を外國の國境に近く移住せしめ、オーストリア帝の援助を借りて、王權の回復を計らんとするに在りき。これミラポーと根本に於て異なる所にして、ミラポーはかくの如きは徒らにフランス國民の敵愾心を挑發する結果を招く代りに、役にも立たぬ少數の貴族の同情を贏ち得るに過ぎざる事を力説して、かの貴族の一隊は戰を爲す軍隊にはあらざるに非ずやといへり。

王はバミュール司教を、一七九〇年十月二十三日メツツに送りて、彼の旨を傳へしめぬ。然れども其の後ラ・マルク更にメツツを訪ひてミラポーの計畫を告ぐるや、ブイエーは却つて之に滿腔の賛同を表せることは前に述べたる所なり。既にしてミラポー死するや、朝廷にはまた一人の王家のため誠實に賢明に計策する人物を見ず。ラ・マルクは一時ミラポーの書記たりしペランを用ひたれど、この人は唯大人物の下に在りて働く時は頗る入用なる人物たるのみ。彼自身大人物たる器量を

1 Pamurs Pollenc

ミラポーに
代るべき人
物なし

備ふるに非ざれば、素より多く恃むに足らず。民間に在りても、行政の鞏固を翹望せる人々の一團は、首領ミラポーを失ひてまた烏合の衆たるに過ぎず。此の間に立ちてダントン、ロベスピエール等革命過激派の人物忽ちにして頭角を現し來り、議會及びジャコベン俱樂部は全く彼等の勢力の下に置かるゝに至れり。王后はミラポーの生前その勢力の過大なるを惡みしかば、今や其の死を聞きて頭上の壓石の除かれたるかに感じ、心私かに喜べる色ありしも、王は其の不徹底なる頭腦に却つて境遇の眞意味を直覺し、王后に向ひて曰く、『漫りにミラポーの死を喜ぶ勿れ。吾等は今より以後御身の想像する能はざる損失を蒙るべきなり』といへり。

さる程に王は、曩に國民議會の爲に教會に對する改革を強ひられ、加之豫め未來の新憲法に對して宣誓を爲さるる僧侶を罰することを要求せられ、一旦中止權を行使せるが、王后が陰忍を勸告せる爲、不本意ながら終に之に承認を與へたり。されど元來敬虔の念深き性質なれば、

王宗教上の事より議會を怨む

爾來良心の壓迫を感ずること少からざると共に、愈、議會の横暴を惡む心甚だしく、一日も早くパリを脱出せん事を希ふに至りたれども、惜むべし彼はミラボの獻策の根本をば棄て、却つてブレチユの計畫に従ふことに決心したり。一七九一年四月十八日は受難祭の月曜に當れば、前年の例に依り、王はセンクル宮殿に至りて晚餐式を受けんとしたり。ラファイエットは此の行の意味なきことを王に説きて、これを罷めしめんとせしも、王は肯がはずして、王后等を從へて外出せんとせるに、これを聞傳へたる民衆は忽ちにしてチュイルリーの宮門外に群集し來り、喧囂を極めたるが、國民衛兵は之を傍觀して敢へて制御せんとせず、却つて共に王の行動を阻止せんとしたり。こは此の頃既に民間に王家脱走に關する浮説、頻りに傳はりたれば、此の際王が假初の出遊も脱走なるかの誤解を招きしなり。既にして市長バイイー來りて民衆を懇諭し、ラファイエットも亦其の部下の鎮撫に努めたり。市政府は議會に急使を走らせて、議會より民衆に警告を與へん事を求めなど

1 Saint Cloud
2 Tuilleries

王のセンクル宮殿に妨げらるる

したれど、民衆は容易に靜まらざるのみならず、或は王の駕れる馬車に肉薄して喧騒するに至りしかば、軍曹ル・フェツルこれを制せんとして輕からざる傷を蒙りぬ。

ル・フェツルは後にナポレオン一世の妹婿となり、ダンチッヒ侯と稱せらる。上述の事件の際未だ近衛兵の一軍曹なりき。

かゝる状況にて、王及び王族等は車中に在りて、空しく阻止せらるゝこと十二時間に及び、その間王はラファイエットに向ひ、或は懇請し、或は命令して、センクル行幸の路を開かしめんとしたれども、今やラファイエットもまた如何とも爲す能はざりしかば、王は遂に悶々の裡に空しく王宮に引返さざるを得ざりき。この時王后は不謹慎にも、『諸子よ、諸子は今吾等が全く自由を失へるを認むるならん』と叫びたり。王后の此の一言端なく民衆の耳に入るや、これこそ王后が心に自己の自由を回復せんとして計畫しつゝあるを仄かせるものなれとの疑念を生みぬ。この事ありて以來、王も王后も、益、周圍の壓迫に堪へ難き不快の感を強

François Jacques Lefèvre
2 Marquis de Dantzig

馬車内に在ること十二時間

めたれば、今やパリ―脱出を冀ふ情は刻々に昂まるのみ。

かくして計畫は愈、實行の一段となり、前々より其の端緒を開きゐたるオーストリア帝室との交渉は著々進行せしめられぬ。オーストリアのレオポルド二世は、王后マリー・アントアネットの實兄なれど、夙に啓蒙文學の感化を蒙りて、必ずしも革命の全部を否定せず。却つて平生其の妹に書を寄せ、成るべく人民に向つて誠實ならんことを慫慂したり。而も同時に彼はフランスの内訌に乗じ、オーストリアの東方政策を恣に行ふの便宜を得んことを思ひ、却つて心私かにフランスの内亂を冀へり。されど王后は飽迄皇兄を恃み、頻に書を寄せて脱走の計畫を援助せんことを乞ひ、その手段としてわざとオーストリアの兵を國境に動員せしめ、これに對するフランスの防備を口實として、將軍ブイエーをして、兵力をモンメヂーに集中せしめ、且そこに密かに勤王黨の人士を集め、王室のパリ―を脱出して到着するを待ち、その根據地を作り、王室の脱出に便せしめんとしたり。レオポルド帝は表面これ

1 Leopold II.
2 Montmedy

脱走の計畫
漸く熟す

オーストリア
皇帝との
交渉開かる

に反對を表する事なかりしも、すべては脱出の事の成功せる曉に譲らんといひて、自ら進んで事を發するを好まざりき。蓋し帝はフランス王家の脱出の到底不可能なるべきを信じゐたればなり。然るに前述の四月十八日の事件ありければ、王后も皇帝が今や眼前その義弟と實妹との蒙れる凌辱に對しては、兄弟の誼として、之を救ふことを辭せざるならんと考へ、¹デュフォール伯に重大なる信任狀を附與して、イタリヤに赴かしめぬ。

²デュフォールはマントヴァにて帝に面謁することを得たりしも、そこに在りしフランス保守黨の首領王弟アルトア伯、策士カロンヌに遭ふや、彼はカロンヌの口舌に脆くも瞞著せられ、カロンヌの立案に成る、レオポルド帝返簡の偽造を懐にして、これをパリ―に復命せり。このフランス王后に宛てたるオーストリア帝の偽書は、二十一個條より成り、その要領は、夏期に入りてオーストリア軍十萬人はフランスに攻入るべく、王家の脱出はそれまで猶豫ありたきこと、オーストリア軍のフランス

王の密使脱
走貴族に謀
らる

オーストリア
帝の偽書

1 Comte de Dufa, t
2 Mantova - Man
3 Comte d'Altois
4 Colonne

侵入の上にて執るべき處置の一切は、脱走貴族の提案に従ふべきこと等なりき。

この偽書は大いに王后を戦慄せしめぬ。彼女は以爲らく、これ實に脱走貴族等がオーストリア帝を瞞著して書かしたるものにして、彼等の本意は、之に依り民黨をして各國の同情を失はしめ、以て彼等を抑壓する自己の目的を貫かんがため的手段として、王及び王后を犠牲に供せんとするものなり。何となれば王及び王后が此の上長くバリーに止めしめられんか、彼等は久しからずして、人民の虐殺を蒙るべし。幸ひに彼等が民衆の虐殺を免るゝとも、此の度は人民の奴隷たるに非ずして、貴族の奴隷たるに至るべしと。斯く考へたる王后は、此の偽書には巧みに欺かれたれど、而も能く脱走貴族等の肚裡を明察して誤らざりき。彼女が察せる如く、脱走貴族等が王と王后とを犠牲にせんと欲せしは事實なり。後に王家のヴァレンヌ逃走が失敗に終れりと聞かや、ベルギーに在りし貴族等は却つて手を額にして歎べり。これ彼等の

王后、貴族
等の心中を
観破す

所思、王室を極度迄危険に陥れ、或は弑逆を行はしめて、以て列國政府の民主政治に對する劇烈なる反感を昂め、外國の援助干涉によりて彼等が失ひたる舊來の權力を回復せんと欲するに在りたればなり。

貴族等の本
意

之を要するに彼等貴族は眞實王家の爲死を辭せざる忠義の志あるに非ず、彼等の欲する所は封建的特權の回復のみ。且彼等は平生、王と王后とが連りに人民に讓歩する意あるに慊らず、殊に王后を準革命黨と綽名したる程なれば、之を犠牲となす如きは彼等の少しも憚らざる所なりき。かの頑冥なるスウェーデン王グスターフ三世が、『フランス王と王后とは危険の中に在り。されど今日すべての王冠を戴ける人々の負へる危険に比ぶればいふに足らず』といへるもの、正しく脱走貴族等の衷心を代辯するものといふべし。王后は早く此の間の消息を覺知し、人民の壓迫を受くる上に、徒らに遲疑して貴族等の犠牲となるを願はず、更に書を在バリーのオーストリア大使メルシーに送りて其の衷情を告げたり。後六月九日に至りて、大使は前のオーストリア帝の

1 Gustav III (Gustavus)
2 Mercy

返書なるものの虚偽なることを報告せしめしが、既に萬事は休しむたりき。この間の消息は久しく一般には傳はらず、一七九四年に及び初めて當時かくの如き曲折ありし次第は明らかとなりしなり。

逃走の準備



フ
折波瀾に富む事小説以上なる一場
の悲劇は如何にして演ぜられしか。
王家脱出の計畫は既にして著々
進行したるが、之に與りしは上述の
人々の外に、ブイエー侯の子ブイエ
伯

フェルサン伯

なる役者なりき。ブイエー男爵はブリュッセルに在りて、頻りに王家に勸めて脱出を策しむたり。フェルサン伯はもとスウイス人にして、アメリカ獨立戦争に参加したる事もあり、スウイス傭兵隊の大佐たり。眉目秀麗の好男子なる上、婦人に對し慇懃なりしかば、大いに王後の寵幸

1 Baron de Foulle
2 Comte Jean Axel de Fersen
3 Bruxelles - Bruxelles

計畫の實行

を得、色情の關係をすら疑はれて、太子の父なりなどあられもなき噂さへ傳はりたる程なりき。尤も之は全く根據なき浮説なるが如しと雖も、彼は王後に對し騎士的同情を感じ、今や屢、ブリュッセルとパリとの間に往來して、ブレチユエとも相談し、脱走の實行方法を立案しむたり。遂に一七九〇年十二月、伯は其の親密なるロシアの貴夫人コルフ男爵夫人に此の陰謀を打明け、彼女の名にてロシア大使館よりドイツのフランクフルト行の旅行券を手に入れ、又六人乗の大馬車を新調せしめ、これに搭乗して夜半に國都を脱出するの策を立てたり。既にしてブイエー將軍は其の子の男爵をパリに遣はし、この計畫に参加せしめしかば、ブイエー男は嫌疑を避くる爲、表面わざと過激派の革命黨員と交遊し、陰に朝廷に向つて父が獻策を上れり。この案には王家逃亡の目的地として、ベザンソン、ヴァランシエンヌ、モンメデーの三個所の中を選ぶこととし、これについて詮衡を重ねし結果、ベザンソンは過激革命黨員の本據なればこれを避け、ヴァランシエンヌも亦ブイエーの支配

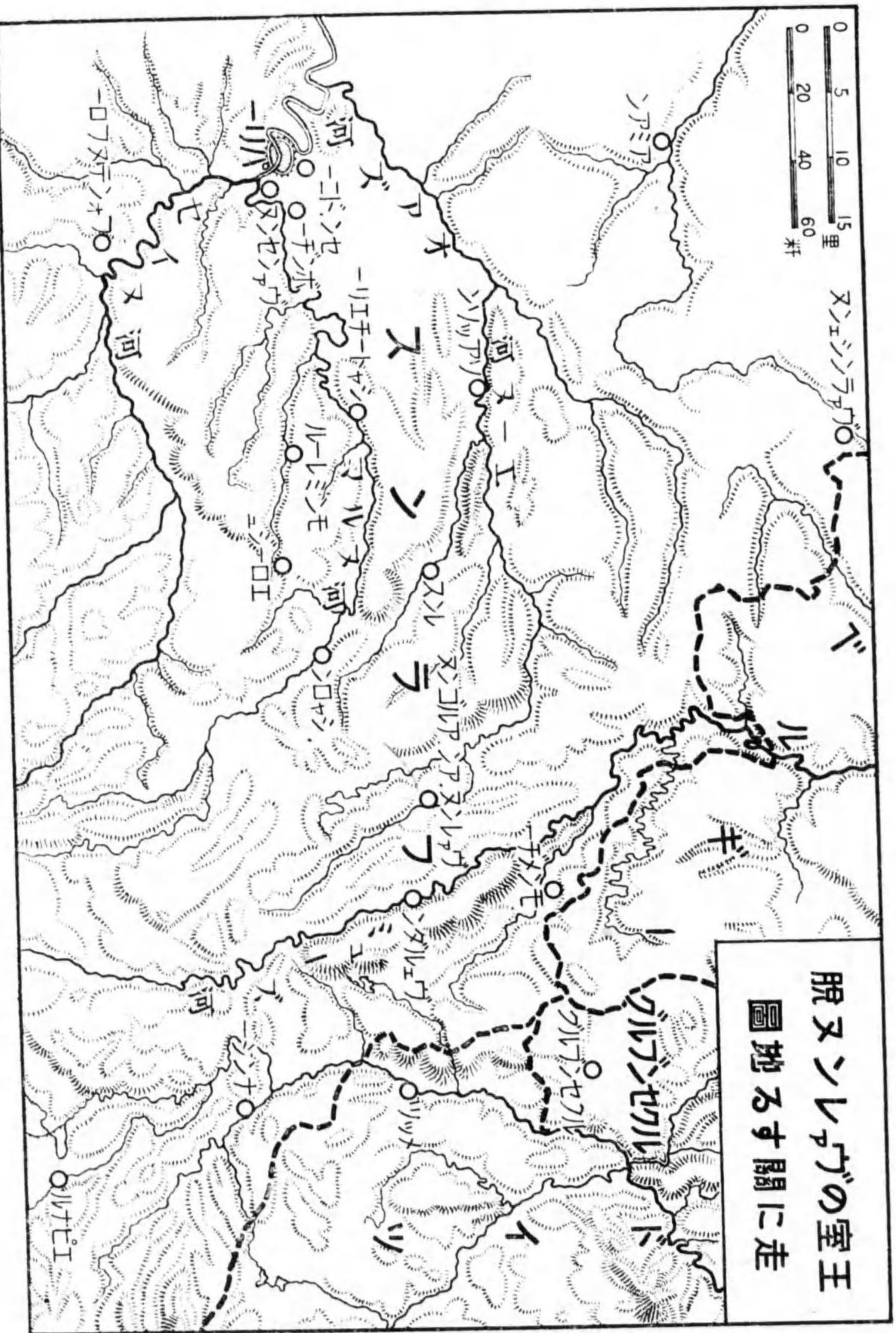
逃走目的地の選定

1 Baronne de Korff
2 Frankfurt-am-Main
3 Besançon
4 Valenciennes
5 Montmédy

モンメデーの二路

下に非ざれば、これも不便多しとし、結局モンメデーを目的地となす事に決定せり。さてモンメデーに赴くには二路あり、一は路も直き上に捷道にて、レンスを通すべし。二はシャロンを通す道にして道遠く且稍迂回なる上に、過激革命派の巢窟たるヴェルダンを通すべからず。さてこの二路はセダンに於て相會し、それよりモンメデーには遠からざるなり。ブイエーは王にレンスを通ずる捷路を行くべき事を勧めたれど、王はレンスの地はもと彼が其の大伽藍カテドラルに於て戴冠式を挙げたる、目出度き由緒ある土地なるに、今落魄の逃走人として、其の地を過ることは衷情の忍びざる所なり。且自然、曩に戴冠式の行はれたる事あれば、王家の人々の容貌を記憶し居る者も亦少からざるべく、一層此の地通過は危険ありとて、堅く執りて動かざりしかば、さらばシャロンの街道をこそと定まりぬ。但し、ヴェルダンの地を避くるため、シャロンより先きのクレルモンまでは、驛馬車の進ずる本街道を行くも、そこよりは側道を廻りてセダンに出づることとしたり。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 Rheims | 5 Cathédrale |
| 2 Châlons-sur-Marne | 6 Clermont en Argonne |
| 3 Verdun | |
| 4 Sedan | |



秘密漸く外
に洩る

ブイエーはまた王に進言して、六人乗の大馬車は何分にも人目に附き易く危険なれば、之に代ふるに普通の小馬車二輛を以てし、其の一方に王と王女、他に王后と王子と分乗すること然るべけれど、勸めけれど、王は家族と分れて死生相共にせざる如くば、寧ろ此の行を中止するに若かず、と堅く言張りしかば、此の事も亦沙汰止となりぬ。更に又王妹¹ エリザベス内親王、及び太子、王女の家庭教師たる² ツルゼル侯爵夫人も、熱心に同行を許されん事を請求して止まず、王后の口添にて終に彼等の乞は容れられたれば、一行の人数は益加はりたり。更に之に加へて三人の近衛兵は、途中の警護に任すべく、彼等にも事情を明らかにして忠順を誓はしめぬ。かく秘密に與る者の漸く多かりしのみならず、フェルサン伯は私かに計畫を前に述べし³ コルフ男爵夫人の外、平生自己の崇拜するイギリス婦人³ サリヴァン嬢にも洩らしたれば、彼女はイギリスに歸りて、これをイギリス皇太子に語りぬ。又かのコルフ男爵夫人の口よりは、二三のロシア貴婦人の耳に秘密は囁かれたり。壁に耳ある

1 Marquise de Tourzel
2 Princesse Elizabeth
3 Miss Sullivan

世の中に、斯くまで多数の人に傳はりたる秘密の前途こそ危ふけれ。

唯之のみならず王后は旅行に必要なりとて、著替の服二三著を新調せしめられたれば、宮女等の間には早く之が實情を猜する者あり。就中其の一人は情人グヴィオンに、チュイルリー王宮に脱走の計畫進行しつゝある如しと告げたるが、このグヴィオンこそラファイエットの副官なりしかば、この事は忽ちラファイエットに密告せられたり。その結果國民衛兵の王宮を監視する事は急に嚴重を加へ、宮城の内外を巡視するのみならず、王族の寢室の外に哨兵を置きて警戒するに至れり。この煩はしき監視の目を忍ぶために、王族等は人知れず一室に集合して、秘密の相談をめぐらさざるを得ざりき。

脱走は六月第二週の内の一日と豫定せられぬ。ブイエー將軍は六月十六日に至り、王家は愈、二十日の夜半パリを脱出す可しとの確報を得たり。ブイエーは即ち部下の大佐¹ショアジュール公をヴァレンヌに於て王を迎へん爲に派遣し、之にモンメデー・シャロン間の道路各所に配置

ブイエー將軍の配備

1 Gouvion
2 Duc de Choiseul
3 Varenne

せる騎兵の指揮權を與へ、王の馬車の背後を掩ひて、モンメデーに伴ひ來るべき事を命じ、而して自己が防禦の際戦死せば、代りて直ちに王を國境を越えてオーストリアに送るべしと告げたり。蓋し其の心中にオーストリアの援助に依頼する底意ありたる證にして、之はミラポールの極力反對せる方針なりしなり。

二 脱走の實行と失敗

王宮脱出の夜
一七九一年六月二十日の夜、王と王后等一行は遂にチュイルリーの王宮を脱出せり。此の日晚餐にプロヴァンス伯¹（後のルイ十七世）及び其の妃も列席したり。これぞ實に兄弟最後の別れとは後に思ひ知られたり。伯爵夫婦は其の夜別に脱走して、終に首尾よくベルギーに落延ぶることを得たりき。

此の夜ラファイエットはチュイルリー宮に至り、親しく王の就床に立會ひ、その居室の前を過ぎて歸宅せり。市長バイイーも亦臆氣なれど耳に

1 Comte de Provence

する所ありて、病中ながらラファイエットに警告し、必ず王の監視を寛め給ふ勿れと戒めたるに、ラファイエットは之に答へて、其の副官グヴィオンをして其の任に當らしめれば、警戒嚴重、鼠一匹這ひ出づる隙間もなしと誇稱せり。過激黨の一新聞記者フレロンは密かに深夜宮中に入り、偵視したれど、萬籟寂として宮の内外の全く熟睡の中に在るを見、安心して門を出でんとせしに、二臺の馬車宮前に用意成りて、馭者等の高聲にて談笑せるを見たりしも、その状普通の客待の馬車と異なる所を見ざりき。誰か思はん、この馭者の一人こそフルサン伯其人ならんとは。

午後十二時過宮中消燈して、人皆寢に就きたる後、王家の人々は密かに平生閉鎖して使用せざる戸を開きて宮外に出で來り、倉皇として備置ける二臺の馬車に乗りぬ。馬車は急はしく、而も憚る如く、靜かにチユイルリー門外を軋り出でぬ。暗夜を覺束なげに馬の手綱を控へし一人はフルサン伯なり。やがて馬車は無事にパリーの外廓に出で、一同は首尾よかりきと微笑しつゝ、例の六人乗の新調馬車に乗り替へたり。

夜半馬車王宮を出づ

1 Frérot

而してフルサン伯は以前の馬車の儘一行を送りてボンヂーに至り、茲にて訣別して、一人道をベルギーに取り、無事ブリュッセルに到着せり。

プイエーとの約束には豫め時間を定め置き、且常に王の馬車に先だつ一時間程の距離に急使を派遣する事としたれば、王の馬車の進行約一時間七哩半として、パリーより、ヴァレンヌまで百四十六哩あれば、同所に達するは二十一日の午後八時と九時との間なる可く計算せられぬ。而して王の脱走パリーにて人の知る所となるや、直ちに追手は掛かるべければ、何事を置きても、此の豫定の時刻は守られざる可からず。然るに何かにつけても暢氣なる王は、エトージュに於て王附の士官シャニエの家¹に立寄り、寛々と朝食を喫せし爲、貴重なる二時間を失へり。剩へ尙其の前途にて車輪を損じて、馬車の修繕に暫く時を費し、漸くにして翌晩セント・メヌールに入り、爰にて馬を替へんとしたり。前以て用意せしことなれば馬の仕度は程なく成りたれども、この時代價を支拂はんとて五十フランの新紙幣を驛主ヅル²エに與へし際、不注意なる

5 Drouet

1 Bondy
2 Etoges
3 Chaillet
4 Sainte de Menchould

紙幣上の疑
像驛主の
を起す

王は思はず首を車窓外に差出し、往路を願て感慨に堪へざるもの如くなりき。その際ふと比ぶるともなく比べられしは、驛主の手中に渡されし紙幣に描出されたるルイ王の肖像と、車上の旅客の相貌となりき。驛主の眼は其の時深き疑惑を此の一行に向つて投げたり。彼は直ちに馬に跨りて前途の町村に警報すべく走り去れるが、其の際ギョームといふ者に耳打して、市の人々に警告することを命じたるに、兼ねて王の逃亡ある可しとの噂傳はり居たることとて、人民及び國民衛兵は忽ち集り來れり。

一方王の護衛のために配置せられしダンヅエン大尉部下の騎兵三十人は、王族一行の到着の遅れしたため、手筈に齟齬を生じ、王の馬車去りし後に來りて、隊伍を整へはじめたり。されど大尉ダンヅエンにして、今少しく勇氣と決心とあらば、この間の危地を脱すること蓋し容易なりしならんに、遲疑して王の後を追はず、人民等は陽に部下の騎兵等を歡待する風を示し、酒食によりて其の足を止めんとするを妨げ得ず、徒

王族護衛隊
の手筈齟齬

1 Guillaume
2 Captain d'Andouins

ラガシーシュ
の獨斷成功

らに時刻を移したる間に、騎兵隊の會計方なりしラガシーシュといふ者、獨斷にて不意に群衆の間を走り抜け隊伍整はざる國民衛兵の橋上に在りしものに向ひて、忽ち一發のピストルを發しければ、國民衛兵は不意を打たれて思はず道を開きたる時、其の間をつと突き抜けて王に追附かんとせり。この人後にナポレオン部下の勇士となり、男爵を授けられぬ。とまれ一人の勇士の力なほかくの如くなりしかば、若し彼の三十騎の護衛兵一團となりて王の後を追はば、王を敵手より免かれしむること案外容易なりしやも、知るべからざりしなり。

その夜八時半頃王の一行はクレルモン・アン・アルゴンヌに到着せり。されど不幸は執念く一行に纏綿せり。馬丁の一人は出發の時「ヴァレンヌへ」と叫びたり。この一言は後より來りしヅルイエに傳へられたれば、さては一行ヴルダンの本道を避けて迂路を取ると覺えしぞと、彼は獨り心に肯けり。こゝに於て彼はヴルダンの先まはりせんとせる初志を止めて、ヴァレンヌに向つて走れり。これより先きヴァレンヌにては

馬丁の一語
禍を爲す

1 Lagache
2 Clermont-en-Argonne

護衛兵六十人配置せられ、王の來著を待受けしが、いつまでも王の來らざるに疑を起し、恐らく出發前早く人民の間に風説高まり、ために出發を延期せるならんと猜し、失望して解散し去れり。

ヴァレンヌ市民の警戒

かくとも知らぬ王の一行は、疲れたる馬に鞭打ちつゝ、暗き田舎路を心細くも進み行きて、二十一日の夜十一時はじめてヴァレンヌに到着し、やゝ安堵の息をつく間もなく、早くも先廻りせるヅルーエは人民等の間を叫びまはりて、王族らしき一行の來れるを告げしかば、忽ち群衆は囂々として馬車の四方に集合し來り、『王よ王よ』と口々に叫び立て、中には進みて王の下車を要求するものあり、その狀犯人の取調などを爲すものゝ如くなりき。王憤然として『諸君は何の權利ありて余を抑留するぞ、余をしてモンメヂーに行かしめよ』と叫びたれど、素より聽かるべくもあらず。強ひて車を進めんとするに、これより先きヅルーエは沿道に警告し廻りたれば、國民衛兵三十人はエー河の岸に集り、掩堡を築きて王を沮まんとす。

1 'C'est Roi'
2 Aix

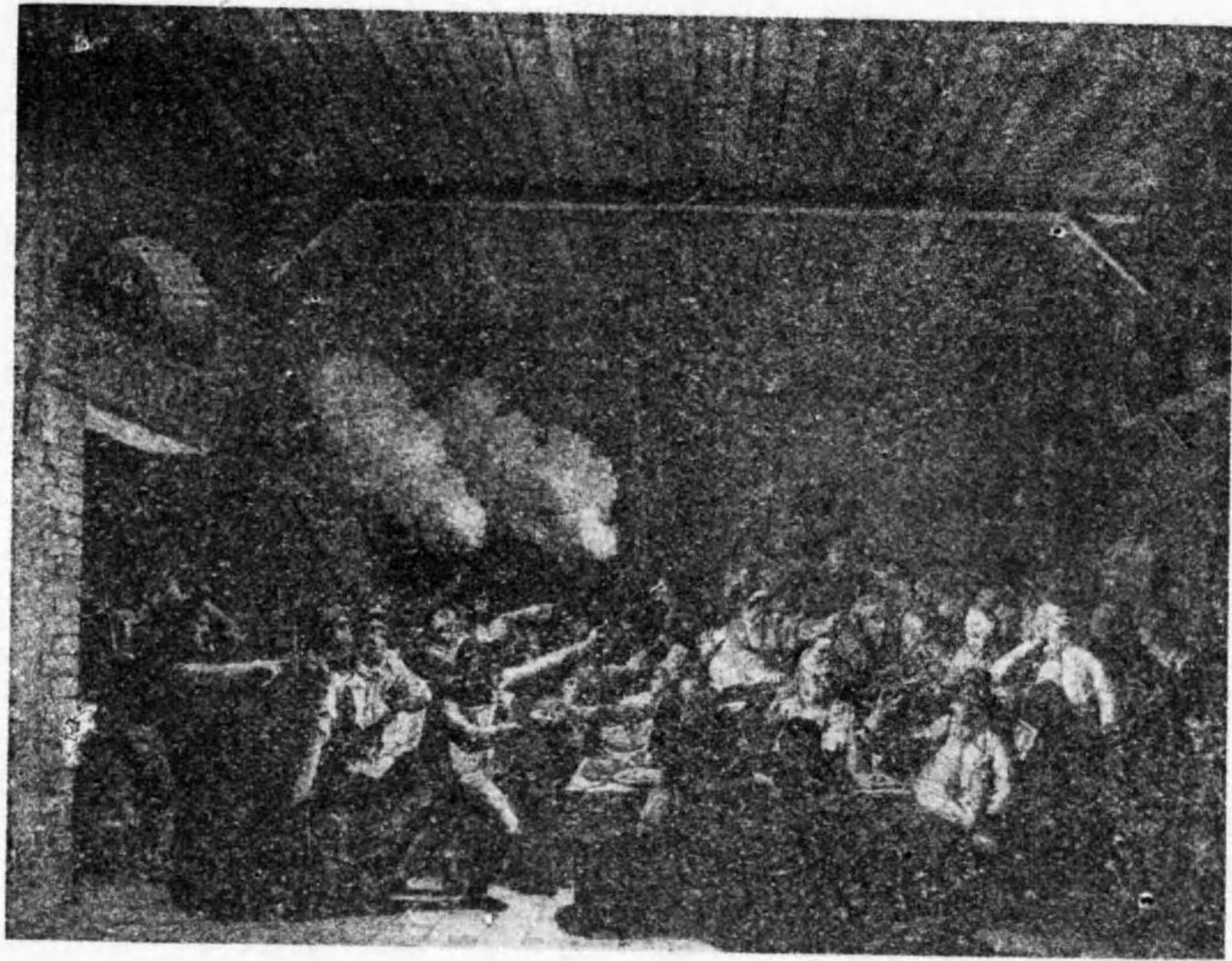
王發見せらる

馬車を止めたる人々は、未だ果して之が王の一行なるや否やを確知せず、旅券を示さん事を請求せり。王はロシヤ大使の周旋にてコルフ夫人に與へられたる旅券を出せるが、之にはフランクフルト行とあれば、其の通路にも當らぬヴァレンヌに來れるは益、疑ふ可しとて、市の役人なる雜貨商ソーセーの家に連れ行かれぬ。ソーセーは先づ王に一杯の葡萄酒を勧め置き、パリイに往來せる事ある一市民を呼び來りて、王を見しめしに、其の人これこそ王に相違なしと言ふや、一同顔見合はせて、今更に驚きしが、中に尙勤王心ある市民等は感極りて王を擁せり。茲に於て市の政府は出火の警鐘を以て全市民を呼び覺し、急使を近傍の各市町村に送りて此の事を告げ、速かに國民衛兵を送ることを催促せり。又マンジエンといふ外科醫は、市の命に依り、國民議會に王族脱出の警報を送るべく、パリイに向ひ、汗馬に鞭うちて急行せり。さてパリイにて、王脱出の事件の明らかになりしは二十一日の午

パリイの驚愕

1 Saucé
2 Mauguin

王囚はる



王族一行がレマンに囚はる

或は例のラファイエットが功名を冀ふ心より、わざと王を逸出せしめ置き、一大事の瞬間に自ら現れて之を抑止し、以て世間の賞讃を博せんとしたるなりといへど、王逸出の企が間髪を容れざる際に行はれしを見れば、この説は信じ難し。追手のパリイ出發は王出奔後二時間を後れたり。外科醫マンジエンが、ヴァレンヌを發せしより一時間の後、パリイよりの急使は到

シヨアジュールの不敏

著して、『王は反逆者の爲に誑かれて連れ去られたり。沿道市町村の人民及び國民衛兵は之を抑止せよ』といふ議會の命令とラファイエットの訓令とを携へ來りて、之を王の面前に讀上げたり。王は此の時までも尙ブイエーの援兵を心頼みとして、努めて時間を延ばさんとし、大いに疲労せるを口實とし、懇請して、七時間も空睡りしてゐたりしが、二十二日朝に至るも遂に援兵は來らず、百計竭きて午前七時半、三千人の國民衛兵に取り圍まれ、悄然として元來し道に還り行けり。

彼のシヨアジュールはシャロンの先八九哩のボン・ド・ソムムにあり。セント・メヌウールに派遣せられたる先發隊は、人民より猜疑の眼を以て見られたり。シヨアジュールは初め王は確かに午後二時半に到着すべしとの報を得たるに、三時に至るも一行は來らず、又一行より一時間程先ちて來るべき先驅者も來らず、斯くて兵を其の儘止め置かば、益、人民の動搖を生じ、王來る時妨害とならんことを恐れ、セント・メヌウール、クレルモン、ヴァレンヌ等にある各部隊々長に、『今日は或は事なかる可し』と告げ、

1 Pont-de-Somme

其の主力を率ゐて退却し、ブイエーに會して相談せんとせり、而も彼は主力と共に本道を行かず、其の參謀ゴグレーと共に森林中の側道を騎行して道を誤りたる爲、本道に於ける事件を知らず、其の結果主力及び部隊は適當の指揮を缺きたりき。

既にしてシヨアジュールとゴグレーとは廻り廻りて深夜にヴァレンヌに來り、初めて王一行の捕へられたるを知りつ、またダマー伯は其の部隊を率ゐてクレルモンより來りければ、彼等は額を鳩めて應急策を議せり。シヨアジュール部下の兵及びヴァレンヌに宿泊せる部隊の兵は少數なれども忠實なれば、今や諸方より續々繰込み來る國民衛兵少からざるも、之を切抜くる事必ずしも不可能ならずと思ひ、密かに之を王に通じけるに、王后は之を希望したれども、王は成る可く流血を避けんと欲し、兎も角もして時を移しブイエーの軍の來るを待たんと、さてこそ空睡して翌朝に至りしなり。而もブイエーは遂に來らず、國民衛兵は益々増加するのみなれば、百計竭きておめく、パリに歸ることとなりぬ。

王流血を恐
れて好機を
失す

1 Goguelet
2 Dumat

ブイエー後
れて至る

シヨアジュール以下の人々は急ぎて現状をブイエーに報じたるが、ブイエーは當時ヴァレンヌより二十哩を隔てレストネーに在り。漸くヴァレンヌの事件を聞くと、直ちに歩兵二箇聯隊騎兵二箇中隊の行進を命ぜり。而も其の支度に時間を要し、彼がヴァレンヌに達せし時は二十二日の午前九時半を過ぎたり。此所にて初めて知りしは、二時間前に王が國民衛兵に圍まれてパリに送られし事と、ヴァレンヌの橋の掩堡を以て守られ、川の淺深不明なる事となりき。されどもブイエーは聲を勵まし、熱心に將卒に向ひ、途に遮る諸兵を蹴散し、王の一行を追駈けて、叶はぬまでも王を救ひて見よと命じたれど、將卒等皆躊躇して従はず。ブイエーは切齒すれども、獨力如何ともする能はず、止むことを得ずして引返せり。然るに其の途中部下の兵は、はや彼に向つて發射するものさへあり、彼の一身も既に不安となりたれば、彼は其の子と共に脱走して、其の夜十一時頃漸く國境を越ゆることを得たり。

將卒従はず
ブイエー亦
國境を越ゆ

1 Stenay
2 Dorman

既にして王は二十二日²ドルマンに到着し、こゝに一日逗留せしめら

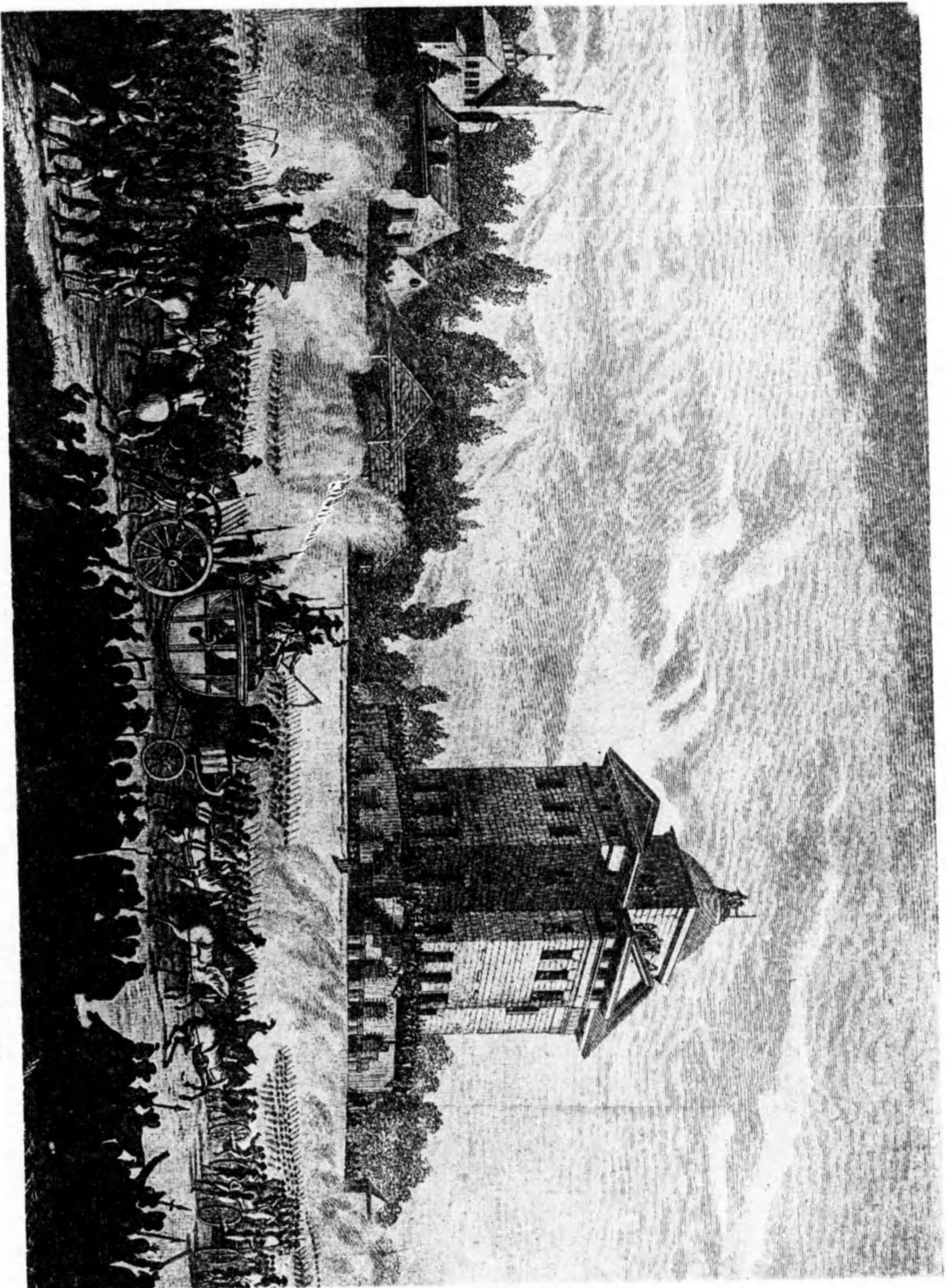
パリ革命派議員王を迎ふ

れしが、パリより革命派の議員バルナーヴ、ペチオン、ラッセル・モー
ブールの三人來りて王を迎へたり。當時の事情は三人の中のペチオ
ンが日誌に委曲をつくしたるが、殊にペチオンは本來品性卑しく、虚榮
心のみ徒らに強き男として、當時王妹エリザベスが彼に心あり氣に、情を
含みて寛典の處置を懇請したれども、遂に心を動かす事なかりきなど、
臆面もなく記せるを見るにつけて、當時ルイ王家の不幸なる境涯を想
ふに足れり。さすがにペチオンに比べてはバルナーヴは人格あり、同
情篤き人物として、王后頻りに彼の歡心を買ふにつとめられたれば、彼またそ
の情にひかれ、終生熱心なる王家の友人とはなりけり。

王再びパリに入る

二十三日、王は遂に再び厭はしきパリの市門に入りしが、沿道の民
家の壁上には、何人の所爲なりけん、所々に貼紙新しく、
王に歡呼する者は鞭撻せらるべし、
王を侮辱する者は絞殺せらるべし、
とぞ記されたる。この制札の掟を守れるか、あらぬか、沿道の群衆は皮

1 Latour-Maubourg



(日五十二月六年一九七一) 還歸のりよマンレーヴ宮王
—— 畫 イェチルグ ——

プロヴァン
ス伯の成功

肉なる沈黙を以て冷かに王を迎へ、また喧騒するものなかりき。嗚呼
數百年來歴史的に結ばれ來りし、フランス王國と人民との間の精神の
連鎖も、今や永久に絶たれて、もはや復び之を繋ぐに由なかりしなり。
王の脱走はかくして回復し難き失敗に終りたれど、これに反して巧



プロヴァン
ス伯

みに成功せるは、同時に別路より逸
出せる王弟プロヴァンス伯なりき。
伯は王の如く多數の人々と相談せ
ず、唯一人のアヴァレー伯に一切の機
密を取計らはしめければ、密謀の他
に洩るゝ虞なく、元よりアヴァレー伯

は心利きたる人として、一夜他の侍従と同室に臥床せる王弟を、密かに室
より拔出でしめ、その後には布團を膨らせて、恰も人ある如く取り繕ひ
置きたれば、傍に在り乍ら彼の侍従は少しも知らずして眠れり。アヴァ
レー伯は此の間に王弟を連出して普通の客馬車に乗せ、自らは英語を

巧みに語るより、英人の如くに装ひて人目を欺き、プロヴァンス伯をば家僕に仕立て、宛もイギリスの一旅客の去るが如くに見せかけて、首尾よく國境を逃れ出で、ベルギーに入れり。

第二章 立憲國民議會の終局

一 王歸還後のパリ

パリの時
王の宣言書
脱出せる

王は曩に六月二十日夜パリを脱出するに臨み、宣言書を殘して、從來王が承諾を與へたる國民議會の決議全部を無効とし、これ脅迫の下に爲されしものにして、余の眞の意志に非ずといへり。こゝに於て王は人民に對し、從來自己の不誠實なりしことを自白せる結果となり、これより王の信用全く地を掃ふに至りぬ。かくの如きはミラボーが最も悞れたるところなりしも、事情今や如何ともすべからざるなり。

さても王脱出の後、議會の驚愕は譬ふるに物なく、倉皇市會と共に善後の策を諮れり。市會は不斷繼續開會を宣言せり。ダントンは街上に演説して曰く、『パリに反逆人あり。人民は審問を爲すことを悞るる勿れ。人民は王及びチュイルリーに於けるオーストリアの委員會に

1 En permanence

警戒せよ』と。これ露骨に人民に對して君主政治の危険を警告し、これに對する防備を煽動する叫聲なり。人民は武器を請求し、市會は市中の荷揚人足をして、小銃一千挺、劍五百口を携へしめ、テルム・ド・ジュリヤン區の委員は總べて『國民の仇敵』の疑ある者の家宅捜査を行ふべしとの願書を出せり。この請願は斥けられたれども、後一九九二年八月に行はれたる家宅大捜査の茲に胚胎せるを見る。

されどバリーは未だ秩序崩潰に至らざりき。議會は、¹コルデリエー俱樂部(者を中心とする一分派)の諸所に貼布せる告示が、あまりに煽動的にして人心に危険なるを難じて、これを撤去せしめたり。ラファイエット、バルナーヴ、²デュポール、³ラメート等、新憲法の維持に熱心なる議員等は密かに會合して、革命の過激に赴くを防ぐ爲、未だ完成の途にある憲法に修正を加へ、餘りに無力にせられんとする行政部を擁護して、その勢力を稍鞏固にすることを圖り、王を回復して味方となすべく、王若し脱走に成功して國境に去れる場合には、勤王黨として信頼せるマルエーを

1 Thermes de Julien
2 Club des Cordeliers
3 Duport
4 Lameth

遣はし、王室と諮りて内亂勃發の危険を防ぐ手段を講ずべしといへり。これらの會合その端緒となりて、後のフュイヤン黨の成立を見るに至りぬ。蓋し彼等は今や彼等自ら種を蒔きたる禍の大なるを覺り、嘗てミラポーが主張せる行政權恢復を行はんとせるなり。

既にして王の歸還するや、先づ其の處分を如何にすべきかが當面の問題となりぬ。議會は王が脱走の罪を責め、廢位して裁判に附すべきや、或はイギリス憲法の如く、王は惡事を行ふ能はずとの原則に依り、逃走を幫助せし廷臣等を罰すべきやを討議せり。かくて討議の結果は、バルナーヴ、デュポール、ラメート等の盡力に依り、中間の方策を執るに決し、憲法の制定成るまで一時王權を中止することとなりぬ。これらの一條を初めとし、フュイヤン黨の前身なる黨派は當時議會を左右する權力を握れり。これ彼等の代表するところは中産階級の勢力にして、彼等は從來自己の希望する權力を得る手段として細民を利用せしも、漸く其の危険を悟りて、今はこれを壓迫せんとする傾向あり、事毎に權力

1 Feuillants

を張らんとするに至れるなり。さればこれまで特權社會に對して一致の歩調を取れる中産階級と細民社會との間に鴻溝を生じ、兩者の間の新しき階級戦は時と共に激しきを加へたり。

ラファイエットが率ゐる國民衛兵には中等社會の子弟多きを以て、素より此の社會の勢力を代表せり。

立憲黨と共和黨との争

而して議會に於ては立憲黨と共和黨と相對抗せり。ダントン、ロベスピエール等は、細民の勢力を後に負ひ、共和政治の一途に向つて驀進せんとす。殊にダントンは實際的政治家の見識と手腕とを有し、最もミラボーに酷似す。ミラボー在世せば此の兩人或は手を握りて、事を共にせしやも知るべからざりき。而も今に及びてはダントンは王政の無力爲すなきを悟りて、ミラボーの如く之を維持するを欲せず、寧ろ速かに王政を倒壊し、共和の新體制の下に鞏固なる行政府を造らんとせり。去れば此の目的を貫くが爲に、彼は王を廢するのみならず、斷然王を死刑に處して、以て一切過去の因習形式と絶縁し、爰に背水の陣を

張りて、革新の一途に向上せんとせり。

マラーの迫害妄想狂

ロベスピエールは素より夢想家の甚だしき者にして、共和政治以上の理想を夢み、この理想を達成する目的の前には手段を擇ばざらんとし、この點に於て僅かにダントンと一致せるなり。マラーに至りては、ラファイエット等の迫害に苦められしより一種の迫害妄想狂に陥りては、總べての人を疑ひ、寧ろ數千の人を殺すも、他の大多數の人間の生活を安全にするを以て最大の人道なりと、激語せるのみならず、實際に深くこれを信ぜざる者の如くなりき。

バスチーユ事件の記念祭利用の企念

茲に於てダントンは、率先ジャコベン派の一角たるコルデリエー俱樂部部に於て、王を廢止して裁判に附するの嘆願書を、國會に提出すべきを動議して、其の賛成を得たるが、宛もよし一七八九年七月十四日、バスチーユ事件の二周年に際し、各地方民聯合の記念祭を行はんとする議あり、七月十七日を以てシャンド・マールにて式を擧ぐることとなりしかば、共和黨は此の際に署名式を行ひて、王の廢位を決せんとせり。

公衆に對する戒告

當時ラファイットは素より國王の廢位には反對にて、共和主義を惡むこと甚だしかりき。何となれば、共和政にして成立せば、中等社會に擁立せられつゝある、彼の大勢力は頓に地に墜つべく、彼は又ダントンの過激なる運動を心私かに苦々しく、思ひゐたれば、同じく騷擾を厭ひ、秩序の維持に苦心せる市長バイイーと二人相會して、豫め過激黨の暴發に對して備ふるところあらんとせり。されば記念祭當日は特に市民に注意書を發し、祭の當日公衆は決してシャン・ド・マールに集るべからず、多數強ひて群集する時は、強制退散を命すべしと宣言せり。然れどもコルデリエー俱樂部は敢へて意に介せざる者の如く、祭壇を設けて、其の上に例の過激なる請願書を載せ、會衆をして之に賛成の署名を爲さしめき。パリ人も元來陽氣好きの人民として、元より家内に靜居すべくもあらず、家族を引き連れ一日の遊樂を縦にすべく、シャン・ド・マールを指して詰め寄する者引きも切らず。彼等の多數は唯物好きの心より、何事か異常の出來事の彼等の興味を唆るべきを期待せるものゝ如

くなりき。

然るにこゝに一珍事は起れり。その日一人の老兵あり、密かに祭壇の下に身をひそめ、下より婦人の脚を仰ぎ見て樂しみゐたり。此のこゝと人の目に觸るゝや、いかなる間違ひにやありけん、祭壇の下には火藥を埋めたり、群衆の集るを待ちて爆發せん結構なりといふ浮説を生じたり。人々は恐れ立ちて、喧々囂々蜂の巢を崩せし如き騒ぎとなりしが、バイイーとラファイットは、各その市長たり國民衛兵司令官たる職權を以て、解散の命令を發せるも、群衆は愈々騷擾して止まざりき。こゝに於てバイイーは大いに狼狽し、市廳の上に赤旗を掲げ、且街上にも赤旗を振らしめぬ。これ去ぬる一七八九年七月十六日制定せる戒嚴令を再び實行せんとする豫告なりき。やがて、ラファイットは數個大隊の兵を率ゐて來り援けたり。バイイーは、聲をあげて戒嚴令を讀上げ、三度解散を宣告せるも、その聲低くして聞取り難く、人民は嘲笑して敢へて命に違はんとせざりき。ラファイット即ち威嚇のため、空中に向つて

戒嚴の赤旗
街上に懸る

所謂「シャ
ン・ド・マ
ールの虐殺」

發銃せしめしに、人民は石を投じてこれに反抗せり。ラファイエット怒りて、此の度は實弾を射出せしめしに、忽ち傷くもの二十餘人に及べり。しかも此の犠牲者は暴民ならぬ良家の子弟なりき。銃の音を聞くや群衆はわつと叫きて、右に左に逃げ惑ひ、人波と人波と衝き合ひ踏み合ひ、忽にして傷者三百人とぞ註せられける。これ後にマラーが「シャンド・マールの虐殺」として、その暴悪を絶叫して止まざりし所のものなりき。後年恐嚇政治の絶頂に達したる時、市長バイイーは革命裁判所に引かれ、この虐殺事件の罪名を以て死刑の宣告を受けしが、當日彼は態々「シャンド・マールの現場に曝され、ギョッチヌの装置成る間、寒雨の中に數時間佇立せしめられ、心身共に慘ましき苛責を受けにき。まことに此の尊敬すべき天文家が、過つて其の最も不適任なる地位に置かれたるは、吾人其の不幸を悼惜せずんばあらざるなり。何れにしても、シャンド・マールの事件は、中等社會と細民及び一般パリ人との永き絶縁の機會とはなりぬ。されど後は知らず、當面の結果

報復せられ
たる市長バ
イイー

フエイヤン
黨の勝利

としては中等社會を背景とするフエイヤン黨の勝利となり、ダントンは危急を悟りてパリを去り、アレ・シユ・ロップに逃れ、カミール・デムレンは其の雑誌の發行を中止し、マラーはイギリスに走れり。

二 憲法の成立と國民議會の解散

かくて中等社會を代表する溫和黨の一派は全勝を得たるに拘らず、由來この派の議員は實行の勇氣乏しく、決斷鈍くして、此の有利なる大勢を利導し、一方過激派を追窮して其の勢力を弱むると共に、早く憲法を制定して行政部の基礎を鞏固にする事を努めず、優柔不斷に日を送りたり。かくて八月四日¹⁾ツレーは、憲法起草委員長として、憲法草案の終結せるを告げたるが、行政權確立の必要を痛感せるバルナーヴ、ラメート率先して、行政上の便利の爲十分の改修を求めたれど、定見なき議會は些細なる字句の末を補綴訂刪せるのみにてこれを通過せしめたりき。しかも議會は自ら憲法制定の大功を誇り、爾後三十年間憲法

憲法草案の
通過

1 Areis-sur-Aude
2 Thouret

改定の必要なしと宣言せり。しかも孰んぞ知らん、この一七九一年の憲法は其の後一年ならずして破棄せられ、その後フランス憲法は今日迄既に十六回の改定を経たり。また運命の皮肉たるを失はざるなり。こゝに於て九月三日、六十人の議會代表者は、新憲法を王に上りしに、王は親ら議會に赴き、これが忠實なる實行者たることを宣明せり。議會は此の際王に對する敵意を解き、和順を表する方法として、ヴァレンヌ脱走事件を不問に附し、また脱走貴族を許すことを誓ひ、且最近二年間の國事犯人に對して、大赦を行ふこととせり。當時王が憲法に誓約を行へる際議員等は脱帽して敬意を表せしかば、王も脱帽してこれに酬ひしに、王の語未だ了らざるに、議員等は早くも帽を冠りて着席せり。王は此の光景を見て、極り惡げにすこゝまた帽を冠りぬ。これを二年以前三部會開會の當時に比べて、時勢の變また驚くべきにあらずや。さて王は憲法に忠順を誓ひ終るや、議員等一齊に王の萬歳を唱へ、王に對して『自由の恢復者』なる稱號を上れり。立憲國民議會の任務こゝに

王憲法に誓約す

終りぬ。

立憲國民議會の選舉

かくて八月二十五日^{アツサンブレ・ナシヨナル・コンスタンチユアント}立憲國民議會の選舉に取りかゝれり。この選舉は九月二十五日終了せり。其の間一ヶ月の間隙あるを以て、飽まで行政府を疑へる議員等は、此の間に王黨に乗せられんことを懼れ、會期盡きたるに拘らず、舊立憲國民議會は新立憲國民議會成立の前日、即ち九月三十日に於て初めて閉會する事とせり。而して新選舉に當りて、五月十日の決議に依り、舊議員は一切候補者たらしめずとの宣言を實行したるは、まことに謙讓を衒ひたる沒常識の行動なりき。

九月二十三日^{ル・シャブリエー}の動議にて、政治的俱樂部が相互に本部支部の關係を作することを禁じ、彼等の勢力が選舉その他の政治上の事件に影響する時は、これを解散せしむべしといへり。之は明らかに從來ジャコベン俱樂部の行ひ來れるところにして、この案が同派を目的としたることはいふを俟たず、さればロベスピエール、ペチオン等過激派

政治俱樂部の取締

1 Assemblée Nationale Legislative
2 Le Chapelet

は大いにこれに反対したれども、多數に制せられて、沈黙する外なかりき。かく溫和黨は議會に於て最後の勝利を博したりしかど、實行の氣力乏しく、效果は更に擧らざりき。

かくて九月三十日愈、立憲國民議會は解散式を擧ぐることとなり、議場の周圍には公衆群を爲して議員等を送りたるが、溫和黨の議員は大抵彼等の冷罵を受けざる者なかりき。就中マルエーは叱聲を以て送られ、バルナーヴ、ヂュポール、ラメートの三頭は罵詈を蒙り、之に反しロベスピエール、ベチオン等盛んなる喝采を浴びぬ。後年の形勢すでに此の時に定まれるを見るなり。

立憲國民議會の解散

第三章 立法國民議會の成立

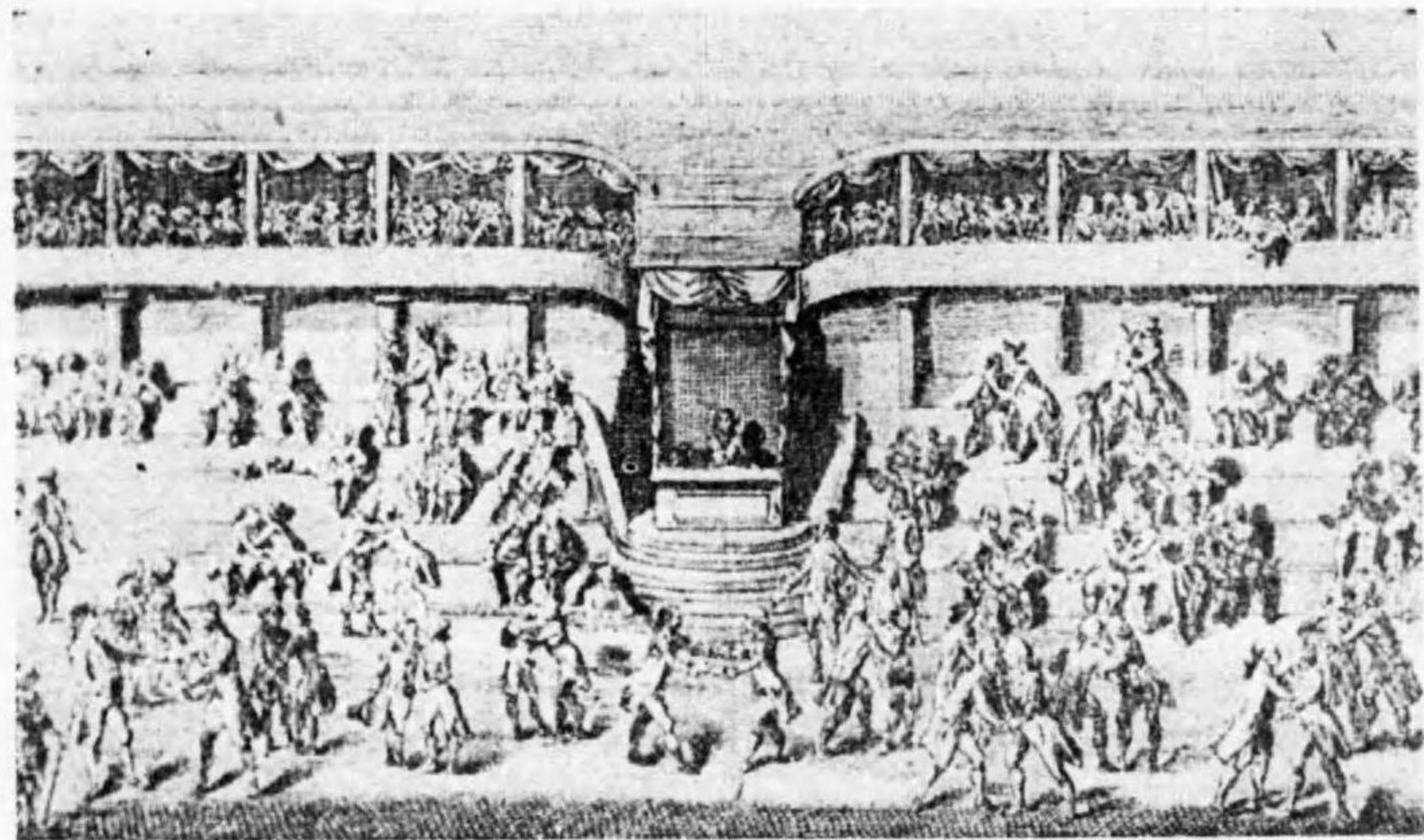
一 新議會の色彩

新議會の新議員

新たに成立せる立法國民議會は舊國民議會に比して、著しく其の趣を異にせり。七百四十五人の議員中、極端保守黨は全く其の姿を沒し、學者多く僧侶甚だ少し、偶ま之あるも大抵新憲法に定めたる俗的教會規定に服従するを羞ぢざる俗僧のみ。有徳の僧侶は選舉場に出づるをすら屑しとせず、まして候補者として立つものなかりき。辯護士法律家は愈、多くして約四百人、即ち全數の過半を占め、新聞記者また少からず。概して年少の士多く選出せられ、その頭角を抽んづるもの大抵四十歳を超ゆるものなかりき。

極右黨と稱すべきは王黨の一群ながら、前議會に於けるミラポルトンネール(大ミラポールの弟)の如き頑冥なる勤王黨にはあらずして、立憲

フュイヤン
黨



立 法 民 國 議 會 光 景

王政を維持せんとするものなり。かの飽まで立憲政治に反対なる貴族等は既に國外に脱走し去り、残るは進歩せる思想を懐き、誠實に王權の基礎を鞏固にせんと欲する者にして、少數ながら決斷あり才氣ある議員の一群を含めり。最多數黨は¹フュイヤン黨にして其の數百六十四人と註せられぬ。蓋し七月十七日の事件は革命急進派中に二個の色彩を分たしめ、バルナーヴ一派の溫和派は別に一派を作りてジャコベン派と絶縁し、幸ひに人氣に投じ得て多數の黨員を議場に送る事を得た

¹Fuillants

りしなりき。されど此の派の新議員中には節操甚だ堅固ならず、時々感情に動かされ、或は反対派議員の辯舌に迷はされて黨議に反する行動に出づる者多く、步調整一ならざりき。フュイヤン黨の綱領としては飽までも彼等の作れる憲法を古今未曾有の名譽ある製作物として、熱心にこれを維持せんと欲したり。

急進黨中の
二派

急進黨即ち現代語に所謂左黨は百三十五人にして議會内に第二の多數を占めたり。最後に極左黨ともいふ可きは¹ジロンド黨と²過激ジャコベン黨との二派に分れたるが、この二派は後に至りてこそ、東西に分れて互に死活を争ひたれ、その初めに於ては、未だ截然として反対の二派を爲すには至らざりき。ジロンド派は其の目的とするところジャコベン派と同じく共和政治に在れど、ただ王を廢止する一事を實行し得ば、他は一七九一年の憲法を大體に於て維持することを厭はざりき。ジロンド黨の中心たりしは、³ヴェルニョー、⁴ゴデー、ジャンソンネーなどにして、就中ヴェルニョーは黨中第一の雄辯家なりき。されど彼は其の演説

ジロンド黨
の中心人物

¹ Girondins
² Jacobins enragés
³ Pierre Victorien Vergniaud
⁴ Gaud

⁵ Gensonné

の構造に苦心する程に實際の活動に努めざりしかば、虚名高き割に實力乏しかりき。これに反して議場に統率者の權威を揮ひたるものはブリッソーなりき。彼は熱心なる奴隸廢止論者にして、ロンドンの奴隸



ニルエウ

ト・フランセーズ』と名づくる雑誌を發行し、大いに勢力を得て市會議員となり、盛んに極端過激の言説を發表して王室を威嚇せしかば、朝廷側にては革命派を總稱して『ブリッソテン』ブリッソー派』といふに至れり。彼はかくして一大勢力を作るに至りたれど、その根底の精神に於てジ

1 Jean Pierre Brissot
2 "Société des amis des Noirs"
3 George Washington
4 Thomas Jefferson

5 Le Patriote française
6 Brissotins

ロンド一派の夢想家に過ぎず、大言疾呼して共和政治の理想を説けど、如何にこれを運用すべきか殆ど成算あるなし。その人元來は好人物なりしも、ラファイエットと等しく、虚榮心徒らに強くして、功名を揚ぐるに急なる餘り、反つて事を誤ること多かりき。



ラ

なほジロンド黨中に在りて異彩を放てる者は、ジャン・マリ・ローラン。ド・プラチエールなり。否寧ろその妻マノン・ローラン夫人なり。彼女は彫刻師の娘にして、姿色美はしく才氣勝れ、活潑にして熱情ある婦人なりき。彼女は民權家の多數と

1 Jean Marie Roland de la Plat ère(1737-1793)
2 Manon Phiïpon Madame Roland(1754-1793)
3 Plutarch

者となれり。これ婦人の常情に出づれど、尋常の婦人のただ羨望して己むところを、熱情あり勝氣なる彼女の性格は、こゝに熾くが如き不平の精神を凝固せしめしなり。彼女は年二十六歳にて四十六歳のローランに嫁したるが、結婚の動機は戀愛にあらずして、ただ夫がリヨンの工場の監督として、社會に地位を有したりし爲、これに倚りてその平等主義の理想を實行する端緒を得んと欲せしなり。ローランは深く其の妻を愛したれど、元來甚だしく形式に泥む人なりしがため、妻は始終夫に不満を感じ、いつしか國民議會に於けるジロンド黨の錚々たる議員ニコラ・



人 夫 シ ラ - ロ

Lyon
Nicolas Buzot

ローラン夫人のサロン

ビュゾーと情を通ずるに至りし事確證存せり。既にしてローラン議員として政界に出づるや彼女はパリイの家にサロンを開きて、共和主義者の集會場となし、彼女は其の中心となりて熱心に活動し、忽ちにして政界の一大勢力たるに至りぬ。彼女は王后マリー・アントアネットを惡む事極端に甚だしく、これを痛罵して餘すところなかりき。由來フランスの政界には、女子の活動する者頗る多く、百年戰役時代の皇后イサ

フランス政界に於ける婦人の活動



ソ ユ ピ

ポールの如き、宗教改革時代のカザレンド・メヂシの如き、ルイ十四世朝のメントノン夫人の如き、又はルイ十

五世朝のポンパヅール夫人の如き、みな其の雄なるものに非ざるなかりき。

當時、一時さしも榮へし貴族のサロンは、貴族等の續々脱走せる以來

1 Isabeau
2 Catharine de Medici
3 Madame de Maintenon
4 Madame de Pompadour

スタエルフ
人のサロン

多くは自然に閉ぢられて、僅かにブローリー夫人のそれを剩せしのみ
なれど、今はた人の訪ふ者多からざりき。唯新たにローラン夫人のサ
ロンと相拮抗せるものは、¹スタエルフ夫人、即ち前大蔵大臣ネッケールが



娘アンヌルイズがサロンにして、フ
スイヤン黨の集會所として世に著は
れぬ。當時ネッケール夫人は既にバ
リーを去りて、その女スタエルフ夫
人、スウェーデン大使の妻として、これに
代りてサロンの主人たり。主人既

きフイヤン黨の人々、若きスタエルフ夫人を擁して談笑せり。彼女は當
時の紊れたる社交婦人の習慣に背かず、ナルボンヌ伯を情人として敢
へて世に隠すところなかりき。彼女の理想は憲法を維持し王政の基
礎を鞏固にせんとするに在りて、王室と同盟してこれを擁護せんこと

¹ Anne Louise de Staël
² Louise Comte de Narbonne-Lara

婦人風儀の
廢類

を欲したり。王と王后とは初め夫人と親近することを好まざる態度
を示せしかど、既にして夫人の勢力の旺んなるを見て、一時は其の情人
たるナルボンヌ伯を宰相として、夫人の歡心を買へるほどなりき。因
みに此の時代の交際社會の風儀は所謂爛熟²の状態にして、社交婦人の
品操は一般に甚だしく紊れ、十七世紀の婦人よりも遙かに劣れり。こ
れルイ十五世以來の餘習の纏綿して革まらざりしたためなりき。

極端ジャコ
ベン派

¹ ジャコベン・アンラージエー即ち極端ジャコベン黨も、議會に其の數少から
ず。その首領と目せられしはメルレンド・チオンウィルにして、極端過激
黨の牛耳を握れり。されど此の派の實勢力は寧ろ議會外に在り、ダン
トン、³マラー、⁴ロベスピエール等之を率ゐたり。彼等は七月十七日事件
以後一時その羽翼を收めしも、立法國民議會成立と共に再び一大活躍
を爲し、ジャコベン俱樂部内にユルデリエー俱樂部を作りて、細民間に勢
力を得たり。彼等は口舌よりも實行を重んじ、革命の進行を直截に進
めて、假初にも脚蹠退嬰する事を許さざらんとす。彼等はフイヤン黨

¹ Jacobins enragés
² Merlin de Thionville
³ Danton
⁴ Marat
⁵ Robespierre
⁶ Corlelier

ダントンの
マラー、
ロベスピエ
ールの



ダント



ローエビムベロ

と異り、一七九一年の憲法の永く維持せられ難きを信じ、又王の優柔不
断にして、これを持つも事の遂げか
たきを信ぜり。彼等は外國の干涉
を防ぐため、議會に立脚して、自ら中
心としてフランス政府の勢力を固
めんとし、パリーの細民と結托し、ま
た地方細民の巨魁等と相呼應して、
國民の基礎の上に實力を築かんと
欲したり。されば立法議會開始頃
の形勢にては、彼等は議會内には少
數にして勢力も乏しきかに見えた
れど、却つてフイェン黨やジロンド
黨の如く、口舌や多數決の力に依り

て作る能はざる、強き勢力を潜かに蓄積しむたり。

二 共和思想の發達

革命以前一
人の共和主
義者なし

こゝに注意すべき一事は、此の時に至るまで、徹底的の共和政治を希
ふ者甚だ少數なりしことなり。否革命以前及び革命の初期に於ては
吾人は或は、一人の共和論者をも發見するに苦まんとす。啓蒙文學者
の一派の中には一の共和主義者を見ず。ヴォルテールは人君專制を理
想とし、自ら『王者の友』を以て任じむたり。彼はただ貴族僧侶の跋扈を
惡むこと甚だしく、その勢力を抑へて、王をして直ちに人民の代表者た
らしめんと欲したり。されば此の國父的君主主義は又プロシヤのフ
レデリック二世、オーストリアのジョセフ二世、ロシヤのカザリン二世等が
平生尊仰する所なりき。またモンテスキューの希望せる所は其の實ロ
ーマの共和政治若しくは十八世紀のイギリスの如き寡人貴族政治に
在りき。ルソーは民主主義を信奉したれど、共和政治は僅かに少數民

「共和政治は天人の國に適して人間の間に適するに過ぎず」

にのみ適するものと爲し、フランス人が共和政治を計畫する如きは迂愚もまた甚だしと思へり。曰く「共和政治は天人の國に適して人間の國に適せず」と。彼は普通選舉を好まず、中等社會の支配の下に行はる理由を以て、ジェネーヴの共和政治を是認したり。彼は社會主義の豫言者として賞讃せらるれど、私有財産を擁護せるは彼なりき。何れの點より見ても、ルソーが共和論者に非ざりしことは明白なりき。百科全書派のデドロ、エルヴェ、ダルジャンソン等に至りては、當代の專制政治の弊害を痛撃したることあれど、共和政治を主張せしことは嘗てあらざりき。改革家チユルゴ、ネッケル等が君主主義なりしことはいふまでもあらず。コンドルセは後年共和政治の理論を發表したれども、一七八九年頃に在りては、王の專制政治を急に矯むるを得ざれば、先づ地方の自治に刷新を行ふべしといへりき。かの三部會に關する名著を公にせるアベシエースも、期するところは君主政治の改善にありき。その他三部會選舉前後雨の如くに下れる地方のカイエ(地方

百科全書派の人人々皆君主主義

1 Encyclopedistes
2 Diderot
3 Helvetius
4 d'Argenson
5 Condorcet
6 Cahiers

革命初期の政治家亦君主主義

當時の粗製印物の深き王心の證す

各階級の希望宣言書)を検するに、終に共和政治の理想をだに述べたるものを見ず。輿論實にかくの如くなりき。かのミラポは素より、ダントンもロベスピエールも、その初めは斷じて君主政治の主張者なりき。カミール・デムレンは後一七九二年に曰へらく「一七八九年のパリに於て、十人以上の共和主義者を數ふる事は困難なりき」と。そのデムレンすら三部會選舉の際には、ルイ十六世頌徳の詩を作り、彼をローマの皇帝トラヤヌスに比べたりしに非ずや。

著者が嘗てパリのカルナヴァレ博物館の倉庫内に發見せる數多き當時の刷物(多くは江戸時代の錦)は、よく革命勃發當時の輿論を知るべき好材料なるが、その中王の徳を謳歌し、稱して「人民の保護者」といへる者多數を占めたり。人民は特權階級の暴虐に對して慷慨するのみ、官僚、貴族、僧侶は中間に遮りて王の善意を人民に徹底せしめず、彼等を除くは、人民の爲のみならず王の爲ならずや、といふ意味の到る所熱烈なる文字を以て記されたるを見る。すべて下層階級に勤王心の根

1 Trajanus
2 Musée de Carnavaillé

抵深きは意料の外に在り。彼等は共和政治の實行せられし後、尙王室及び國家に起れる一大事變の真相を知らざる者少からざりき。

然るに一七九〇年より九一年の末に及びては、共和政治の思想追々に民衆の間に浸潤し來れる形迹、また上述の刷物に依りて知るべく、その初めに於て、王、法律、國民と記されたるもの、後には法律、王、國民となり、最後に國民、法律、王の順序に記さるゝに至りぬ。しかも尙王を無視することなかりしなり。

フランスの歴史は封建政治に對する中央集權の發展史にして、王は即ち中央集權を代表し、國權の發展もまた王の權力の發展と一致せり。人民殊に下等社會は、王を以て貴族その他特權者に對する、自己の保護者なることを信せり。見よ、ジャンヌ・ダルクは農民の家より出で、ジャック・クルルは商人の家より出でて勤王主義を唱へ、フランスの國家民命を救へるにあらずや。

されば一七八九年の頃に在りては、いかなるクーデターを行ふも、君

民衆の歴史
的勤王思想

1 Jeanne Darc
2 Jacque Coeur

共和思想
伸張の原因に
關するオ
ーラル教授
の所説

主政を轉覆することは不可能なりしならん。かくて君主主義の深く浸潤せるフランス王國に於て、一七七九年前後の短き時日に、如何にして共和政治の思想が伸張するに至りしか、その理由如何。著者が師バリー大學教授オーラル先生は、其の原因を左の如く要約していへり。

- 一、フランスの人民は王政を呪はざるも、思想は追々共和主義に傾き、時期至るや、遂に之を實現するを辭せざるに至れること。
- 二、イギリス、アメリカの實例に刺戟せられしこと。
- 三、積年の王政の失敗と、外交の屈讓とは王室を不信用ならしめしこと。

四、ルイ十六世及び王后マリー・アントアネットが人民に對し誠實を缺きたる行動は、深く彼等を怨ましめ、ヴァレンヌ逃走の失敗に至りて白熱に達せること。

以上オーラル先生の所説は頗る肯綮に當れり。以下更に條を逐ふて之に説明を加へ、この間の消息を明白ならしむ

Prof. Aulard

べし。

先づ第一點に就きていはんに、フランス人は王政の維持をば欲したれど、そのこれを解すること必ずしも一ならず、初め下等社會は却つて全然王を崇拜したりき。彼等は封建的虐政を恐れ、富人の跋扈を惡みたり。而して富裕の中等社會及び貴族等は、却りて内閣が行政上の壓制の實は王の專權に出づるを惡みたれど、人民は一般に王を以て右の壓制に責任ある者とせず、王の官吏が王を欺き、その耳目を掩ふが故とし、寧ろ王の爲にこれらの官吏の跋扈を抑へん事を主張せり。彼等は王が人民の巨魁となりて、封建の遺弊を革めん事を希へり。中等社會の人士は之に反して王權の過大を認め、之を制限して輿論を興さん事を欲したり。彼等は之を王政の改造と呼べり。而して啓蒙文學者は直ちに共和政治をフランスに布くを好まざるも、共和主義の正當なるを主張せり。彼等は更に進んでは共和的君主政、即ち民主主義に本づく王政を擁立せん事を希望せり。さればモンテスキューの如き、『共和政

王政に對する能なる解釋

啓蒙文學諸大家の説

治に於ては君主以上に法律を破る悞あり。何となれば君主が法律を保護するは其の利益なればなり』といへり。しかも一方にモンテスキューは、『人民が其の代表者を選びて、之に其の權利の或者を依頼するは良き事なり』と説きたり。ヴォルテールはまた、『共和政治は決して徳義の上に立たず、却つて名譽心の上に立てり』と刺りながら、一方には、『共和國民は其の國を愛すること、君主國の臣民が之を愛するよりも深し。何となれば何人も自己の主人の利益以上に、自己の利益を愛すればなり』といひき。更にルソーは、『民主政治ほど内亂を生じ易き政體はあらず』といひながら、『若し神々の國あらば、彼等は民主主義に依りて自ら支配すべし。かくの如く完美なる政治は人間には適せざるなり』と。即ち一方に共和政治を實際的ならずとして、而も他方には其の完全の極なるを謳歌したるなり。デドロ、¹ドルバック、エルヴェ、²シュース、皆敢へて共和政治をば希望せざれども、尙君主政の缺點を擧げて其の基礎を動かすことに盡力したりき。¹レイナル、²コンドルセー、ミラボー等に至りては、確

¹ d'Holbach
² Raynal

革命に於けるイギリス及びアメリカの先例

かに君主主義の人々なれど、却つて之を倒すの風潮を助成したりき。第二に就いては、イギリスは革新文學者の崇拜するところなり。そのクロンウェル時代の内亂及び一六八八年の名譽革命は、共に彼等の稱讚する所なりき。前者は王政の顛覆にして、後者は民主的君主政の成立なりき。而して此の後者殊にフランス人に悦ばれたり。更にこれに勝りて勢力ありしは北アメリカ合衆國の獨立にして、フランス人が之を助けしは、獨りイギリスを惡めるのみならず、アメリカ人を以て自由の選手と信じたればなり。アメリカ人は獨力本國に反けるのみならず、王政に對する反抗運動の先驅となりたればなり。その獨立宣言は實にフランスの『人權宣言』の急先鋒たりしものにして、その主張は自らの立場を辯ずるとよりは、寧ろ一般の眞理を説く態度に出でたり。而して合衆國が終に目的を達し、自由平等の理想の實現せらるゝに及び、フランス人はこれを羨む情益、禁ぜざりき。すべて理論はこれが實現を見るや、非常なる勢力を加ふるものなれば、合衆國の共和政治建設

1 Oliver Cromwell

は目前の教訓としてフランス人の心に異常なる感動を與へたり。かくて今やフランス人は共和政治は直ちにフランスの現情に適せずとするも、未來は必ず此の理想の實現に向つて進まざるべからずと考ふるに至りたり。

次に第三に就きていへば、ルイ十四世の時代は戦争相次ぎ、これがため國內の疲弊を來したりとはいへ、なほその初めは頗る國威を發揚し、領土も少からず擴張せられたり。その晩年イスパニヤ繼承戦役に於ては數、敗北せりとは雖も、ヨーロッパの大半を敵としたることとて、素より甚だしき不名譽とはいふべからず。然るにルイ十五世に至りては、オーストリア繼承戦役、七年戦役に參加して、ただに全く制海權に併せて植民地を失へるのみならず、陸軍に於ても小國プロシヤに見苦しき敗を取り、屈辱に屈辱を重ねたれば、政府の威信は頓に地を拂ひぬ。またルイ十四世時代には、豪華の生活を喜び、ヴェルサイユの宮殿庭苑の大土木を興し、又幾人かの嬖妾を愛して之が爲に多くの國帑を糜したれ

ルイ十五世の豪奢と失政

ど、何分國王萬能を謳歌せる時代なれば、よく不平の叫びを擧ぐるものなかりき。殊に後に王の寵愛を被れるメントノン侯爵夫人(第一章參照)の如き、家庭教師よ



ボナポザンバール夫人の如き、家庭教師より擧げられて、祕密ながらに宗教上の儀式を経て、王と正當結婚を爲し、且その天性信仰篤く敬虔の人なりしかば、幸ひに朝廷の風儀は肅清せられり。

1 Françoise d'Aubigné, Marquise de Maintenon(1635-1719)
2 Antoinette Poisson, Marquise de Pompadour

然るにルイ十五世に至りては、品行毫も修らず嬖妾頗る多く、殊にボンバール侯爵夫人(一七六四年死)の如き王と私通して、その先夫と強

ボンバール侯爵夫人

ひて離婚し、王の後宮に入りたるほどの女として、その勢を恃みて政機を左右し、ために外戦の大失態を招きたる上、愛憎好惡に依りて朝廷の大臣の黜陟を行ひ、官職を賣買するなど、專恣の行少からず、彼女自身が小遣錢として、年々支拂はれたる額のみにて、百五十萬リヴル(我リカワルは略)に及びしに拘らず、なほ六年間に二千萬リヴルの財産を作り、また私かに親族故舊等を潤はしたる事少々ならざりき。朝廷に於ては豪奢を極めたる遊樂を様々に工夫し、以て王の歡心を維がんとし、その費用莫大に上りしたため、人民はこれを惡む事甚だしかりき。しかもボンバールはなほ學識あり、文學美術を解し、優美なる趣味を愛する事を知りしかど、彼女死して後彼に代りてルイ十五世が愛妾たりし、デュバリー伯爵夫人(一七七〇年生、一七九三年刑死)は、元來マリー・ジャンヌ・ベシユーといふ無學粗野なる賤妓上りの女なりしを、王は唯その美貌に迷ひて、表面朝臣デュバリー伯に婚せしめ、これを朝廷に引入れしなり。茲に至りて人民の王に對する尊敬の念は頓に消磨せられたり。ルイ十六世は品行方正なりし

デュバリー伯爵夫人

1 Marie Jeanne Bécu, Comtesse du Barry

王后の不人望



ガ・ユ・パ・リ・ー・夫・人

も、その后マリー・アントアネットは不謹慎の言動ありしがため多く人に疑はれて屢、外間に醜聲を洩らしぬ。殊に有名なる『ダイヤモンド頸飾事件』は王家の威嚴を全く破壊し去れるものなりき。

第四に、ルイ十六世は、初めより國政改革を標榜したれば、人民は一般に彼を敬愛せり。然るに王后は甚だ不人望にして品行を疑はれし上、オーストリアの出なればその本國の爲に私あることを刺るものあり、且オルレヤン公一派は自己の志を遂ぐる爲、陰にこ

れが悪評を高むるに勗められたれば、愈益、不人望に陥りぬ。而して王后はまた王の善意を害するものとして一般に信ぜられ、ヴェルサイユ宮に暴民亂入せし際も、王には敢へて危害を加へんとするものなかりしが、王后は辛うじて寢衣のまゝ逃れて僅かに無事なるを得たりき。

その後王はミラポールと計りて人民を壓制せんとする風説あり、又オーストリアと通じて人民を抑制せんとする流言あり、かくて追々王室に對する人民の愛情は地を拂ふて空しく、更にヴァレンヌ逃走の事件あり、その際王が遺せる宣言書に於ては、『王が從來宣誓せしめられたる事は、壓迫の下に餘儀なくせられしものにして無効なり』と記したれば、この内容の一般に傳はると共に、今や王も亦恃むに足らず、かゝる不信なる王に依頼するも何の救かあらんとの感情一般に擴れり。既にして王捕へられてパリに還るや、議會の一部にては、最早王政の顛覆は止むを得ざる勢なり、今にして之を斷行せざれば、却つて後に幾多の慘澹たる革命亂を起すべし、寧ろ實行は今日即時なるを要すとの議唱へら

人民王及び王后を疑ふ

るに至れり。されど當時は尙未だ立憲王政黨の勢力固く共和政治に賛成する者議會内に三十餘名に過ぎざりし爲、彼等の企圖は失敗に終りたれど、これより公然共和政治を高唱するもの日に多く、此の種の議論民間に勢力を得るや、少くとも未來に於て、共和政治の理想を仰がんとする心漸く鮮明になりぬ。而してヴァレンヌの逃走は、理想を進めて實行に移す端緒を開けるものなりき。

第四章 ヨーロッパ諸國の態度

一 外國に於ける脱走貴族

共和尙早し

前章述べし如く共和政治の理想は普及したれど、これを實行することは、不可能にあらざれば不利益なりと考へられたり。されば共和政設立論者の巨魁とも見るべきダントンすら、一七九二年三月の頃いへることに、『共和の語は何物をも含まず、吾等に何の利益をも與へず。吾等は一般人民の意識が成熟し、經驗が彼等を自覺せしめて、より大なる幸福に至るを待たしむる様努めざる可からず』と。以て共和政設立の時機尙早きを説きたりき。されば一七九一年十月一日立法議會開會の初めに於ては、君主政治の末路近ける徴候は、なほ何處にもこれを見るを得ざりしなり。

國王逃走以後人民の王室に對する感情は一變したりと雖も、その後

王の人望の消長

王が新憲法を順奉すべきことを宣誓するに及び、幾分人望を恢復し、その外出に際し、『王萬歳』の聲は『國民萬歳』の聲を壓して高く聞えたり。しかも新議會劈頭の問題は、脱走貴族と憲法に宣誓せざる僧侶との處分にして、王は之に反対したりしかば、こゝに至りて一旦恢復せられたる王の人望は再び失はるゝに至りぬ。

脱走貴族諸外國に歡ばれず

貴族の脱走は、王が初めてパリに遷りし頃より始まり、その後引續きて絶へざりき。脱走貴族は到る所の國々に多く尊敬せられざりき。イスパニヤにては、彼等は王家を見捨てたる不忠者として刺られたり。ドイツにては、彼等は厄介者として扱はれ、殊に南ドイツに於ては、ウュルテンベルヒ、³バーデン、⁴バヴアリア諸國政府の國境に高く標札を立て、『無宿人脱走人此の内に入るを禁ず』と墨黒々と掲示せる如きは、最も彼等を侮蔑したるものなりき。イギリスに至りては、人民は自由主義に同情せるを以て、此の國は勿論脱走貴族の天國にはあらざりき。ただ保守主義の權化ともいふべきスウエーデン王グスターフ三世^(在位自一七九二年)

スウエーデン王グスターフ三世

1 Emigrées
2 Württemberg
3 Baden
4 Bavaria = Bayern

5 Gustav(Gustavus)III

ロシア女帝カザリン二世

はひとり彼等に同情し、自ら同盟軍の盟主として、兵を率ゐてフランスに侵入し、王黨の爲に回復を圖らんとしたれど、其の國遠く隔絶したれば、敢へて實際の勢力とはならざりき。ロシア女帝カザリン二世^(自一七九六年至一七九九年在位)も、脱走貴族に同情し、彼等を援助すべしと主張したれど、元



グスターフ三世

來彼女は啓蒙文學を耽讀し、グスターフ三世の如き舊式の思想を有せるに非ず、其の志す所は政治上の目的に在り、即ちプロシヤとオーストリアとをして、成る可くフランスの事件に深入りして、その方に専ら國力を注がしめ、以て自己のポーランド經營に掣肘するの餘裕なからしめん結構より出でたるなれば、さてこそ表面グスターフ王の求めに應じ、進んで軍資の支出を約するに至りしなれ。又オーストリア皇帝レオポルド二世^(自一七九〇年至一七九二年)に至

りては、カザリン女帝と同じく、初期の啓蒙文學の崇拜者なりければ、寧ろフランスの革命に同情して、脱走貴族等を喜ばざりき。

脱走貴族の多數はドイツのトリエル市及びイタリヤのパドヴァ市に集り、その地を本據として大言壯語せり。而してフランス國民は脱走貴族がヨーロッパ諸君主より卑められ居ることを知らず、彼等の勢力に對し過大の杞憂を抱き居たり。然れども彼等脱走貴族は眞の勤王家には非ずして、王室の爲よりは、寧ろ舊制度の恢復の爲に活動せり。彼等は王の無能庸凡に呆れ、又王后を却つて守舊主義の敵として、これを惡みたり。かくて彼等は王弟を攝政とし、其の命令の下に、事を擧げんとせり。勿論彼等も好みて王と王后との危殆に赴くを傍觀するに非ざれど、彼等の守舊主義を恢復せんが爲、延いて彼等を危地に陥るるを厭はざりしなり。レオポルト帝嘗て此の點に就きて彼等に質問せしに、その一人たるカステルノーは答へて、『アルトア伯の御一身に王權の保存せらるゝ以上、王室の運命は敢へて關する所に非ず』といへり。

1 Trier
2 Padova (Padua)
3 Castelneau

フランス國民の脱走の過大の戦力に貴族の視を驚かす原因の開始

オーストリア帝レオポルト二世の心事

皇帝諸國君主に廻狀を送る

しかもフランス國民は、彼等が漫然たる大言壯語を聞きて、衷心より彼等の陰謀を恐怖する事甚だしく、彼等の外國に駐るを以て、國家の最大危険なりと思考せり。これ實にフランスが外戦を開始せし眞の動機なりき。レオポルト二世帝自身はフランスの内争が立憲政治の下に平和の解決を遂げんことを希望せり。否その爲に多少の動搖あるを憂へずと思へり。ただ自己は東方問題に多忙にして、兵力を動かすことを欲せず、却つてフランスが内政に忙殺せられて、自己の行動を妨ぐるに違なからんことを希望したり。故に彼はルイ十六世の逃亡問題には最初これに反對したるが、しかも王后マリー・アントアネットの決心堅きを見て、これを助くることに同意したれど、素よりその好むところにはあらずき。既にしてヴァレンヌに於て王の一行の捕へらるゝを聞くや、さすがにレオポルトも今は眞面目に其の妹の爲に憂慮する所なきを得ず。一七九一年七月一日帝はパドヴァより各國君主に廻狀を送り、ルイ十六世の事に關して共同の運動を起さざる可からざるを

告げ、又フランス議會に對しては、王に危害を加ふべからざるを警告する書を送らんとして果さず、又兵力を戦時の状態に置くの令を下したれど、僅かに數箇大隊に對して行はれしのみ、以てレオポルトの真意の唯示威に在りて、衷心フランスを攻むる心なかりしを知るに足れり。

二 ポーランド問題を中心とする外交

如上のロシヤ、オーストリア、プロシヤ等諸國の行動の真相を知らんと欲せば、先づ當時の歐洲の政情如何に通ずるを要す。

蓋し最近數年に於て歐洲の政界は紛糾混惑の極に達し、其の解決の必要は逼迫しつゝありき。即ち彼のポーランドは、一七七二年に於てロシヤ、プロシヤ、オーストリアの爲に、理不盡にも第一次の分割を行はれ、さすがポーランド人の中にも多少の進歩せる貴族は憤慨措く能はず、これ皆國內の不整頓の致す所なるを悟り、斷然ロシヤ黨の反抗を斥け、プロシヤ、イギリスの後援を得て、一七八八年立憲國會を召集せる

ポーランドの革命

一七九一年五月のクーデター

が、ロシヤ黨の反對愈々盛んなる上、プロシヤの態度はた時々に変化して、深く恃むに足らず、且憲法の眼目たる、王の選舉制を廢して世襲的王政と爲すの一事いたく小貴族の反抗を買ひ、新憲法は豫期の如くに成立せざりき。是に於て新主義の頭目たるポツキ¹及びマラコウスキ²を初め、スタニスラウス王³まで共同して、一のクーデター⁴を行へり。即ち彼等は一七九一年五月三日の朝兵士を以てワルソー⁵府なる國會議事堂の入口を塞ぎ、やがてスタニスラウス王は多數の兵士を率ゐて入り來り、議事日程に關せず、外國に關する外務大臣の報告を朗讀したるが、その要領に曰く、『ロシヤ、プロシヤ二國はポーランドの第二分割を圖り、特に後者はダンチヒ市⁶及びトルン市⁷を取らんことを希望せり。而して他の各國は吾人が鞏固なる新憲法を編制するを最良策として仰望せり』と。この時王は反對の聲盛んなるには耳を傾けず此の際必要なりと稱し、新憲法案を朗讀せしめたり。案はすべて十二箇條より成り、その主要なるものは、農民の關係を改造すること、平民に參政權を

1 Polocky
2 Malachovsky
3 Stanislaus
4 Coup d'état

5 Warszawa
6 Dantzig
7 Thorn

與ふること、議會を二院とすること、獨立の内閣を作ること、ヴェルム・ヴェト
1(一議員にても、議會の議決に對して、用ふることを得る中止權)を廢す
ること、王位をば今後永くサクソニヤ選舉侯家の世襲とすること等な



ボラードン王スタニスラス

りき。兼ねて萬事十分に用意せら
れたる事として、その時議員の一人は
起ちて『新憲法案は猶豫なく人民の
叫聲によりて即決し、且直ちに宣誓
すべし』との動議を起すや、議員中に
反對の聲ありしも、傍聽の公衆の歡
呼する聲に制せられ、新憲法案は瞬
刻の間に決定せり。この時カリッシ

革命成功す

の一議員は絶へず、『ヴェト、ヴェト！』(余は中)と叫びて兵士の爲に撃倒
されたり。こゝに於てスタニスラス王は自ら先づ新憲法に服従す
る旨をば宣誓し、公衆はワルソー府の大伽藍に入りて宣誓を爲せり。

1 Velum veto
2 Kalish

プロシヤの
列強牽制策

かくて革命は行はれたり。されどこれ尙活劇の序幕に過ぎざりき。

プロシヤは曩にイギリスと同盟してオーストリア、ロシヤの東方政
策に反對したり。これオーストリアがロシヤと共に、トルコを分割し
て、其の土地を得ば、その影響は列強權力の平均を破るに至るべきを深
く恐怖したりしに依る。而して之はポーランドに關しても同一なら
んとの考より、是に於てかの『フレデリック大王の弟子』と玉も呼び、自らも
しか信ぜざるプロシヤの宰相ヘルツベルヒは、一の地理變更策を提出せ
り。即ちプロシヤは進んで自ら仲裁者となり、²ドナウ河を以てトルコ
とロシヤ、オーストリアとの境界とすべし。然る時はトルコは亡滅を
免れ、ロシヤはエザコフ、³ベッサラビヤを得、オーストリアはワラキヤ、モル
ダヴィヤを得、三者共に満足してプロシヤに感謝するならん。之に依り
ロシヤは其の代償として、同時にフィンランドをスウェーデンに還し、オー
ストリヤはガリツィヤをポーランドに還す事を辭せざるべし。而して
スウェーデンはまた代償として前ボメラニヤを得て、ポーランドもダン

ヘルツベル
ヒの秘策

1 Hertzberg
2 Donau=Danube
3 Aezakov
4 Bessarabia
5 Walachia
6 Moldavia
7 Galtzia
8 Vorpommern

机上の妙策
實際に行は
れ難し

ツイヒ、トルン、ボーゼン、カリッシュをばプロシヤに與ふべし。かくて三方四方満足して、権力の平均は保たるべしと。これヘルツベルヒの自ら得意なりし秘策なり。彼はロシヤ、オーストリア對トルコの戦争が長きに互り、雙方共に疲憊せる閑に乗じ、この條件を以て調停せば彼等は容易にこれに同意すべしと考へたり。焉んぞ知らん、かくの如き卓上の政策は長き歴史を有し、複雑の感情を交へたる領土上の問題を解決するに何の効力なきものならんとは。しかもフレデリック大王の甥にして其の相續者たるフレデリック・ウィリヤム二世(自一七九四年至一七九七年在位)は大いに此の策を喜べり。而して事件の経過はプロシヤの爲時に利あるが如く或は不利なるが如くに見えたり。一七八八年スウェーデン王グスタフはイギリスと同盟したる後、ロシヤに向つて開戦したるが、これは先づプロシヤの利益なりき。さればプロシヤはスウェーデンに後援を與へて、デンマルクをして中立を守らしめ、また一方ポーランドの改革黨に勢援してロシヤ黨に反對せしめたり。

四國同盟の
不成功

ロシヤは其の反對者の愈、多からんとするを見て、心平らかならず、フランスの力を借らんとせり。即ち一八八九年春フォン・ナッサウ・ジーンをヴェルサイユ及びマドリットの朝廷に送り、イギリス、プロシヤに對するロシヤ、オーストリア、フランス、イスパニヤの四國同盟を作る事を勧誘せり。之に對して、兩國の朝廷は共に深厚なる同情を表したれど、而も容易に實行するに至らざりき。何となれば兩國は國力衰へて、濫りに開戦する勇氣なく、フランスは恰も三部會の召集前にして、財政窘窮の極に達せし時なりしのみならず、オーストリアの壓迫に對して、ポーランドとトルコとを保護するはフランスの歴史的 policy なりければなり。さればマリー・アントアネットが其の兄の利益の爲に全力を盡せるに拘らず、フランスをして公然この同盟に加はらしむるを得ざりき。

故に革命の初期に於て、七月十五日在フランスのプロシヤ大使は報告して、『今や歐洲に於ける陛下の位置は、バスチーユ攻撃と王后の失敗とに依りて甚だしく強められたり』といへり。事實に於て、フランス王

1 Prinz Charles von Nassau-Siegen

プロシヤ君
臣フランス
の革命を喜
ぶ

第三編 大革命の成長期……………五〇〇

は三部會に屈從し、兵士は王命を奉ぜざるを見て、プロシヤは手を拍つて喜べり。ヘルツベルヒは七月二十六日書を王に獻じて曰く、『フラン



世二ムヤリウ・グクリデレフ

スに於て君主政は顛覆し、オーストリアの同盟は絶滅せられたり。これ實に陛下が陛下の君主政を最高度にまで鞏固ならしむるために利用すべき好時期なり。オーストリアはもはやフランスの援助を望むべからず』と。王も亦大いに喜び、大使ゴルツをして國民議會の民主黨議員と親交を結ばしめたり。

1 Goltz

プロシヤ革命思想の禍
命を受く

然るにプロシヤの君臣が、かくの如く恰も對岸の出火の如く見做し、わたるフランスの革命思想は、次第にドイツにも傳播し、詩聖ゲーテがバスターユ事件を謳頌する詩歌を先聲として、やがて民間の過激運動

プロシヤ王
の外交



ヒルベツルヘ

を捲き起し來り、後にフランス軍がドイツの國境に亂入するに當りては、ライン地方の人民一齊に起つてこれに内應せり。しかのみならず、この最後の結果が殆どプロシヤ王國を解體せしむるに至らんとは當時のプロシヤ政治家の思料だも及ばざりし所なりき。

されば一七八九年十月ベルギー地方に於てオーストリアに對する反亂起りし時、フレデリック・ウィリアム二世王は時機至れりとなし、大いに反徒に勢援せり。當時王はヘルツベルヒに十分の信頼を措かず、獨斷を以てそれ以上の策略を採り、一七

九〇年一月三十日トルコとの同盟を結び、その領土の保全のみならず、クリムの恢復をも約せり。これヘルツベルヒの政策を根底より覆すものなりき。王はまたポーランドに向つても、ダンツィヒ、トルンを讓與

第四章 ヨーロッパ諸國の態度……………五〇一

することを条件として同盟を結ばんことを申入れ、却つて大いに其の反感を買ひ、従来同國に得たる信用を一朝にして失ひ去りぬ。

然るに一七九〇年二月二十日ジョセフ二世死し、レオポルト二世これを繼承するに及び、オーストリアの政策はこゝに一變せり。彼はジョセフ帝の政策の根本には異議を表せず、しかも其の時機を誤りて急激に過ぎたるの不利を認めれば、ジョセフ一世の侵略政策は之を中止するに決せり。彼は又ヘルツベルヒが絶對的にオーストリアの反對者なるを以て、直接手書をフレデリック・ウィリアム王に送りて接近を求めたり。また一方ロンドン朝廷に向つて、ベルギー舊來の憲法を守ることが告げ、且トルコに對して戰を欲せざる意思を表白せり。

この時イギリスとイスパニヤとの間には、かのノートカ水道事件漸く險惡となり、フランスにてはモンモレン、ラファイエット等イスパニヤを援助せんとし、民間黨は却つてこれに反對せり。レオポルトはこゝに於てやゝ強硬なる態度を取りしが、幾多の波瀾を経たる後一七九〇年

レオポルト
帝の温和外
交

1 Nootka Sound

ライヘンバ
ツハの協約

七月ライヘンバッハの會合に於て、オーストリアは境界を少しく警備する以外、トルコの保全に同意し、直接間接に、トルコに對するロシアの侵略を助けざることを約し、また、ベルギーに關しては、その地方の舊制度を其のまゝに維持する事を約せり。



レオポルト二世

いはゆる七月二十七日ライヘンバッハ協約とはこれなり。この協約は一見してプロシヤの外交の大勝利なるが如

1 Covention de Reichenbach

プロシヤ王
の失敗オ
ストリヤ帝
の成功

くなれど、實は大なる失敗なりき。ヘルツベルヒの計畫の行はれざるは勿論なれど、それは王の知りて行へるところなり。而してレオポルト帝は内政の整理に多忙なるを以て長くトルコと戰ふことを欲せず、

故にトルコと和することは、其の心中に希望せる所にして、而も境界整理の條件は都合よく行はるゝことを得たり。又ベルギーの一條も大いに讓歩したる如きも、實は時期を見て再び改革を實現せんとし、現に後に至りて漸次に改革に著手せり。尤もこれが爲に後フランス軍がベルギーに入るに及び、オーストリア政府の改革に不平なる人民内部よりこれに應じたり。されどライヘンバッハ協約の當時に於ては、レオポルトの巧妙なる政策の成功を稱せざるべからず。しかのみならず、レオポルト二世がドイツ國內に於て、ジョセフ二世の急激なる政策を一且廢棄したるため、プロシヤの味方に走りしサクソニヤをも再び自家の味方に引寄することを得たりき。

かくしてプロシヤは其の外見上の名譽によりて何の利得をも得る能はず、ヘルツベルヒは漸く王の信任を失ひて終に職を罷めらるゝや、無能なる¹ビショーフスウェルデルは王の信任を得、新たにオーストリアとの接近を勧告せるを以て、フレデリック・ウィリヤム王はトルコに對するロ

プロシヤ、
オーストリア、
に接近を
求む

¹ Bischofswerder

シヤの侵略を抑へんが爲に、オーストリア、ロシヤを離間する目的を以てオーストリアと同盟を結ばんとせり。この交渉は一七九一年に始まりしが、これと關聯して前述の如きポーランドの革命は起れるなり。